

次期「文の京」総合戦略（骨子及び主要課題（案））について

1 概要

次期「文の京」総合戦略（以下「総合戦略」という。）について、骨子を示すとともに、主要課題（案）を作成した。

今後、区民参画や基本構想推進区民協議会等において、区民からの意見を聴取し、素案を作成する。

2 総合戦略（骨子及び主要課題（案））

別紙1のとおり

3 今後のスケジュール

令和5年	9月	議会報告（骨子及び主要課題（案）） 区民参画（9～10月） （区報特集号・オープンハウス型説明会・ウェブアンケート）
	10月	基本構想推進区民協議会
	11月	議会報告（素案）
	12月	区民参画（パブリックコメント）
令和6年	2月	議会報告（最終案）
	3月	改定

次期「文の京」総合戦略（骨子）

第1章 基本構想

- 1 基本構想を貫く理念
 - (1) みんなが主役のまち
 - (2) 「文の京」らしさのあふれるまち
 - (3) だれもがいきいきと暮らせるまち
- 2 将来都市像
歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

第2章 総論

- 1 本区の人口（推移・将来人口推計）
- 2 財政状況と今後の財政見通し
- 3 本区を取り巻く社会状況の変化

第3章 基本政策

- 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ
- 2 健康で安心な生活基盤の整備
- 3 活力と魅力あふれるまちの創造
- 4 文化的で豊かな共生社会の実現
- 5 環境の保全と快適で安全なまちづくり
- 6 持続可能な行財政運営

第4章 戦略シート 別紙2のとおり

- ・ 主要課題（現状・関連データ）
- ・ 課題解決に向けて取り組むべきこと
- ・ 課題解決に向けた4年間の事業展開 等

第5章 行財政運営

- 1 区民サービスの更なる向上
- 2 多様な行政需要に対応する施設の整備
- 3 財政の健全性の維持
- 4 質の高い区民サービスを支える組織体制の構築

第6章 （仮称）デジタル田園都市国家構想総合戦略

「戦略シート」主要課題（案）一覧

基本政策	主要課題(現総合戦略)	主要課題(次期総合戦略)
1 子どもたちに輝く未来をつなぐ	1 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	1 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
	2 保育サービス量の拡充・保育の質の向上	2 多様化する保育ニーズへの対応 ・保育の質の向上
	3 子育て支援サービスの安定的な提供	3 子育て支援サービスの安定的な提供
	4 子どもの発達に寄り添った支援体制の整備	4 就学児童の多様な放課後の居場所づくり
	5 (仮称)文京区児童相談所設置に向けた総合的な支援体制の強化	5 子どもの健康・体力の向上
	6 子どもの貧困対策	6 新しい時代の「学力」向上
	7 子どもの健康・体力の向上	7 共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成
	8 新しい時代の「学力」向上	8 不登校・登校しぶりの児童・生徒への対応力強化
	9 共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成	9 学校施設等の計画的な改築・改修等
	10 不登校への対応力強化	10 青少年の健全育成と自主的な活動の支援
	11 学校施設等の計画的な改築・改修等	11 高校生世代への支援
	12 就学児童の多様な放課後の居場所づくり	12 子どもの発達に寄り添った支援体制の整備
	13 青少年の健全育成と自主的な活動の支援	13 総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護
—	14 子どもの貧困対策	
2 健康で安心な生活基盤の整備	14 介護サービス基盤の充実	15 地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化
	15 【地域包括ケアシステムの深化・推進①】在宅医療・介護連携の推進	16 在宅医療・介護連携の推進
	16 【地域包括ケアシステムの深化・推進②】認知症施策の推進	17 認知症施策の推進
	17 【地域包括ケアシステムの深化・推進③】介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進	18 フレイル予防及び介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進
	18 【地域包括ケアシステムの深化・推進④】高齢者の居住安定の支援	19 高齢者等の居住安定の支援
	19 高齢者の見守りと権利擁護	20 高齢者の見守りと権利擁護
	20 地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備	21 介護サービス基盤の充実
	21 障害者の自立に向けた地域生活支援の充実	22 障害者の自立に向けた地域生活支援の充実
	22 障害者の一般就労の定着・促進	23 障害者の一般就労の定着・促進
	23 障害者差別の解消と権利の擁護	24 障害者差別の解消と権利の擁護
	24 生活困窮者の自立支援	25 生活困窮者の自立支援
	25 適正な医療保険制度の運営	26 区民の主体的な健康づくり
	26 区民の主体的な生活習慣の改善	27 がん対策の推進
	27 がん対策の推進	28 新興・再興感染症対策の推進
	28 総合的な自殺対策の推進	29 総合的な自殺対策の推進
29 受動喫煙等による健康被害の防止		
55 新型コロナウイルス感染症対策の推進		

「戦略シート」主要課題（案）一覧

基本政策	主要課題(現総合戦略)	主要課題(次期総合戦略)
3 活力と魅力あふれるまちの創造	30 中小企業の企業力向上	30 中小企業の企業力向上
	31 商店街の活性化	31 商店街の活性化
	32 消費者の自立	32 区民の消費生活の安定と向上
	33 文化資源を活用した文化芸術の振興	33 文化資源を活用した文化芸術の振興
	34 誰もが観光に訪れたいくなるまちの環境整備	34 誰もが観光に訪れたいくなるまちの環境整備
4 文化的で豊かな共生社会の実現	35 都市交流の促進	35 都市交流の促進
	36 地域コミュニティの活性化	36 地域コミュニティの活性化
	37 図書館機能の向上	37 図書館機能の向上
	38 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進とレガシーの継承	38 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり
5 環境の保全と快適で安全なまちづくり	39 男女平等参画社会の実現	39 男女平等参画社会の実現
	40 人権と多様性を尊重する社会の実現	40 人権と多様性を尊重する社会の実現
	41 誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進	41 誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進
	42 安全・安心で快適な公園等の整備	42 安全・安心で快適な公園等の整備
	43 地域の特性を生かしたまちづくり	43 地域の特性を生かしたまちづくり
	44 移動手段の利便性の向上	44 地球温暖化対策の総合的な取組
	45 地球温暖化対策の総合的な取組	45 循環型社会の形成
	46 循環型社会の形成	46 地域防災力の向上
	47 生物多様性と都市の発展・再生	47 防災機能の強化
	48 地域防災力の向上	48 災害時の要配慮者への支援
	49 災害に強い都市基盤の整備	49 災害に強い都市基盤の整備
	50 防災拠点機能の強化	50 地域の犯罪抑止
	51 災害時の要配慮者への支援	51 管理不全建築物等の対策の推進
	52 地域の犯罪抑止	52 交通安全対策の推進と移動手段の利便性の向上
53 管理不全建築物等の対策の推進		
54 総合的な交通安全対策の推進		

主要課題	No. 1	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
-------------	-------	-------------------

●現状●

- 本区の合計特殊出生率は、近年減少傾向が続いています。
- 令和3年の母子保健法の改正により、出産後1年を経過しない女子及び乳児を対象として、産後ケア事業が区市町村における実施が努力義務となりました。また、令和4年4月から、一般不妊治療及び生殖補助医療の一部が保険適用となりました。
- 国は、令和5年4月にこども家庭庁を創設し、同時にこども基本法を施行しました。こども未来戦略方針の加速化プランの中で、2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと述べており、これまで以上に総合的かつ一体的に取り組んでいくこととしています。
- 現在の子育て家庭は、以前からの核家族化に加え新型コロナウイルス感染症の影響によって、より一層地域とのつながりが薄い生活環境となり、周囲からの支援を受けることが困難な傾向にあります。さらに、世帯収入格差やライフスタイルの多様化などの要因もあり、子育てに心理的な不安を感じている保護者が少なくありません。
- 出産や育児、産後の体調について、保健師や助産師へ相談をしたいというニーズは依然として高く、ネウボラ面接（妊婦全数面接）、乳児全戸訪問事業は、ともに実施率が80%台になっていますが、3歳児健診まで母子と会えないケースが一定数あることから、それぞれの実施率を上げる必要があります。また、気軽に利用できる日帰りの産後ケアやレスパイト事業への要望が高まっています。
- 区では、妊産婦を対象とした調査に基づき、母乳相談事業の対象年齢や回数を拡充するとともに、両親学級については、集合形式を希望する家庭がより多く参加できるように、体制を拡充するなど、ニーズに合わせた支援の拡充を行っています。
- 区では、子どもを望む全ての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、「ぶんきょうハッピーベビー応援事業」を実施しています。
- 子どもや保護者を継続して見守るため、健診事業を含めた伴走型相談支援事業を進めるとともに、医療機関や子育て支援施設など、関係機関との連携をより強化していく必要があります。

●関連する主な計画等●

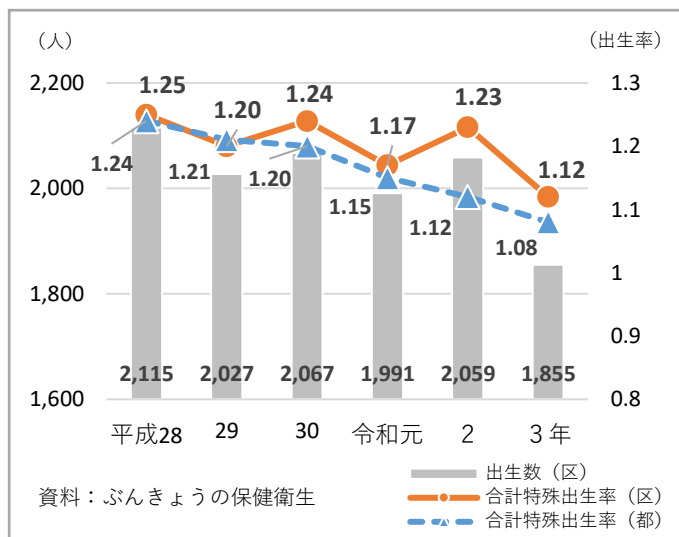
- ・ 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）
- ・ 文京区保健医療計画（令和6年度～令和11年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 子育て家庭の不安や悩みを軽減し、子どもの健やかな成長と家庭における健康の維持・増進のため、妊娠・出産・育児期にわたる切れ目ない支援を継続して行っていく必要があります。
- ・ 子育て家庭のライフスタイルが多様化する中、各家庭のニーズに合わせ、妊娠から子育てまでの適切な知識・情報を提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりを引き続き行っていく必要があります。
- ・ 子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるよう、区民が主体的に健康の維持・増進に取り組むための支援及び妊娠・出産・育児に関する適切な知識・情報の提供を引き続き行っていく必要があります。

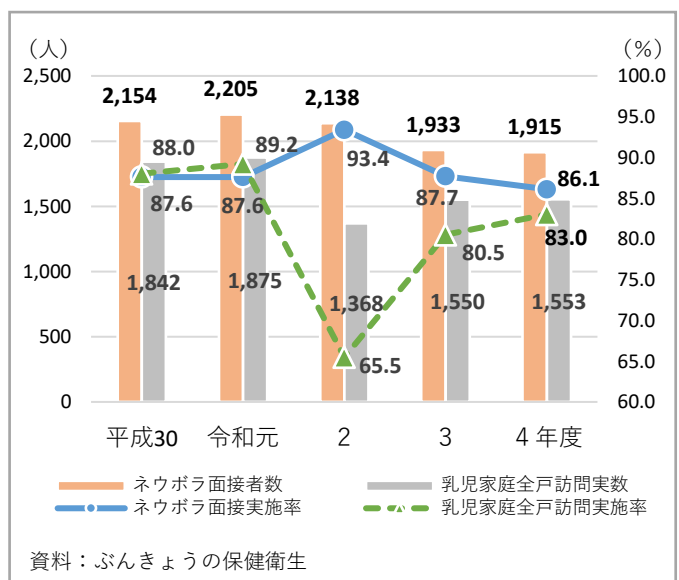
●関連データ●

① 合計特殊出生率と出生数の推移



区の合計特殊出生率は、都の合計特殊出生率を上回っていますが、近年減少傾向にあります。

② ネウボラ面接及び乳幼児全戸訪問事業の実績



乳児家庭全戸訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年度の実施率が低くなりましたが、令和3年度以降、ネウボラ面接及び乳児全戸訪問事業は、ともに実施率が80%台となっており、高い水準で推移しています。

主要課題	No. 2	多様化する保育ニーズへの対応・保育の質の向上
-------------	-------	-------------------------------

●現状●

- これまでの保育ニーズの高まりを背景に、私立認可保育所を中心とした整備を進め、定員数の増加を図ったことで、令和5年度は、本区の保育所待機児童を解消しました。
- 一方で、本区の就学前児童人口は減少傾向にあり、定員に満たない保育所等が増えていることから、保育所等の安定的な運営が求められています。
- 令和5年6月に、国において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が示されました。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、本区は、令和9年度までに、4つの区立幼稚園を認定こども園化します。また、保育所における医療的ケアや保育にあたって特別な配慮が必要な乳幼児への支援や受入体制の整備が求められています。
- 区立幼稚園の認定こども園化については、校舎の改築・改修時期に合わせて、園ごとに個別に判断し、取組を進めています。
- 区では、これまで、保育施設に対する指導検査等の体制を強化し、指導検査や巡回指導を行ってきましたが、より一層の保育の質の向上が求められています。
- さらに、独自の「幼児教育・保育カリキュラム」を策定し、幼稚園・保育園を問わず、等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えています。
- 開設後10年を経過した保育所等が増えており、老朽化した設備等の更新により、安全・安心な保育環境の整備に努める保育事業者を支援しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）
- ・ 文京区教育委員会教育指針

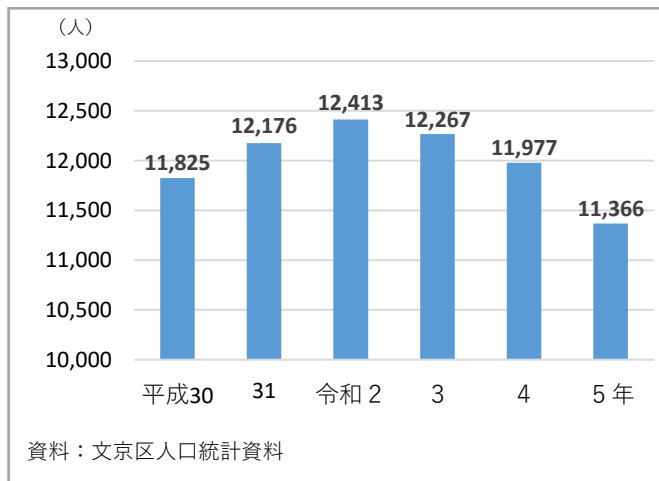
●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 保育を必要とする世帯の子どもが保育を希望する年齢で入園できる保育サービス量の維持と多様な保育サービスの提供を図る必要があります。
- ・ 指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした検査・指導体制の更なる充実に取り組む必要があります。
- ・ 老朽化した設備等の更新を行い、安全・安心な保育環境を整備する必要があります。

●関連データ●

① 就学前児童人口の推移

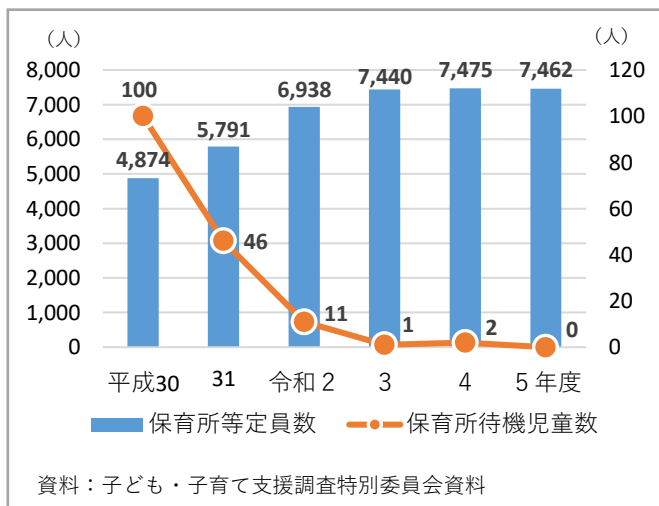
（数値は各年4月1日時点）



これまで、出生数の増加とともに増加していた本区の就学前児童人口は、令和2年の12,413人をピークに減少に転じています。

② 保育所等定員数及び保育所待機児童数

（数値は各年4月1日時点）



私立認可保育所を中心とした保育所の整備を進めたことで、保育所待機児童数は0人になりました。

主要課題	No. 3	子育て支援サービスの安定的な提供
-------------	-------	-------------------------

●現状●

- 区では、これまでも、家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、地域・学校・事業者・行政等が連携し、社会全体で子育てを支援する体制を整えてきました。
- 子育てする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッター利用料助成制度や、おうち家事・育児サポート事業等、ベビーシッター等による子育て支援事業を充実させ、多様な保育サービスの提供を推進しています。
- 保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、病中又は病気の回復期で集団保育の困難な児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業を区内4か所で実施していますが、地域バランスに配慮した整備が、課題となっています。
- 子育てを地域で支え合うためのコミュニティを構築するため、4地区（富坂・大塚・本富士・駒込）で、地域団体による地域子育て支援拠点事業を展開しています。
- 引き続き、安心して子育てできるよう、子育て支援サービスを安定的に提供していかなければなりません。
- 子育て世帯のニーズに対応していくため、子育て家庭の保護者や小学生を含む子どもを対象として、令和5年度に実施する「子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果を踏まえ、次期子育て支援計画の検討を進めていきます。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

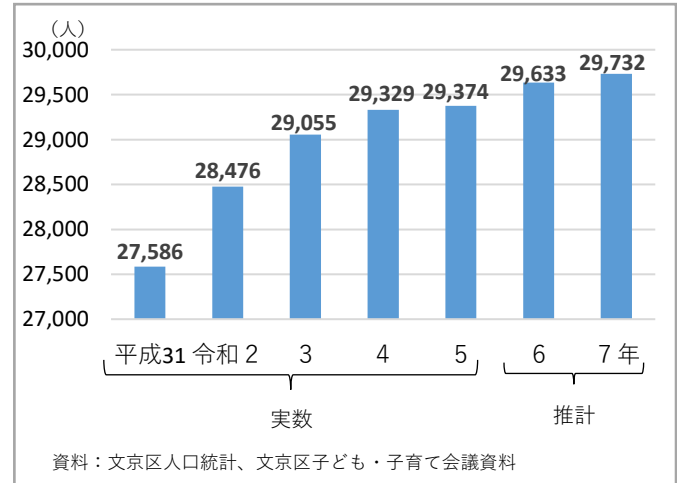
●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て家庭の事業利用意向率や年少人口の増加等を見越したニーズ量に対応できるよう、子育て支援サービスの安定的な提供が求められています。

●関連データ●

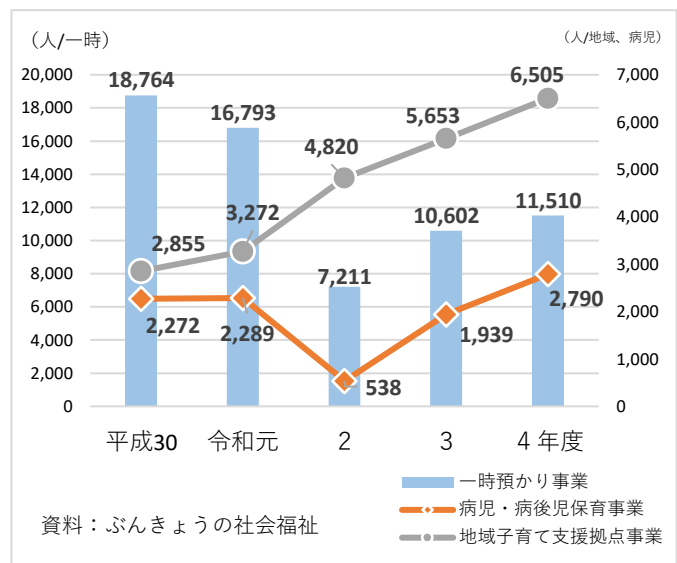
① 年少人口（0～14歳）の推計

（各年4月1日現在）



区独自の人口推計では、子育て世帯の転出入状況から、今後も年少人口は増加の傾向を見込んでいます。

② 一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数



コロナ禍により、利用を一時制限する期間がありましたが、各事業の利用者数は回復傾向にあります。

主要課題	No. 4	就学児童の多様な放課後の居場所づくり
-------------	-------	---------------------------

●現状●

- 本区の年少人口は近年増加傾向にあり、今後も増加が続くことが見込まれています。
- 子どもたちの放課後の居場所として、子どもの生活状況や家庭のニーズに合わせ、児童館・育成室・都型学童クラブ・放課後全児童向け事業を展開しています。
- 保護者の就労や疾病等の理由により、昼間、家庭において適切な保護を受けられない児童のため、育成室を45か所（令和5年4月現在）開設しています。また、これまでの施設の増設に合わせて在籍児童数は年々増加し、5年には2,104人となっています。
- 育成室の待機児童数は、近年はおおよそ30～40人で推移していましたが、5年4月現在で97人となり、増加が顕著となっています。
- 育成室業務の運営を委託している公設民営による育成室は、20施設（5年4月現在）となり、育成室における保育の質の向上に向けた取組が求められています。
- 保育時間の延長や一時利用など、育成室では対応できないニーズもあることから、民間事業者による都型学童クラブの誘致を進めており、区内に7か所（5年4月現在）開設しています。
- また、地域の大人等の見守りのもと、子どもが安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供する放課後全児童向け事業を実施しています。区立小学校全20校の校内において実施しており、平日は18時（1校は17時30分）まで開設しています。
- 放課後全児童向け事業は、学校の空き教室等を利用して活動しており、多い学校では、一日の平均利用者数が約60人になります。
- さらに、児童を健全に育成するための施設として、区内16か所に児童館を設置しています。各児童館の利用者数は、地域や年度によって増減しています。

●関連する主な計画等●

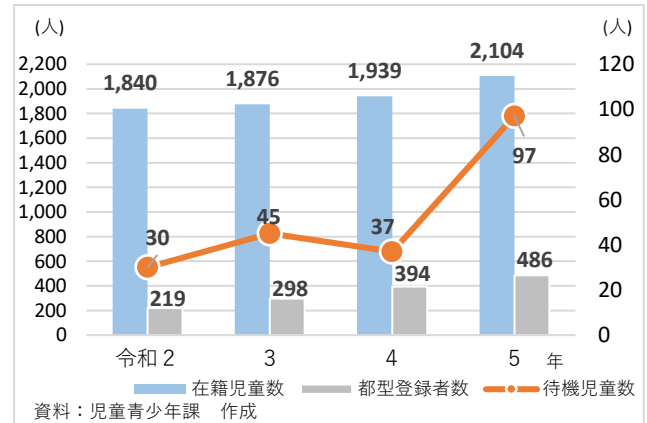
- ・ 文京区子育て支援計画
（令和2年度～令和6年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 育成室で待機児童が発生している一方、本区の年少人口は、今後も増加していく見込みであることから、児童の放課後の居場所を一層拡充していく必要があります。
- ・ 公設民営育成室の増加に伴う保育の質を確保するため、巡回指導の強化等を検討していく必要があります。
- ・ 放課後全児童向け事業の利用者数の増加に伴う活動場所の更なる確保等を図るとともに、児童館のあり方を引き続き検討する必要があります。

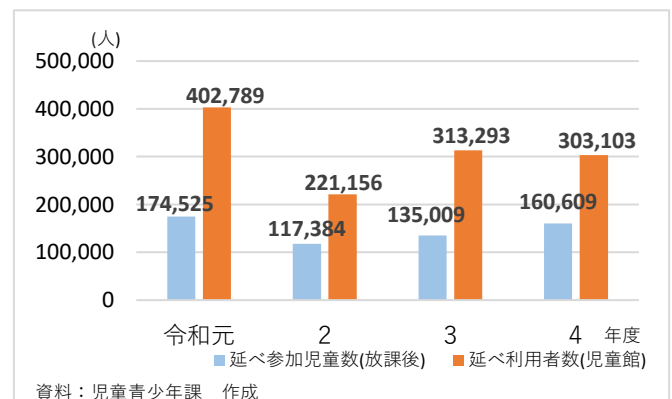
●関連データ●

① 育成室在籍児童数と待機児童数及び都型学童クラブ登録者数（各年4月1日現在）



就学児童数の増加等に伴い育成室利用のニーズが高まっていることから、育成室の整備を進めており、在籍児童数は増加しています。一方、育成室待機児童数は増減を繰り返していましたが、5年4月に増加が顕著となっています。また、民間事業者による都型学童クラブの誘致を進めており、登録者数も年々増加しています。

② 放課後全児童向け事業及び児童館延べ利用者数の推移



放課後全児童向け事業は全区立小学校で実施しており、これまでの段階的な事業開始に伴い、延べ参加人数も年々増加しています。一方、児童館についても延べ利用者数が30万人を超えているなど、小学生を含む多くの方々に利用されています。

主要課題	No. 5	子どもの健康・体力の向上
-------------	-------	--------------

●現状●

- 都の体力調査の結果等から、本区の児童・生徒の体力は、体力要素によっては、国や都の平均を上回るものも見られますが、全体的に国より低い傾向にあります。
- 平成23年度から実施されている区内公立学校のすべての子どもを対象とした「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」では、23年度から令和元年度にかけて、体力合計点平均値において、全ての校種で向上傾向となっています。
- 都の「TOKYO ACTIVE PLAN for students」では、体力は人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深く関わり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で重要とし、そのため、幼児期から運動に親しみ、自ら体力を高めていく習慣を身に付け、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができる資質・能力を育むことが大切であると示されています。
- 区では、小学校へ体力アップトレーナーの派遣及び中学校へテクニカルトレーナーの派遣や、大学と連携した各小学校の体力向上に向けた取り組みについての指導・助言等の実施により、児童・生徒の体力の向上を図っています。
- 部活動の地域移行・地域連携については、5年度から7年度までの3年間の移行期間を通じて、地域スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進を図る中で、生徒の活動が保障できるよう、関係部署と連携を図りながら進めます。
- 区立幼稚園や区内認可保育所においては、「幼児教育・保育カリキュラム」を活用しながら、日々の教育・保育の中で、遊びを通じた「生きる力の基礎」を育てています。
- 都心部に位置する本区においては、十分なスペースの子どもの遊び場を確保することが困難な状況にありますが、限られた環境においても、既存の公共施設を可能な限り活用し、子どもたちが体を動かすことができる機会の確保に取り組んでいます。
- 地域にある医療機関と連携し、全小・中学校を対象としたがん専門医の講師派遣や、小学校における文京区がん教育モデル指導資料及び小・中学校向け東京都教育委員会がん教育推進リーフレットを活用し、がん教育を推進しています。

●関連する主な計画等●

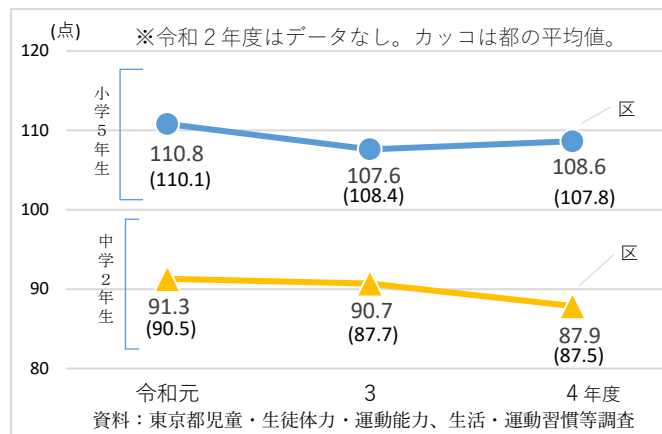
- ・ 文京区教育委員会教育指針
- ・ 文京区立小・中学校食育推進計画

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 各学校の実態に応じた体力向上に向けた取り組みを継続的に実施するなど、大学等と連携しながら、日常的に実施できるソフト面での環境整備を推進する必要があります。
- ・ 幼児期において、日常生活の遊びを通して体を動かす楽しさを味わう機会を提供する必要があります。
- ・ 生涯にわたる健康を保持増進するために、適切な運動、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠など、子どもの規則正しい生活習慣の定着・改善を図る必要があります。

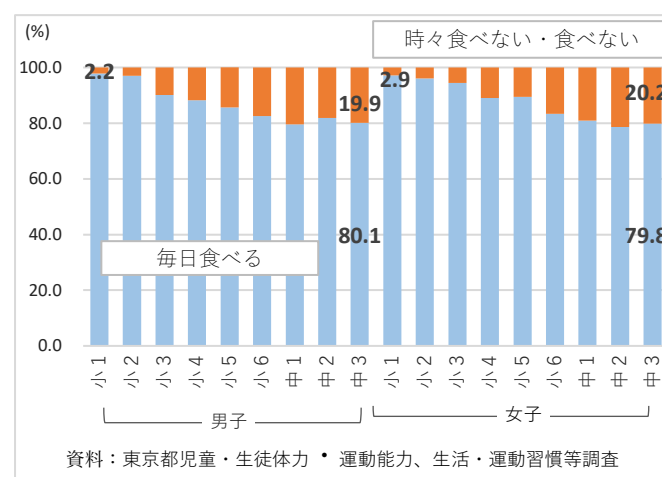
●関連データ●

① 体力合計点の推移



小学校5年生は、都の平均（R4:107.8）と比較すると同程度にあり、中学校2年生も、都の平均（R4:87.5）と比較するとやや上回っています。

② 朝食摂取の有無（体力・運動能力、生活・運動習慣等調査）



子どもたちの生活習慣や運動習慣と、体力には関係があると言われており、朝食を毎朝食べる、睡眠時間が8時間以上等の項目を満たしている子どもの方が体力が高いことがわかっています。朝食を毎日食べる子どもについては、学年が上がるにつれて減少しています。

主要課題	No. 6	新しい時代の「学力」向上
-------------	-------	--------------

●現状●

- 学習指導要領では、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向かい合い、解決しようとする力の育成が必要とされています。
- そのような資質・能力を育成するための重点的な視点の1つに、外国語教育の充実が挙げられており、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4領域を総合的に育むことが明記されました。
- 区では、児童・生徒が外国人との会話や外国の文化等に触れる機会を増やし、英語を積極的に使おうとする態度を身に付けられるよう、令和5年度から外国人英語指導員（ALT）の長時間配置を、小学校20校全校、中学校ではモデル校の2校で始めました。
- 「プレゼンテーション能力向上プログラム」を区立幼稚園及び小・中学校で実施し、グローバル社会で重要とされるコミュニケーション能力の育成を図っています。
- 学習指導要領で「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられている情報活用能力については、全児童・生徒に貸与されているタブレット端末など、ICTの活用を通して育成しています。
- Society5.0時代の到来を見据え、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要があります。そのため、区では、従来の指導方法にとらわれない新しい授業スタイルを創造する「Society5.0の教室」プロジェクトに取り組んでいます。

●関連する主な計画等●

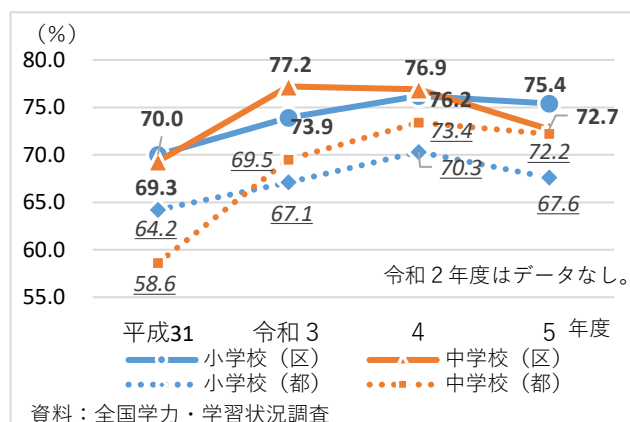
- ・ 文京区教育委員会教育指針

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ グローバル化等に対応する力を育成するため、児童・生徒の英語力の向上に取り組むほか、プレゼンテーション等のコミュニケーション能力の向上を図る必要があります。
- ・ Society5.0において求められる力の育成のため、児童・生徒に一人一台ずつ配備されたタブレット端末などのICTの活用を促進し、個々の学習状況や傾向に合わせた学びの支援が必要とされています。

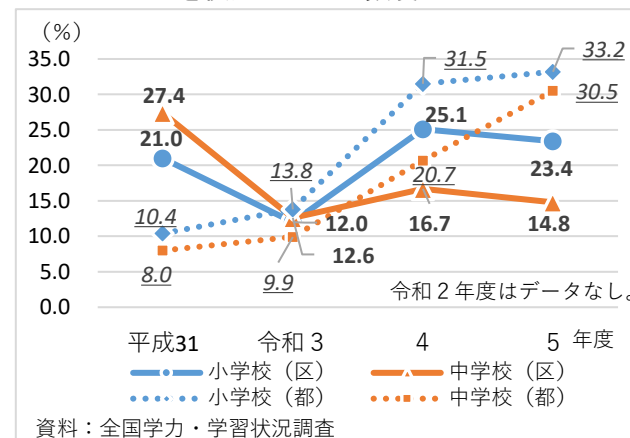
●関連データ●

① 「資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と思う児童・生徒の割合



「資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している」と思う児童・生徒の割合は、都の平均より高い水準にありますが、引き続き、上昇に向けた取組が必要です。

② 授業で児童・生徒がタブレット端末などのICTを使用している頻度



タブレット端末などのICTの使用頻度について、「ほぼ毎日」と回答した児童・生徒の割合は、都の平均より低い水準にあり、情報活用能力の育成のため、ICTの活用をより促進していく必要があります。

主要課題	No. 7	共に生きるための豊かな心と行動力（共生力）の育成
-------------	-------	---------------------------------

●現状●

- 区では、生命を尊重し、自他の違いを認め、自分も他者も大切にできる態度の育成を図り、いのちと心の教育を進めるとともに、社会の一員としての規範意識や倫理観、すべての人への思いやりの心などを育む道徳教育を進めています。
- 道徳授業地区公開講座を全区立小・中学校で開催し、子どもたちの豊かな心を育むことについて、学校・家庭・地域で共に考える機会としています。
- 平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、区では「文京区いじめ防止対策基本方針」を策定し、いじめの未然防止及び早期解決に取り組んでいます。本区の小・中学校のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和3年度には、小学校では70件、中学校では25件のいじめを認知しています。
- 学習指導要領では、伝統や文化に関する教育の重要性が示されています。区においては、子どもたちが文京区の地域や伝統・文化等を学び、地域への理解と愛着を深めるよう、文京ふるさと学習副読本等を活用した教育活動を進めています。
- 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画」において、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することが基本理念として掲げられています。
- 区では、「すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障」を重点課題として捉え、適切な学習の機会と環境を保障するための取組を進めており、パラスポーツの推進や障害者体験の促進等により、障害の有無に関わらず、互いに人権と個人を尊重しながら、共に生きようとする態度を醸成しています。

●関連する主な計画等●

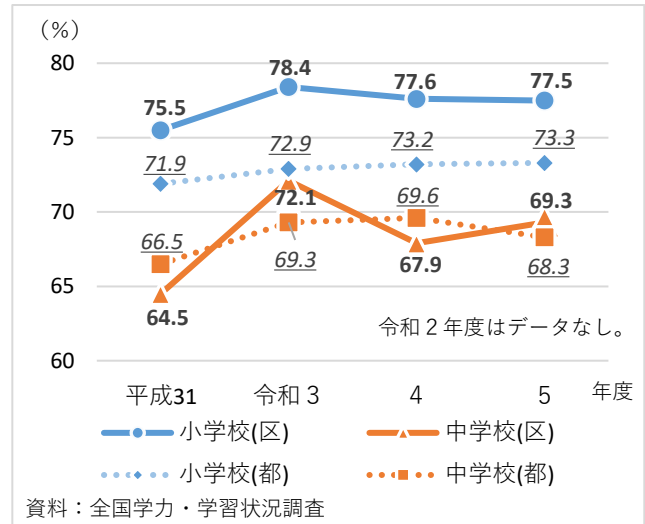
- ・ 文京区教育委員会教育指針

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 答えが1つではない道徳的な課題を、児童・生徒一人ひとりが自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」・「議論する道徳」を実践し、よりよく生きるための道徳性を育む必要があります。
- ・ いじめや暴力行為等の未然防止や早期発見・早期解決に向け、組織的な対応力の強化を含めた取組を推進する必要があります。
- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨や合理的配慮の提供等について、教職員の理解促進を図るほか、児童・生徒が障害者を理解するための取組を促進する必要があります。

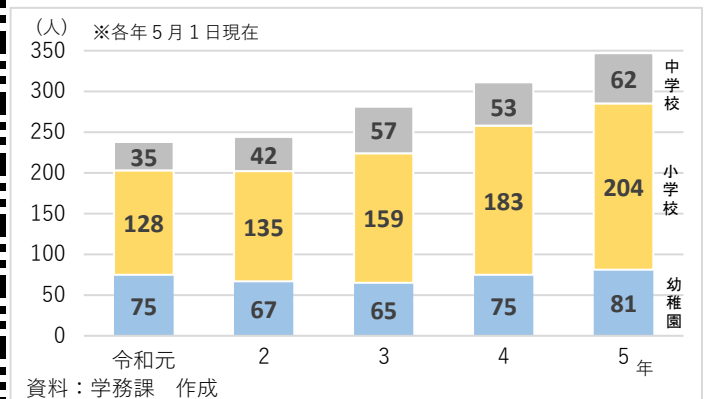
●関連データ●

① 「人の役に立つ人間になりたいと思う」項目における肯定度



「当てはまる」と回答をしている児童・生徒の割合は、都と比較して小学生が高い水準で推移している一方、中学生は都を下回る年度もあり、改善を図る必要があります。

② 特別支援学級に在籍する児童・生徒及び幼稚園特別保育児の推移



特別な支援を必要とする子どもの人数は増加傾向にあります。そのため、支援員や指導員を配置し、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づいた合理的配慮の提供に努めています。

主要課題	No. 8	不登校・登校しぶりの児童・生徒への対応力強化
-------------	-------	-------------------------------

●現状●

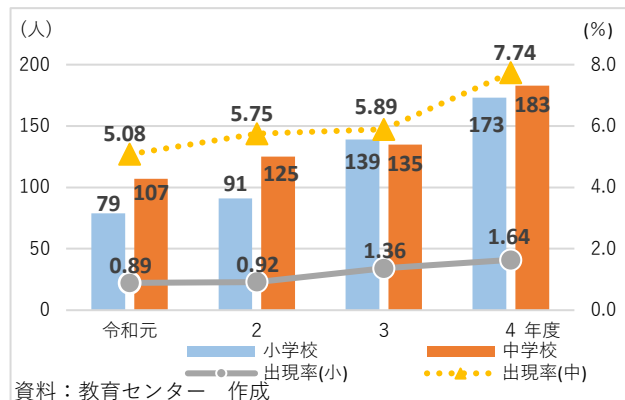
- 近年、全国的に不登校児童生徒数が増加し続け、令和3年度の国の調査によると、小学校及び中学校で約24.5万人に上り過去最多となっています。
- 本区の区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、引き続き増加傾向にあります。また、不登校となる児童・生徒の背景は多様化しており、学校だけでは十分に対応することが難しくなっています。
- 令和5年3月に取りまとめられた文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」では、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指して、教育委員会、学校、民間等が相互に理解や連携をしながら、取組を進めることが必要であるとされています。
- 区では、引き続き、登校しぶりの児童・生徒への対応等、不登校などの予防的支援の充実に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内居場所（別室）対応指導員の学校配置等により、「チーム学校」として児童・生徒への支援や学びの場の確保を進めています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区教育委員会教育指針

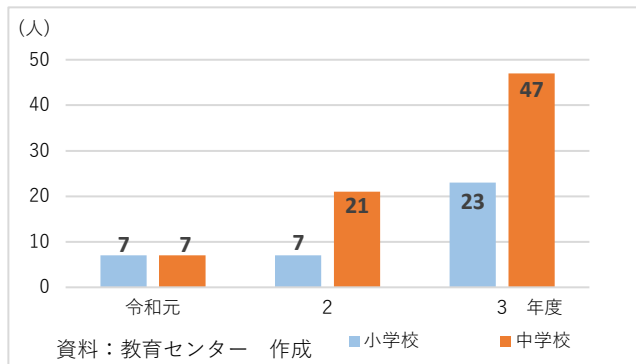
●関連データ●

① 不登校児童・生徒の人数及び出現率



区では、不登校への対応力強化に努めてきましたが、新型コロナウイルスの影響等もあり、不登校児童・生徒数の増加傾向を変えるまでには至っていません。

② 学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童・生徒の人数



不登校児童・生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童・生徒の人数は増加傾向にあります。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 不登校などへの早期対応のために、登校しぶりの児童・生徒や不登校児童・生徒及び保護者への支援体制を強化・充実する必要があります。
- ・ 不登校や登校しぶりの児童・生徒の社会的自立等に向けて、教育支援センター（ふれあい教室）の充実や小中学校の校内居場所での支援等、一人ひとりに合った学びの場を選択できる体制を構築する必要があります。
- ・ 不登校児童・生徒の支援に当たり、中学校卒業後も見据えた関係機関との連携を推進する必要があります。

主要課題	No. 9	学校施設等の計画的な改築・改修等
-------------	-------	------------------

●現状●

- 令和3年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校における学級編制の標準を3年度から5年かけて35人に段階的に引き下げることが示されました。
- 4年6月に「学校施設整備指針」が改訂されるとともに、「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）」が示されました。目標水準においては、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方として、柔軟で創造的な学習空間や、持続可能な教育環境の実現等、今後の学校整備に当たる5つの姿の方向性が示されています。
- 6年4月時点で、区立小学校20校中17校が築30年を経過し、うち6校は築60年を経過しています。また、区立中学校10校中8校が築30年を経過し、うち3校は築60年を経過します。
- 区では、老朽化した学校施設の改築・改修については、「文京区公共施設等総合管理計画」において基本的な方針について定めており、施設の状態や緊急度等を考慮し、順次実施しています。
- 校庭や外壁・サッシ等の老朽化に伴い、改修工事を実施しています。
- 築30年以上が経過している学校について、快適な教育環境とするため、普通教室及び特別教室等の内装改修工事等、施設の快適性向上に向けた工事を実施しています。
- 本区の年少人口は、増加が続いています。それに伴い、児童・生徒数も増加しており、教室増設対策を実施しています。

●関連する主な計画等●

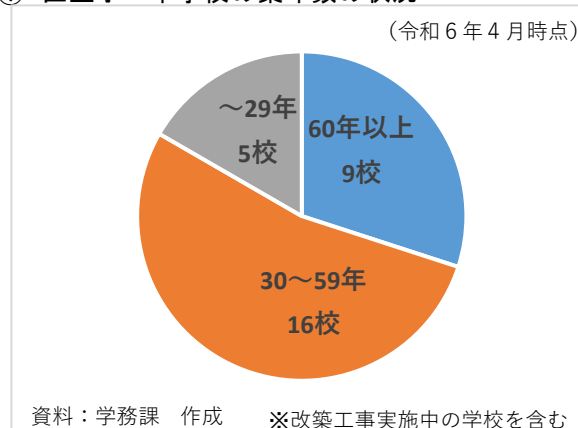
- ・ 文京区教育委員会教育指針
- ・ 文京区公共施設等総合管理計画（令和5年度見直し予定）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区内の学校施設の老朽化が進行する中、計画的な改築・改修工事等により、児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を確保する必要があります。
- ・ 近年増加が続いている年少人口の推移に引き続き注視し、今後の教室増設対策について検討を進め、適切に対応していく必要があります。
- ・ 今後の学校施設の整備にあたっては、改訂された「学校施設整備指針」等の内容についても対応していく必要があります。

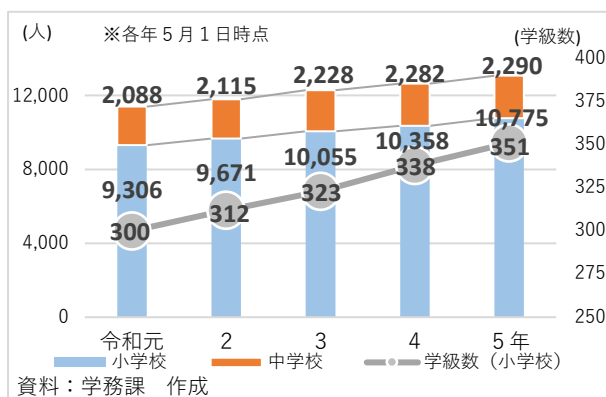
●関連データ●

① 区立小・中学校の築年数の状況



本区には、区立小・中学校は全30校あります。築30年を経過する学校が25校あり、そのうち、築60年を経過する学校が9校と、全体的に老朽化が進行しています。

② 区立小・中学校の児童・生徒数の推移



区立小学校に通う児童数は近年増加傾向にあり、これに伴い、教室増設対策を行うなど、計画的な施設の改修が求められます。一方、区立中学校に通う生徒数も増加傾向にあります。

主要課題	No. 10	青少年の健全育成と自主的な活動の支援
-------------	--------	--------------------

●現状●

- 住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘されています。
- 区では、地域の人たちとの交流の中で青少年の自立を促し、社会性を育てていくことを目的に、青少年が主体的に社会参加を図ることができるよう、青少年健全育成会やNPO等の活動を支援しています。
- コロナ禍において、青少年健全育成会やNPO等の活動が減少したため、青少年が社会参加・社会参画できる機会が提供できない状況もあり、地域団体等の事業へ参画する青少年の人数は、伸び悩んでいます。
- 青少年プラザ（b-lab）の利用者数及び利用満足度は、いずれも高い数値で推移しています。また、利用者は、施設の近隣にある学校や施設までの交通の便がよい学校からの利用が多い傾向にあります。

●関連する主な計画等●

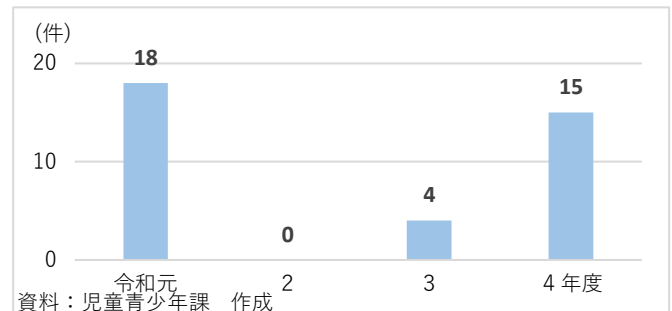
- ・ 文京区子育て支援計画
（令和2年度～令和6年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 青少年の社会参画を促すため、多くの青少年に利用されているコミュニケーション媒体を活用した周知及び地域交流イベントの実施をはじめ、地域団体と青少年プラザ（b-lab）との連携など、社会参画のきっかけとなる更なる取組が必要です。
- ・ 中高生世代の自主的な活動を応援するための活動の場を拡充していく必要があります。また、地域団体だけでなく、区内大学との連携も必要です。

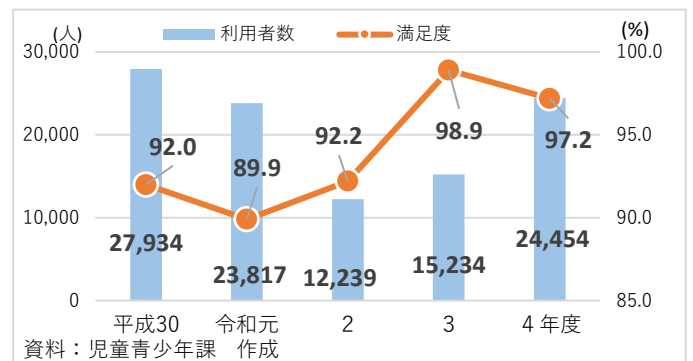
●関連データ●

- ① 青少年健全育成会活動支援・社会参加推進事業において、青少年（中高生）がスタッフとして参加したイベント数



青少年健全育成会等が実施したイベントのうち、青少年（中高生）がスタッフとして参加したイベント数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しましたが、令和4年度は回復しました。

- ② 青少年プラザ（b-lab）の利用者数及び利用者満足度



青少年プラザ（b-lab）の利用者数及び満足度は高い水準にあり、利用者アンケートで「満足している」と回答した割合は、令和4年度には97.2%となっています。

主要課題	No. 11	高校生世代への支援
-------------	--------	-----------

●現状●

- 本区では、高校生世代への支援として、これまで、学習支援や心理的支援、自主的な活動を応援する環境整備等を行ってきました。
- 高校生世代については、小・中学生と比べて、進路が多様化し、教育格差の広がりが増え、その支援課題も多様化しています。
- 令和4年4月1日から民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、高校生世代が自立した大人へと成長できる環境づくりが求められています。
- 一方で、高校生世代を取り巻く社会環境は変化しており、中学校卒業以降も子育て世代が安心して生活することができるよう、支援を拡充することが求められています。
- 国においては、少子化対策を強化し、これまで主に中学生までが対象となっていた児童手当を18歳まで拡大することを検討しています。
- 区では、5年度から開始した所得制限を設けない高校生世代の医療費無償化に加え、0歳から18歳までの子どもがいる全ての家庭に支援が行き渡るよう、児童手当の対象とならない世帯に対する区独自の給付金を創設し、支援に取り組んでいます。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
(令和2年度～令和6年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 高校生世代に対し、将来の進路選択の幅を広げるための支援を行う必要があります。
- ・ 高校生世代がいる子育て世代が安心して生活することができるよう、家庭への支援を拡充する必要があります。

●関連データ●

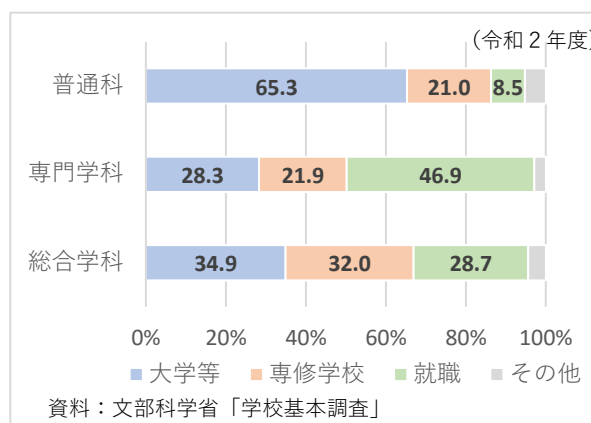
① 学校種別の学習費総額

区分	中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立
学習費総額	538,799	1,436,353	512,971	1,054,444
うち学校教育費	132,349	1,061,350	309,261	750,362
うち学校給食費	37,670	7,227	—	—
うち学校外活動費	368,780	367,776	203,710	304,082

資料：文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」

私立中学校及び公立・私立高等学校（全日制）では「学校教育費」の構成比が60%を超えています。

② 高校生の卒業後の進路状況（学科別）



普通科の卒業後の進路は、大学等への進学が65.3%で最多となっており、専門学科の卒業後の進路は、就職が46.9%で最多となっています。

主要課題	No. 12	子どもの発達に寄り添った支援体制の整備
-------------	--------	----------------------------

●現状●

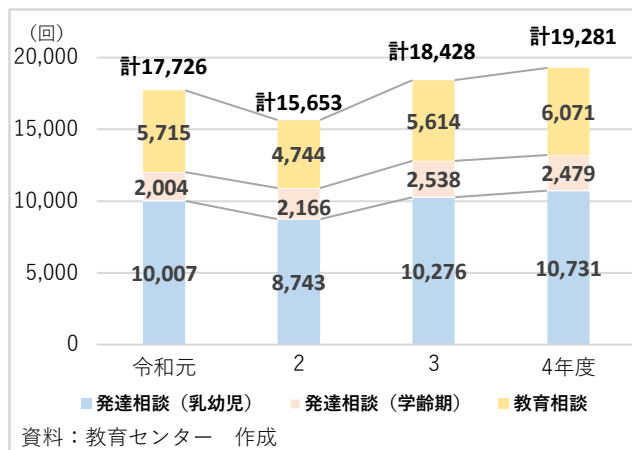
- 子どもの発達と教育に関する相談は、教育センターの総合相談で行っており、必要に応じて個別療育や集団療育を行い、相談回数は増加傾向にあります。
- 障害児通所支援として、未就学の障害児を対象に日常生活における基本的な動作の指導等を行う「児童発達支援」や、就学している障害児を対象に放課後等において生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」等を行っており、利用者数は、増加を続けています。
- 医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き医療的ケアを必要とする児童が増えています。
- 区では、医療的ケア児と家族への支援を目的として、医療的ケア児支援連絡会を開催し、関係機関との情報共有や、都医療的ケア児支援センターとの意見交換等を行っています。
- 医療的ケア児の支援について、各施設では児童ごとの状態を踏まえた支援方法を検討し、受入れに向けた体制整備を進めています。
- 教育センターが運営している障害児通所支援施設では、医療的ケア児を、令和4年度から放課後等デイサービス「ほっこり」で2人、児童発達支援「そよかぜ」で1人受け入れているほか、保育園で3人、小学校でも1人（令和5年4月1日現在）の受入れが進んでいます。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区障害者・児計画
（令和6年度～令和8年度）

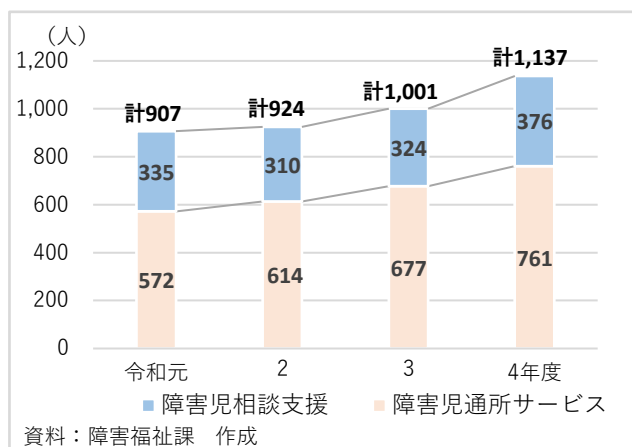
●関連データ●

① 総合相談室における相談・支援の延べ回数



総合相談室の相談・支援延べ回数は増加傾向で、令和元年度に比べて、4年度は約1,500回増加しています。内訳では、乳幼児の発達相談の増加が大きく、約700件の増となっています。

② 障害児通所サービス等の利用者数（実人数）の推移



障害児通所サービスの利用者数は、一貫して増加を続けています。令和元年度に比べ、4年度は33.0%の増となっています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 障害児が安心して生活を営めるよう、生活の場及び日中活動の場を確保するなど、障害児通所サービス事業所の確保・充実に向けて取り組むほか、施設の受入体制の整備が必要です。
- ・ 医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じた円滑かつ適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談体制及び情報提供の一層の充実が必要です。

主要課題	No. 13	総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護
-------------	--------	--------------------------------

●現状●

- 本区では、令和7年4月の児童相談所開設に向け、「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を策定し、子ども家庭支援センターや関係機関等との相談援助における連携体制を構築する等、準備を進めています。
- 本区においては、子ども家庭支援センターと児童相談所の機能を区分し、双方が連携することにより、児童相談行政を進めることとしており、子ども家庭支援センターにおいては、予防的支援に一層注力し、地域に根差した寄り添い型の支援に、児童相談所においては、より高度で専門性の高い指導や一時保護などの介入的対応、施設入所などの措置、他自治体との広域調整等に着実に対応してまいります。
- 児童虐待件数の数値は高止まりの状態推移しています。令和3年度の全国の児童相談所の虐待対応件数は207,660件、本区の虐待対応件数は700件で、心理的虐待が増加している傾向があります。
- 児童福祉法の改正により、こども家庭センターの設置等、母子保健部門と児童福祉部門の更なる連携強化が求められており、あわせて、訪問による家事育児支援や親子関係の形成支援といった家庭支援事業の充実が必要となります。
- あわせて、区民にとって子どもに関する身近な相談窓口から、必要に応じて適切な支援機関へつなげるための連携体制を強化する必要があります。
- また、児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、職員の研修体制の充実等による専門性の向上、相談対応力の強化等に、引き続き取り組む必要があります。
- 子どもの権利条例の制定については、検討体制や条例のあり方等を含め、方向性を示していきます。

●関連する主な計画等●

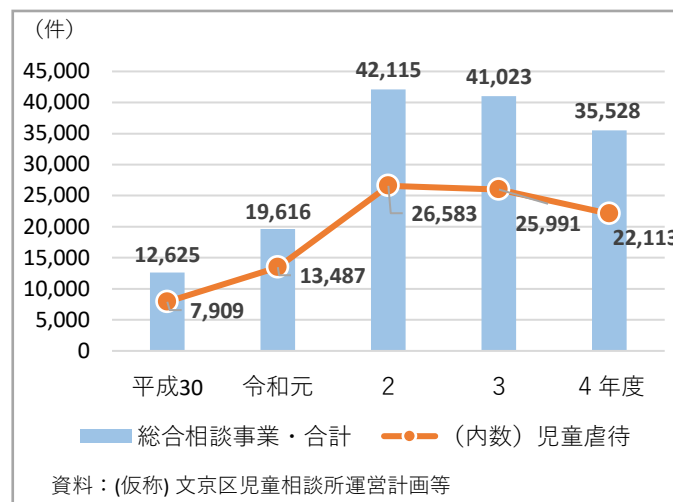
- ・ 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）
- ・ (仮称)文京区児童相談所運営計画

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 虐待を未然に予防するため、妊娠・出産・子育て期から育児不安等に対する支援を行う必要があります。
- ・ 虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関の連携を強化する必要があります。
- ・ 予防からハイリスク家庭の支援まで幅広い相談に対応し、相談内容に応じた適切な判断に基づく支援を行う必要があります。

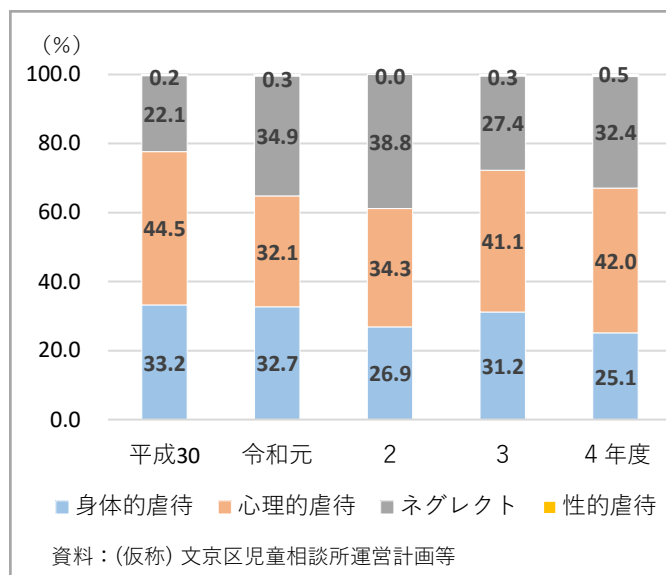
●関連データ●

① 子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



相談員の行動回数（訪問・面接・電話等）は、令和2年度から急増しています。また、相談内容における虐待の件数も大幅に増加しています。

② 児童虐待内容別状況



過去5年間では、心理的虐待が全体の約3～4割、身体的虐待及びネグレクトが全体の約2～3割となっています。性的虐待の割合が少ない要因として、発見や相談がづらいことが考えられます。

主要課題	No. 14	子どもの貧困対策
-------------	--------	-----------------

●現状●

- これまでも日本において、子どもの相対的貧困率の高さが、社会的な問題となっていました。長引くコロナ禍や物価高騰のため、経済的困難を抱える家庭への支援が必要となっています。
- 区では、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進しており、相談窓口である「子ども応援サポート室」の設置、「子ども宅食プロジェクト」、就学中の児童への教育支援策など、多方面からの取組を進めています。
- このような中、令和3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響を捉えつつ、子どもを養育する家庭の生活状況を調査する「文京区子どもの生活状況調査」を実施し、子どもの貧困対策計画を、子育て支援計画の追補版として策定しました。
- 本調査では、区が実施する「制度・取組を知らない」とする回答が一定数あり、支援を必要とする方にサービスを提供できるよう支援していく必要があります。
- 今後、組織横断的な連携のもと、関連事業を体系的に進めていくことがより一層求められるため、子育て家庭の保護者や小学生を含む子どもを対象とした、令和5年度に実施する「子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果を踏まえ、「子どもの貧困計画」を含む、次期「子育て支援計画」に基づき、支援を行っていきます。

●関連する主な計画等●

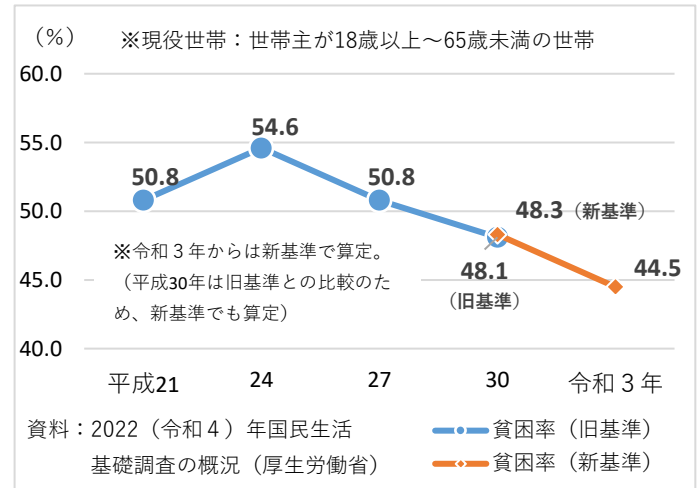
- ・ 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 子どもの貧困対策を推進するため、子育て・福祉・教育など関係部署間の連携強化による効果的な周知を図り、計画的に事業を進めていく必要があります。

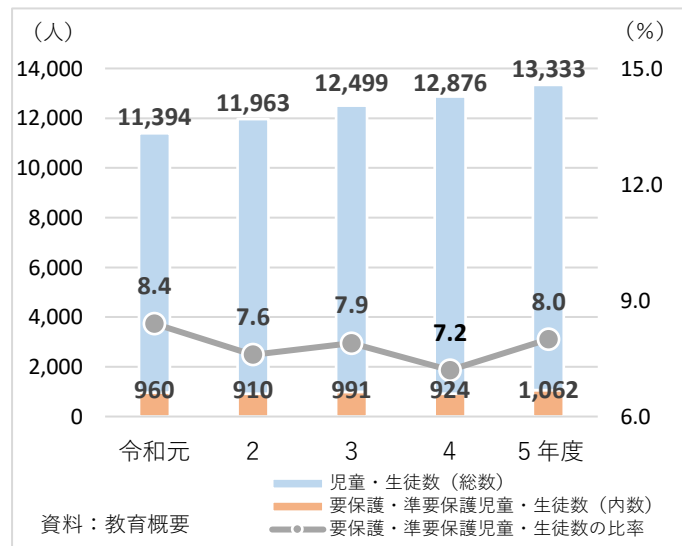
●関連データ●

① 子どもがいる現役世帯の貧困率の推移（ひとり親世帯／全国）



ひとり親世帯の貧困率は、依然として50%前後の高い数値で推移しています。

② 要保護・準要保護児童・生徒数の推移



本区の要保護・準要保護児童・生徒数は横ばいとなっており、依然として困窮する子どもがいることから、継続した取組が必要です。

主要課題	No. 15	地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化
-------------	--------	-------------------------------

●現状●

- 今後到来する人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」に対応するため、全ての世代が能力に応じて支え合う全世代型の社会保障に加え、都市部である本区の地域の特性に応じた支え合いの仕組みづくりが求められています。
- 地域では、「進行する少子高齢化」や「血縁・地縁・社縁による共同体の機能の脆弱化」等、社会構造が変化し、従来の制度・分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難な事例が増加してきています。
- 区では、ひきこもりやヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題については、関係機関の連携体制の構築や支援事業の拡充に取り組むとともに、個別の支援を行っています。
- また、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる体制づくりの支援を行うとともに、関係機関と調整・連携を図りながら、多機関のネットワークの構築を図っています。
- 「文京区地域福祉保健計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした“文京区における地域包括ケアシステム”の構築に取り組んでいます。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区地域福祉保健計画
(令和6年度～令和8年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ ひきこもり当事者等の心情に寄り添った、広報・啓発活動や広域連携支援の取組を広げ、適切な相談支援につながる体制を強化する必要があります。
- ・ ヤングケアラーに気づき適切な支援につなげるため、引き続き関係機関や地域の担い手等に対する周知啓発や、ヤングケアラー本人や家族を支援するための体制を強化する必要があります。
- ・ さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、分野横断的に多機関が連携・協働した重層的なセーフティネットを構築する必要があります。

●関連データ●

① 文京区版ひきこもり総合対策の実績 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ひきこもり支援センター相談件数	88	124	164
STEP事業利用件数	959	1,217	1,326
合計	1,047	1,341	1,490

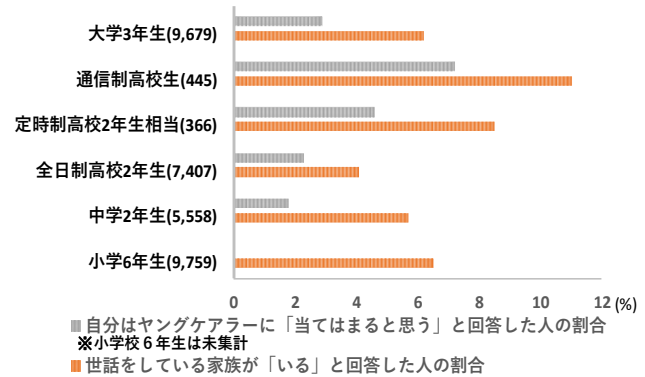
※STEP事業…義務教育終了後の全年齢の方を対象とした「ひきこもり等自立支援事業」(Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所)

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉

ひきこもり支援センターに対する相談件数は令和2年度から4年度にかけて、86.3%の増となっています。また、STEP事業利用件数は38.2%増となっています。

② ヤングケアラーの実態に関する調査

対象(調査数(n=))



資料：厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

ヤングケアラーの実態に関する調査研究(株式会社日本総合研究所)

調査では、世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、全調査を通じて4～11%程度、自分はヤングケアラーに「当てはまると思う」と回答した人の割合は1.8%～7.2%と両者には差があります。ヤングケアラーの自覚のある人は、家族の世話をしている人の1/3から半分程度(通信制高校においては2/3程度)となっています。

主要課題	No. 16	在宅医療・介護連携の推進
-------------	--------	---------------------

●現状●

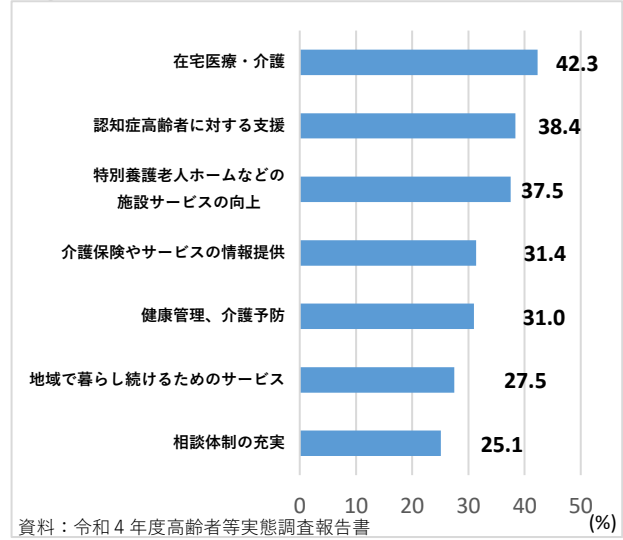
- 団塊ジュニア世代が高齢者に移行していく2040年代は、現役世代の減少傾向が見込まれ、総人口の減少も進む見通しとなっています。
- 本区の高齢者人口は約4.4万人（令和5年1月現在）であり、今後、2040年に約6万人、2060年に約7万人になることが見込まれており、この間、高齢者単身世帯が高水準で推移していくに伴い、医療や介護ニーズ、生活上の困りごとを有する高齢者が一層増えることが想定されます。
- 令和4年度の高齢者等実態調査（在宅介護実態調査）では、今後区に力を入れてほしいこととして、「在宅医療・介護」が42.3%と最も多くなっています。また、地域で暮らし続けるために必要なことでは、「往診などの医療サービス」や「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」が多く、終末期を迎えたい場所では、「自宅」が50.6%という結果になっています。
- かかりつけ医がいる割合は、要介護者で89.2%です。また、1年間で訪問診療を受けた診療科目の割合では、内科が28.3%となっています。
- 高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、一人ひとりが住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、日常生活圏域内における支援拠点の整備や24時間在宅ケアシステムにおける在宅医療・介護連携の推進とICT活用、インフォーマルサポートと制度サービスとの連携・協働が必要となっています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- ・ 文京区保健医療計画（令和6年度～11年度）

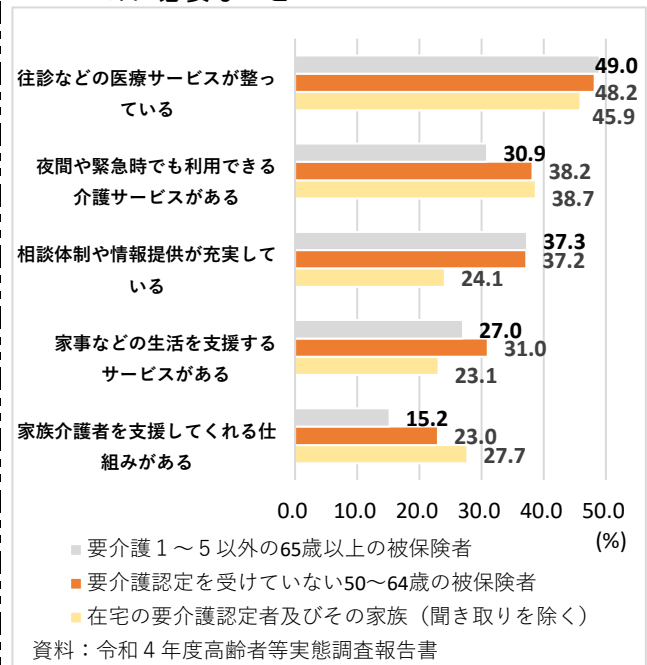
●関連データ●

① 今後区に力を入れてほしいこと



高齢者施策や介護保険事業について今後区に力を入れて欲しいことでは、「在宅医療・介護」が42.3%で最も高く、次に、「認知症高齢者に対する支援」が38.4%となっています。

② 介護が必要になっても地域で暮らし続けるために必要なこと



介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこととして、いずれの対象者でも「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 在宅医療が必要な方に適切な医療サービスを提供するため、地域医療連携の更なる充実が必要です。
- ・ 在宅で医療や介護を受ける方に、希望するサービスを提供できるよう、地域の専門機関との連携を検討し、多職種による支援体制を強化する必要があります。

主要課題	No. 17	認知症施策の推進
-------------	--------	-----------------

●現状●

- 本区では、令和元年6月に国が策定した認知症施策推進大綱の方針のもと、地域で安心して暮らせる「共生」と「予防」を柱に認知症施策を推進してきました。
- また、令和5年6月には認知症基本法が成立したため、今後、国が策定する認知症施策推進基本計画を踏まえながら、本区の施策を総合的に推進する計画の策定等が必要となっています。
- 本区の要介護・要支援認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる高齢者は、5,000人付近を推移しています。
- 区では、高齢者あんしん相談センターに「認知症支援コーディネーター」を配置し、区・嘱託医等と連携しながら、相談業務を行うほか、正しい知識・理解の普及啓発と早期の気づきを支援する「認知症検診事業」、診断後伴走型支援を行う「認知症ともにパートナー事業」などにより、適切な医療・介護サービス等につなげています。
- また、認知症サポーターを令和4年度までに17,330人養成するとともに、家族の支援として、認知症家族交流会や介護者教室等を行っています。
- 令和4年度の高齢者等実態調査では、必要と感じる認知症支援として、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」や「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が高い割合となっています。制度の周知のほか、本人や家族の意向に寄り添った支援体制づくりや、当事者の声を反映させた施策を実施する必要があります。

●関連する主な計画等●

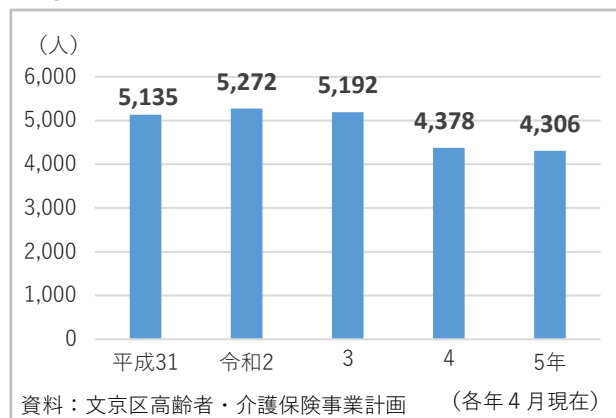
- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発や、認知症本人の不安やニーズを受けとめ、本人と家族が主体となって活動できる場づくりなど、地域で支えるネットワークづくりを推進する必要があります。
- ・ 認知症の発症時期や症状に応じた適切な支援を切れ目なく行うことに加え、認知症が重症化する前に早期に適切な支援につなげる仕組みを整備することが求められます。

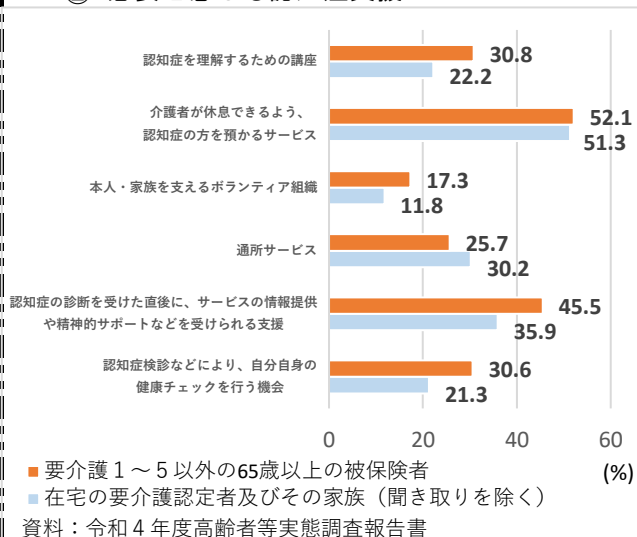
●関連データ●

① 認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa以上）の推移



令和4年と5年は、介護保険認定の随時的期間延長が行われており、日常生活自立度が不明な方々がいるため、令和3年度までと比べて人数が少なめになっています。

② 必要と感じる認知症支援



認知症に対する本人や家族への支援については、＜第一号・要支援＞の79.2%、＜要介護（郵送）＞の71.3%が何らかの支援が必要と感じています。また、＜第一号・要支援＞、＜要介護（郵送）＞とともに、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」や、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が高くなっています。

主要課題	No. 18	フレイル予防及び介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進
-------------	--------	--------------------------------------

●現状●

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者における人と人とのつながりや生活機能および認知機能の低下が懸念される中、これまで以上にフレイル予防・介護予防の取組の推進と地域での支え合いの体制づくりが必要となっています。
- フレイル予防の3つの柱として、栄養、運動、社会参加があげられます。区ではコロナ禍における高齢者への影響を踏まえ、前期高齢者への介護予防のアプローチや高齢者のデジタルデバイス対策を進め、新たなつながりの創出に努めています。
- 令和4年度に実施した高齢者実態調査の結果によると、要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者（第1号・要支援）、50歳以上の現役世代のいずれについても、地域における会やグループ等への参加は減少傾向にあります。
- 特に、介護予防のための通いの場への参加については、第1号・要支援で2.0%に留まっています。
- また、今後区に力を入れてほしいこととしては、特に第1号・要支援の層では「健康管理、介護予防」が36.0%と最も多くなっています。
- 今後、医療・介護双方のデータを活用し、健康課題等を抽出したうえで、より効果的にフレイル予防・介護予防を推進することが必要です。

●関連する主な計画等●

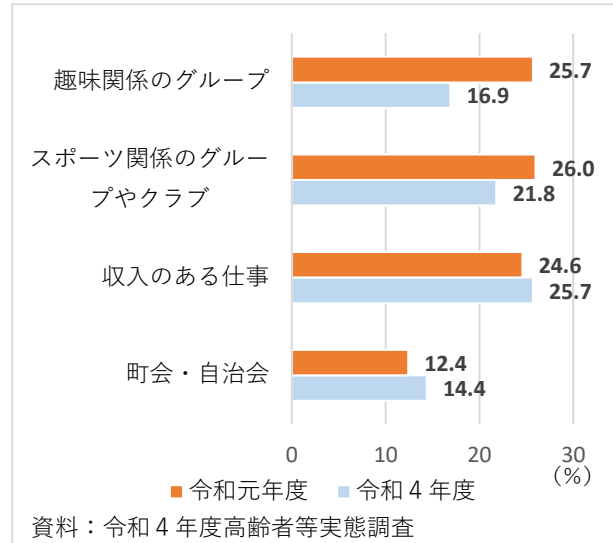
- ・ 文京区地域福祉保健計画（令和6年度～令和8年度）
- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 高齢者自らが健康管理や介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及啓発を推進するとともに、身近な地域で継続して介護予防に取り組める場や、高齢者がいきいきと元気に活動できる場の充実が求められます。
- ・ 元気高齢者には福祉の担い手としての活躍が期待され、社会的役割を持つことにより、生きがいづくり・介護予防を推進する必要があります。

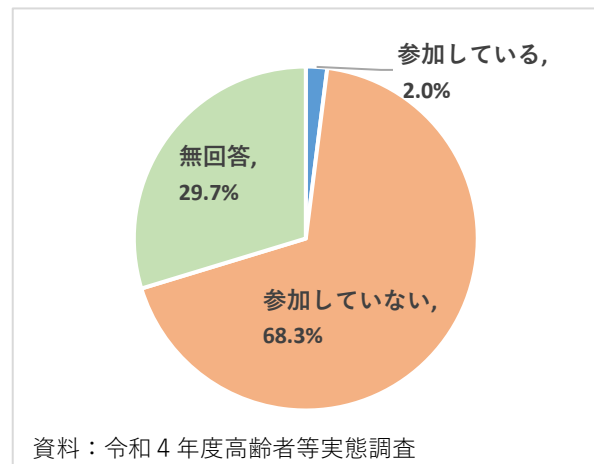
●関連データ●

① 地域とのつながり・地域活動



令和4年度と令和元年度を比較すると、「趣味関係のグループ」や「スポーツ関係のグループやクラブ」において、参加状況が低下しています。

② 介護予防のための通いの場への参加状況



区内在住の65歳以上の高齢者を対象に令和4年度に実施した調査では、介護予防のための通いの場への参加率は、2.0%に留まっています。

主要課題	No. 19	高齢者等の居住安定の支援
-------------	--------	--------------

●現状●

- 孤独死や経済的不安等を背景に、高齢者、障害者及びひとり親等世帯が民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい傾向があります。
- 令和4年度の高齢者等実態調査では、今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいだと思える割合は、要介護以外の65歳以上の被保険者と要介護者で6割程度、50歳以上の現役世代では4割程度にとどまっています。
- 令和4年度の障害者（児）実態・意向調査では、在宅の方が地域で安心して暮らすために必要な施策（複数回答可）に「居住支援の充実」及び「障害者向け住まいの確保」と答えた方の割合が、22.7%となっています。
- 本区の世帯数が12万7千世帯であるのに対して、区内の住宅総数は約14万戸、そのうち賃貸用空き住宅が8,720戸あり、これらの住宅ストックの活用が可能です。
- 区では、平成27年度より、住宅の確保に配慮を要する高齢者等世帯を対象に「すまいる住宅登録事業」や「ライフサポートアドバイス事業」等、住まいの確保と住まい方を支援する「文京すまいるプロジェクト」を実施しています。
- また、平成29年度には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき「文京区居住支援協議会」を設立し、不動産関係団体、居住支援団体及び区が連携して、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進しています。
- 令和2年度からは、「すまいる住宅」に居住する高齢者等に対して、安否確認と費用補償をセットにした見守りサービスを提供することで、高齢者等の入居に対する家主や不動産事業者の不安の解消と理解を促進し、高齢者等の住まいの確保を推進しています。

●関連する主な計画等●

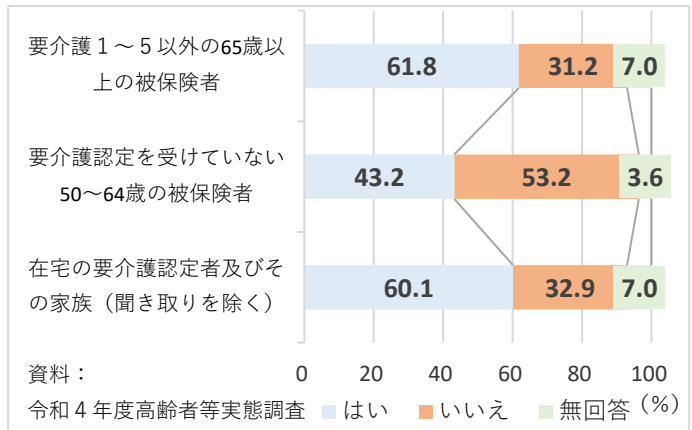
- ・ 文京区地域福祉保健計画
(令和6年度～令和8年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 民間賃貸住宅の家主や不動産事業者が持つ高齢者等の入居に対する不安を解消し、理解を促すことで、高齢者等の入居を拒まない住宅を確保するとともに、高齢者等が円滑に住み替えできる支援を行う必要があります。
- ・ 高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、見守り等の居住支援を行う必要があります。

●関連データ●

① 介護が必要になっても住み続けられる住まいか



「要介護1～5以外の65歳以上の被保険者」、「在宅の要介護認定者及びその家族（聞き取りを除く）」では、「はい」（住み続けられる住まいである）がそれぞれ6割程度、「要介護認定を受けていない50～64歳の被保険者」では4割程度となっています。

② すまいる住宅登録事業の実績 (件)

年度	入居資格認定	登録住宅	入居決定
平成27	70	52	9
28	30	38	9
29	25	35	10
30	46	31	5
令和元	48	20	11
2	41	31	16
3	30	30	14
4	53	56	23

※高齢者、障害者及びひとり親世帯の合計数

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉

見守りサービスの提供を開始した令和2年度以降、高齢者等の入居件数は着実に増加しており、住まいの確保が進んでいます。

主要課題	No. 20	高齢者の見守りと権利擁護
-------------	--------	--------------

●現状●

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向であり、令和2年の国勢調査では約3万世帯となり、平成12年と比べると28.3%の増となっています。このうち40.4%が高齢者単独世帯です。
- 高齢者の見守りについては、高齢者あんしん相談センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で声かけや見守り等を行う「ハートフルネットワーク事業」や見守り相談員による訪問を実施しています。
- また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、高齢者の外出機会や家族等との交流機会が減少し、社会的孤立が懸念されたため、IoTを活用した新たな事業などを開始し、見守り体制の強化を図っています。
- 高齢者あんしん相談センターにおける、高齢者虐待等に関する相談件数は、年間約300件を超えて推移しています。
- 成年後見に関する相談件数は、高齢者あんしん相談センターに年間約300件、社会福祉協議会（権利擁護センター）も年間1,000件以上の相談が寄せられており、今後も成年後見制度等の適切な権利擁護支援が求められています。
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～8年度）では、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することが掲げられました。
- 令和3年度に社会福祉協議会に設置した中核機関が運営する「権利擁護支援連絡協議会」において、今後の地域における権利擁護支援のあり方を検討することとなっています。

●関連する主な計画等●

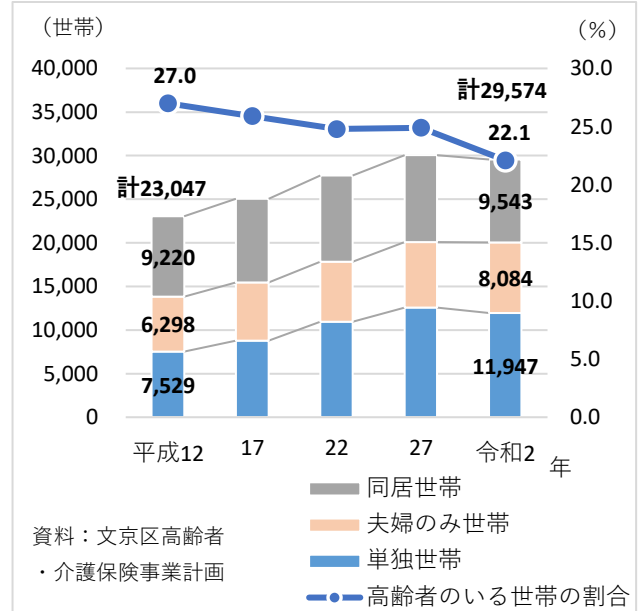
- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 高齢者を地域で見守り、支え合う体制を強化し、適切なサービスにつなげる必要があります。
- ・ 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との緊密な連携が必要です。
- ・ 支援を必要とする本人の意思決定支援の重要性の認識や、成年後見に留まらない権利擁護の担い手の育成に取り組む必要があります。

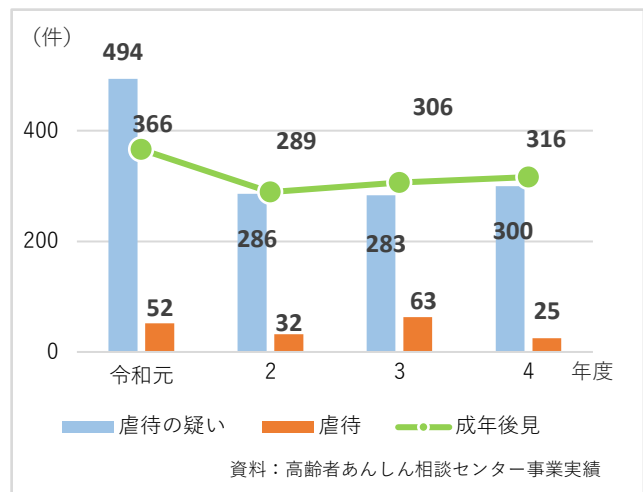
●関連データ●

① 高齢者のいる世帯の推移



高齢者のいる世帯の割合は減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にあります。

② 高齢者虐待等に関する相談件数



高齢者あんしん相談センターにおける、虐待及び虐待の疑いのある相談は、年間でおおむね300件を超えて推移しています。

主要課題	No. 21	介護サービス基盤の充実
-------------	--------	--------------------

●現状●

- 本区の要介護・要支援認定者数はおおよそ9,100人となっています。また、要介護・要支援認定率は、令和4年度は20.2%となっています。
- 本区の高齢化率は、国や都よりも低い水準であるものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれるため、介護サービスのニーズも更に高まっていくことが考えられます。
- 令和4年度の高齢者等実態調査結果では、力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業について「在宅医療・介護」が42.3%で最も多い状況です。また、要介護・要支援認定者の75.9%が、今後の暮らし方について、自宅での暮らしを希望しています。一方で、「施設サービスの充実」を求める声は37.5%となっています。
- また、同調査結果では、区内の介護サービス事業所の54.2%が従業員不足を感じています。そのうち50.0%が「採用が困難」と回答しており、前回調査より10%ほど改善傾向にあるものの、賃金や社会的評価の低さ、精神的な仕事のきつさなど、その理由は前回と変わっていません。
- 国の試算では、将来必要となる介護職員数は2025年度には約243万人、2040年度には約280万人となっています。また、都の試算では、2025年度に約31,000人の介護人材が不足するとしており、本区においても、事業所の人材確保を支援する必要があります。

●関連する主な計画等●

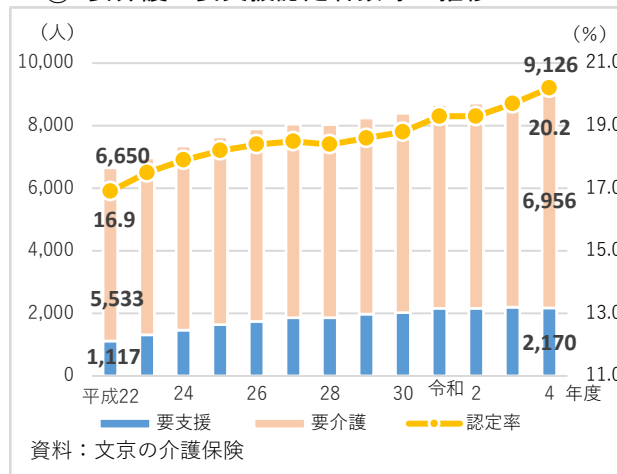
- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを拡充するとともに、特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護などの介護サービスの安定的な運営を支援する必要があります。
- ・ 介護サービス事業所におけるサービスの質の向上、若手職員の定着等に関する取組を支援し、介護人材の確保・定着を図ります。

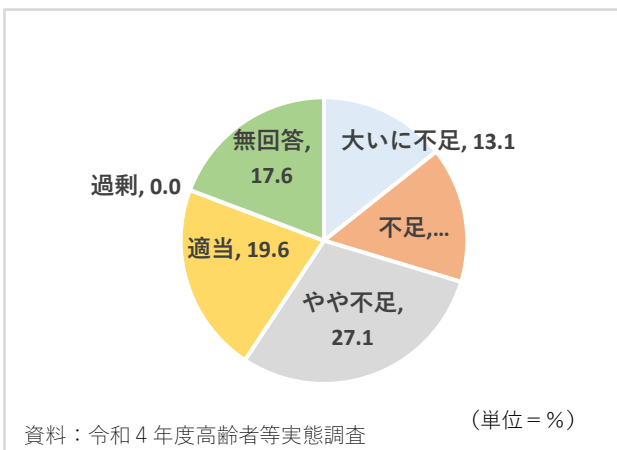
●関連データ●

① 要介護・要支援認定者数等の推移



要介護・要支援認定者数は第1号被保険者（65歳以上の介護保険被保険者）・第2号被保険者（40歳以上64歳未満の医療保険加入者）の合計、認定率は第1号被保険者のみの算出です。平成22年度から令和4年度までの12年間で、認定者は2,476人、37.2%の増となり、認定率は3.3ポイント増加しています。

② 介護サービス事業所の従業員の過不足状況



区内の介護サービス事業所の54.2%が、従業員不足を感じており、「採用が困難」、「事業を拡大したいが人材が確保できない」、「離職率が高い（定着率が低い）」などの声が多く寄せられています。

主要課題	No. 22	障害者の自立に向けた地域生活支援の充実
-------------	--------	----------------------------

●現状●

- 障害福祉サービス等の利用者は令和4年度末時点で2,566人で、令和元年度と比較すると、11.1%増加しています。
- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、グループホームの支援内容の明確化や、相談支援体制の拡充等、障害者等の地域生活の支援体制の充実等が求められています。
- 親亡き後を見据えたグループホームの整備を希望する声が多く、区では開設に向けた整備費等補助制度を拡充し、民間事業者による整備を促進していますが、適地の確保等の課題があります。
- また、日中活動系サービスのうち生活介護のニーズは増加傾向にありますが、区内の一部の事業所では定員を満了しており、受入れが困難な状況であることから、施設の整備を希望する声が多くなっています。
- 地域生活のための相談支援の拠点である障害者基幹相談支援センターでは、地域生活支援拠点をはじめ関係機関と連携し、困難事例等も含めた課題解決に向けて、総合的・専門的な相談対応等を行い、障害者の自立を支援しています。
- 国の基本指針において、障害者の地域生活を支援する機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を有した地域生活支援拠点の整備を促進することが示されています。区においては、そのうちの2つの機能（相談、地域の体制づくり）を実施しており、その他3つの機能の整備を進めています。
- 精神障害者の地域における支援体制の構築・強化を図るため、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、文京区地域精神保健福祉連絡協議会において、地域のアセスメントについて協議を行っています。

●関連する主な計画等●

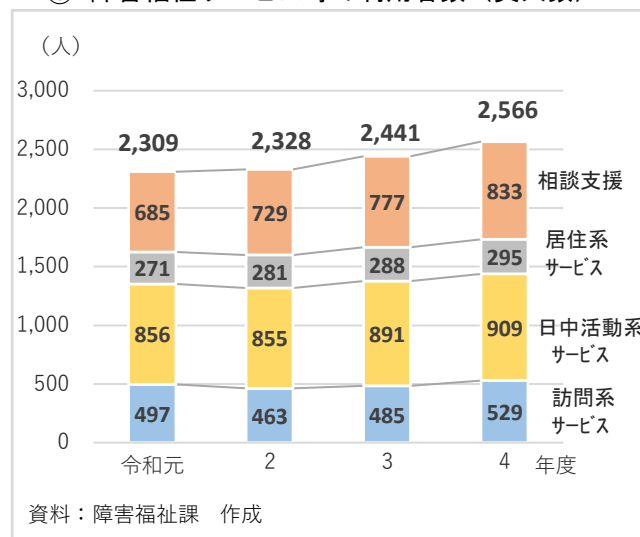
- ・ 文京区障害者・児計画
(令和6年～令和8年度)
- ・ 文京区保健医療計画
(令和6年～令和11年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 障害者のニーズに応じたサービスを提供するため、施設整備を進めていく必要があります。
- ・ 障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が連携しながら、地域生活のための相談支援体制を強化することが求められます。
- ・ 文京区地域精神保健福祉連絡協議会を「協議の場」として地域のアセスメントについて協議を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け検討します。

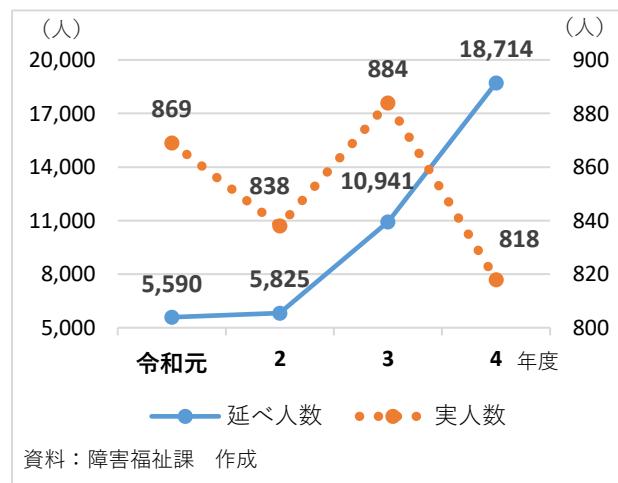
●関連データ●

① 障害福祉サービス等の利用者数（実人数）



令和4年度の相談支援利用者は833人であり、元年度と比べ21.6%増加しています。その他、訪問系サービスが6.4%の増加、日中活動系サービスが6.2%の増加、居住系サービスが8.9%の増加となっています。

② 障害者基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点における相談実績



令和4年度の実人数は818人であり、元年度と比べて5.9%減少していますが、令和4年度の延べ人数は、18,714人であり、元年度と比べ約3.3倍に増加しています。

主要課題	No. 23	障害者の一般就労の定着・促進
-------------	--------	-----------------------

●現状●

- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、令和4年度の障害者雇用促進法の改正により、令和8年度までに段階を踏んで法定雇用率を2.7%に引き上げることのほか、令和6年度から週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者・重度身体障害者・重度知的障害者においても、企業の法定雇用率の算定対象に加えることができるようになりました。
- 令和4年6月1日時点において、区内における法定雇用率達成企業数の割合は30.0%となっており、東京都全体の割合32.5%より低くなっています。
- 令和4年度の福祉施設から一般就労への移行者数は77人（令和元年度54人、令和2年度57人、令和3年度57人）と年々増加傾向にあります。
- 企業における障害者雇用意欲は依然として高いものの、障害者にとって、生活習慣や対人関係習得のスキル等、就労する前の準備に時間がかかるケースもあり、生活面からの支援も求められています。障害者就労支援センターでは、障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、身近な地域での就労面や生活面の支援を行っています。
- 令和4年度の障害者（児）実態・意向調査では、一般就労している障害者にとっての困りごととして、仕事での体調の変化に不安があるとする割合が最も高くなりました。また、一般就労するために希望する支援としては、自分に合った仕事を見つける支援や、就労に向けての相談、企業等における障害理解の促進が高い割合を占める結果となりました。

●関連する主な計画等●

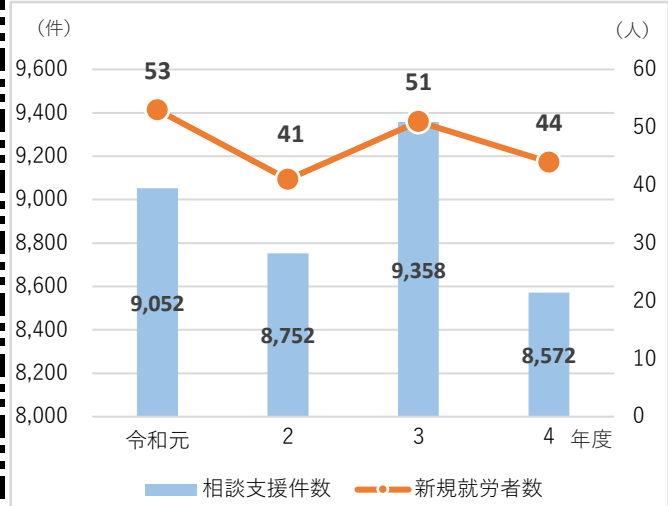
- ・ 文京区障害者・児計画
（令和6年～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 企業における多様な就労環境を整えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労定着を支援することが求められます。
- ・ 一般就労に向けて、生活面・医療面の支援を必要とするケースが増加傾向にあることから、関係機関との連携を一層強化し、地域全体で職業生活を支える取組を推進することが必要です。

●関連データ●

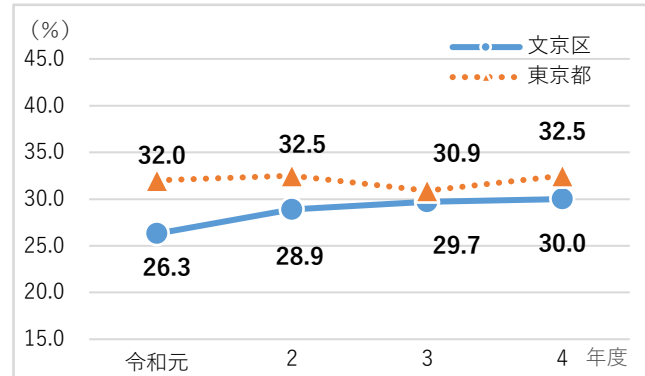
① 障害者就労支援センターの活動実績



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉

障害者就労支援センターでは、就職準備支援や職場定着支援、生活支援等を行っています。新規就労者数は40～50人前後で推移しています。

② 法定雇用率達成割合



資料：障害福祉課 作成

各年6月1日現在の状況。都全体の割合より低い状況が続いています。

主要課題	No. 24	障害者差別の解消と権利の擁護
-------------	--------	----------------

●現状●

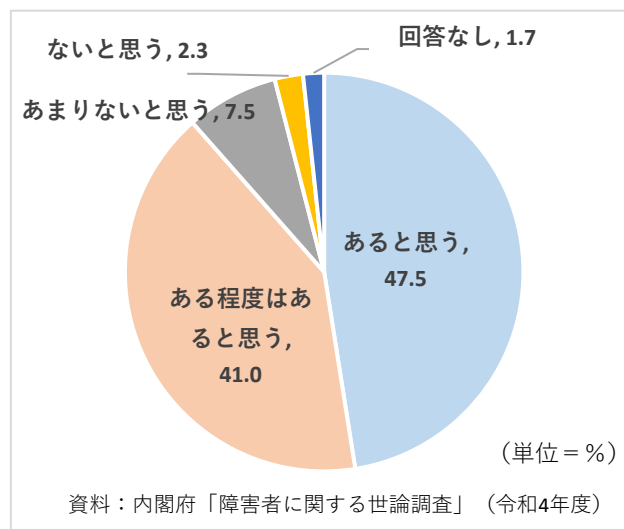
- 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮提供の義務化等が規定されました。また、令和4年5月に障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。
- 区では、障害の有無に関わらず全ての人が安心して生活できる地域社会の実現に向け、文京区手話言語条例（仮称）及び文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（仮称）の制定に向けた取組を進めています。
- 法改正や条例の制定も踏まえ、情報のバリアフリーに向けた取組を推進していきます。
- 国では令和4年度から5年間の第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することが掲げられています。
- 社会福祉協議会の権利擁護センターには、高齢者や障害者等に係る成年後見制度等の権利擁護の相談が年間1,000件以上寄せられており、今後も成年後見制度等の適切な権利擁護支援が求められています。また、社会福祉協議会に設置した中核機関では「権利擁護支援連絡協議会」を運営し、今後の地域における権利擁護支援のあり方を検討しています。
- 区が設置している障害者虐待防止センターでは、虐待の通報・相談を受け、関係機関と連携を図って事実確認や安全確認を行い、解決に向けた支援を行っています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区障害者・児計画
（令和6年～令和8年度）

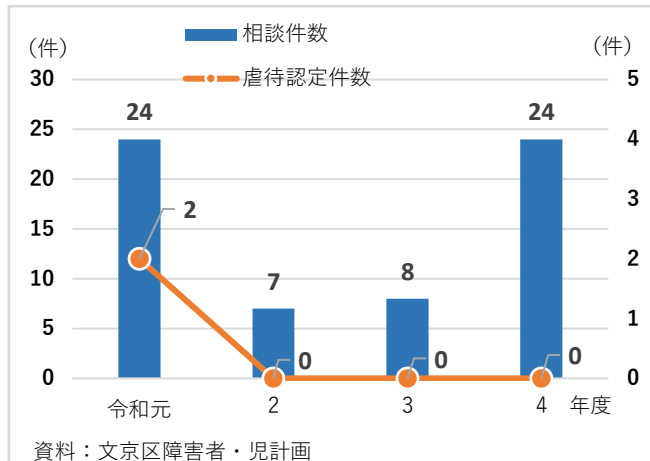
●関連データ●

① 障害のある人に対する差別や偏見の有無



内閣府の調査では、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると回答した人の割合は88.5%でした。

② 障害者虐待防止センターの相談件数の推移



相談件数は、令和元年度と4年度が最も多く、虐待認定件数は近年0で推移しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 障害者が主体的に社会参画でき、心豊かに生活を送ることができる環境整備が必要です。
- ・ 支援を必要とする本人の意思決定支援の重要性の認識や、成年後見に留まらない権利擁護の担い手の育成に取り組むとともに、障害者虐待について幅広く理解を深めることが求められています。

主要課題	No. 25	生活困窮者の自立支援
-------------	--------	------------

●現状●

- 自立相談支援事業では、生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施しています。コロナ禍で顕在化した相談者層も含め生活困窮者が抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、これに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行っています。
- 令和2年3月から順次始まった新型コロナウイルス感染症拡大に対応した国の支援施策は、令和5年3月以降順次終了してきています。
- 住居確保給付金の支給に必須要件であった求職活動等が令和2年4月より感染予防の観点から緩和されていましたが、令和5年4月以降は従前の要件に戻っています。
- 被保護者数はゆるやかな減少傾向にありますが、生活保護の相談及び自立相談支援機関の相談件数は増加しています。
- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した職に就くことができるように資格や技能の取得のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「自立支援教育訓練給付金事業」と「高等職業訓練促進給付金事業」を実施しています。コロナ禍の行動制限が緩和された後、相談者数が増加しています。
- ひとり親家庭の母及び父へチラシ等で周知を行い、事業を利用することで、資格や技能を取得し、就労や安定した生活を送ることができるよう相談・支援を行っています。

●関連する主な計画等●

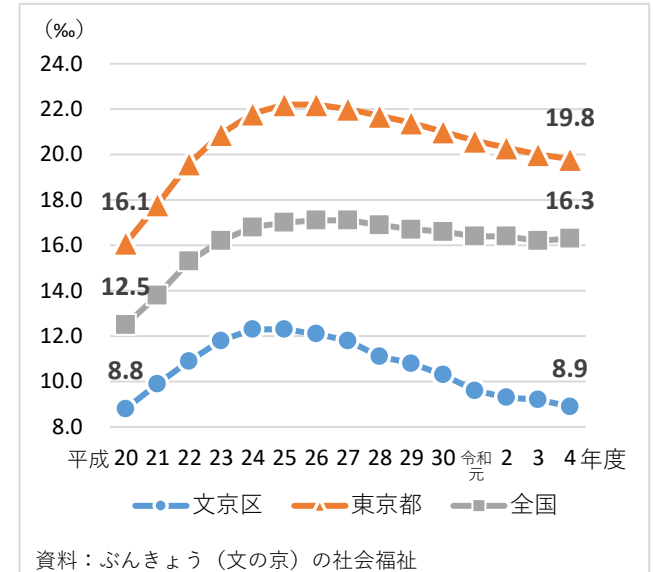
- ・ 文京区地域福祉保健計画
(令和6年度～令和8年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 生活困窮者が抱える困難や支援ニーズは複合的な課題を含むものも多いため、生活困窮者自立支援制度の外側にある他制度との連携も促進し、生活困窮者本人の尊厳を保持した包括的な支援を実施していくことが求められています。
- ・ ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送るために、就職に有利な資格や技能の取得に関する支援が求められます。

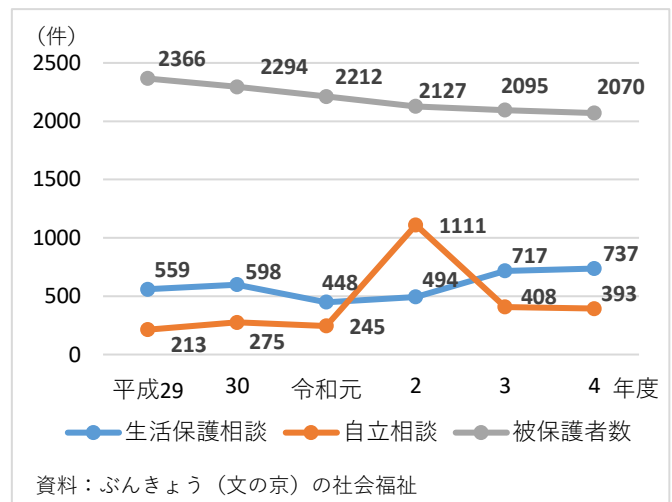
●関連データ●

① 生活保護受給者の推移（保護率）



本区の生活保護の保護率は、平成24年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、近年は増加が抑えられています。また、本区の保護率は全国や都と比較して低い状況にあります。

② 生活保護及び生活困窮に関わる相談件数の推移



被保護者数は平成29年度から令和4年度にかけて296人減少していますが、生活保護相談は178件、自立相談は180件増加しています。

主要課題	No. 26	区民の主体的な健康づくり
-------------	--------	--------------

●現状●

- 国の「健康日本21（第三次）」においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとしています。本区では、だれもがいきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指しています。その実現に向けて、区民一人ひとりのライフステージやライフコースに応じた健康づくりのため、適切な食生活や運動習慣の定着など、意識的な生活習慣改善への支援が求められています。
- 令和4年度の健康に関するニーズ調査では、「普段健康に気をつけている」と回答した区民は83.2%となっており、そのうち「食事・栄養に気を配る」が76.0%、「睡眠・休養を十分にとる」が64.3%などとなっています。また、区民の喫煙習慣は8.1%で、前回の調査より3.8%減少しており、喫煙経験がある区民のうち、61.8%が禁煙したいと思うと回答しています。さらに、生活習慣病の健診等の受診については、「区健康診査」、「勤務先での健康診査」、「人間ドック」、「その他」の合計は、79.6%となっています。一方、「健診等を受けなかった」は16.2%となっています。
- また、令和3年度特定健康診査受診率は43.0%、特定保健指導実施率は11.9%となっており、国が示す目標値（60%）を下回っています。
- 令和3年度の区民の死因のうち、生活習慣とのかかわりが強い3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の割合は、全体の49.0%となっています。
- 区では、運動・栄養などの基本的な生活習慣の改善を促す講座等の事業を実施しています。コロナ禍でも実践できる運動や身体活動量を増やす体操の啓発により、事業参加者の意識向上度は98%と、運動習慣の動機付けの機会となっています。また、禁煙や受動喫煙防止の取組を推進しています。

●関連する主な計画等●

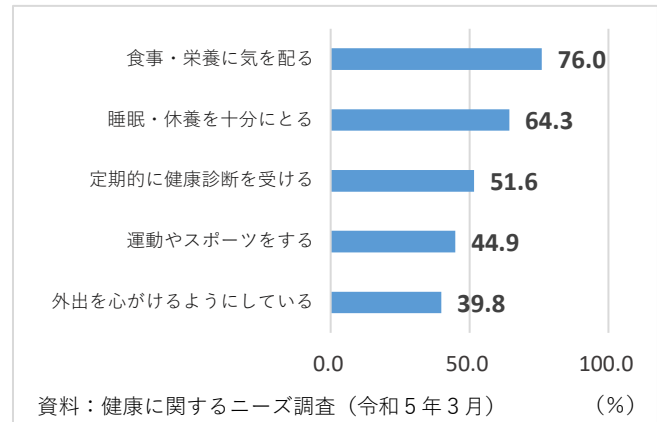
- ・ 文京区保健医療計画（令和6年度～令和11年度）
- ・ 文京区国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 健康の保持増進のため、区民一人ひとりに適切な食習慣や運動習慣など、健康的な生活習慣の必要性を周知し、意識的な生活習慣改善を促す必要があります。
- ・ 区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る必要があります。
- ・ 区民の喫煙率の低下に向けた取組を充実させるとともに、受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する必要があります。

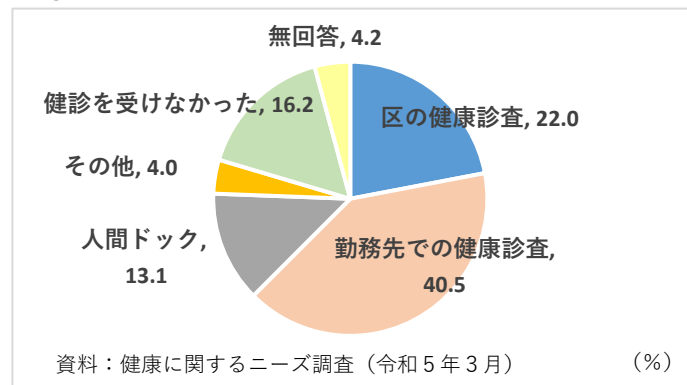
●関連データ●

① 健康に気をつけている具体的な内容

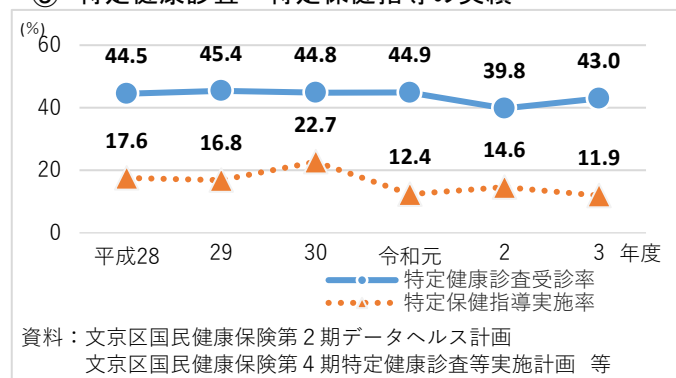


食事や栄養、睡眠については、多くの区民が気をつけています。

② 生活習慣病の健診等の受診状況



③ 特定健康診査・特定保健指導の実績



40歳以上の国民健康保険加入者に対して区が実施している特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率はともに横ばい傾向にあります。（参考：令和3年度市町村国保（全体）の特定健康診査受診率は36.4%、特定保健指導実施率は27.9%）

主要課題	No. 27	がん対策の推進
-------------	--------	----------------

●現状●

- 令和3年の本区の死亡者総数は1,694人であり、死因の第1位は悪性新生物(27.2%)となっています。
- 令和4年度の健康に関するニーズ調査では、過去1年間(乳がん、子宮頸がんは過去2年間)にがん検診を受けたと回答した区民は、胃がん44.3%、大腸がん43.9%、肺がん38.3%、子宮頸がん51.3%、乳がん51.9%でした。
- また、「普段、健康に気を受けている」と回答した区民は83.2%でしたが、そのうち「定期的に健康診断を受ける」と回答した割合は、51.6%であり、前回調査より上昇しているものの、がん検診等の更なる受診勧奨が必要です。
- 日本人が生涯でがん罹患する確率は、男性65.5%、女性51.2%で2人に1人と言われており、がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増えています。
- 国の「がん対策基本法(平成18年法律第98号)」に基づき策定される「がん対策推進基本計画(第4期)」(5年3月閣議決定)においても、がんとの共生に向けた対策が求められています。
- 区では、アピアランスケアとして、がん患者へウィッグや胸部補整具等の購入費用を助成するなど、がん治療に伴う脱毛等に悩む区民へ心理的・経済的負担の軽減を図っています。
- がん罹患しても、がん患者及びその家族が、安心して前向きに日常生活を送ることができるような支援が求められています。

●関連する主な計画等●

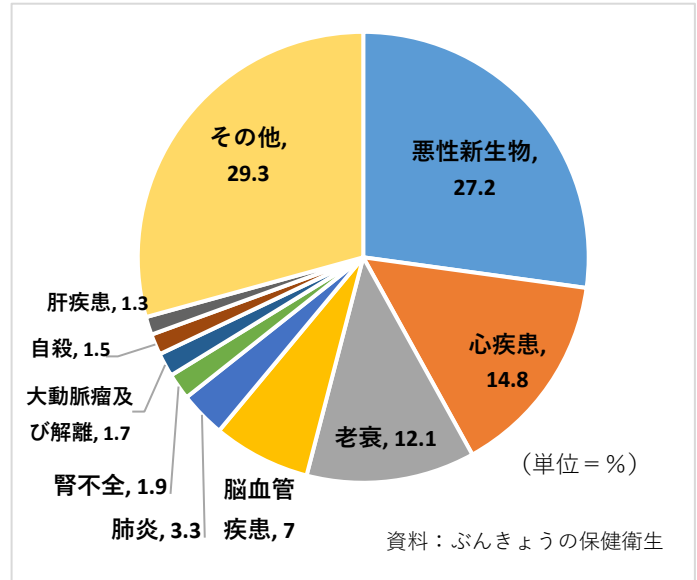
- ・ 文京区保健医療計画(令和6年度～令和11年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診受診率のさらなる向上が求められます。
- ・ 治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増えていることから、がん患者等の療養生活の質の向上等、地域生活に向けた支援が必要です。

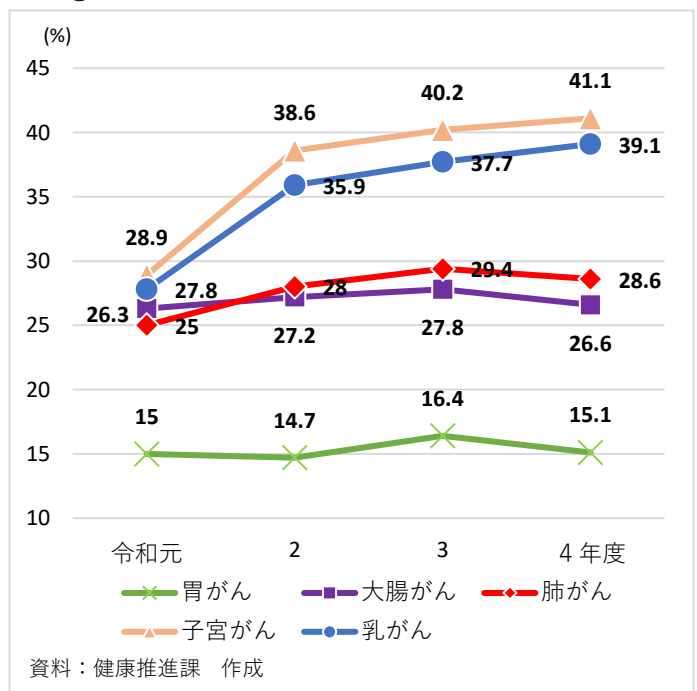
●関連データ●

① 主要別死因別死亡の割合(令和3年)



全体に占める、悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病の割合は、49%と、平成30年の50.4%と比較して微減しています。

② 区がん検診の受診率



令和4年度の区がん検診の受診率は、胃がん15.1%、大腸がん26.6%、肺がん28.6%、子宮がん41.1%、乳がん39.1%となっており、子宮がん・乳がんが増加傾向が見られますが、まだ国目標に達していません。

主要課題	No. 28	新興・再興感染症対策の推進
-------------	--------	---------------

●現状●

- 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、感染症法上、「5類感染症」に移行しました。しかし、諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、新興感染症・再興感染症のリスクは、今後も高まる可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、持続可能な保健所の健康危機管理体制構築に向けて、令和6年〇月に、感染症法に基づく「予防計画」及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく「健康危機対処計画」を策定する予定です。
- 日本では令和3年、新たに結核患者として登録された者（新登録結核患者）の数が11,519人となり、人口10万人当たりの罹患率が9.2と初めて10を切り、結核「低まん延国」となりました。しかしながら、高齢化に伴う合併症や国際化の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化しています。
- また、都内における令和4年の梅毒報告数が3,677件となり、平成11年の調査開始以来、最多となりました。
- 国は麻しん・風しんワクチン接種率の目標を95%以上としており、区でも近年第1期、第2期ともに、95%以上で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、第2期で95%を下回る年が発生しています。

●関連する主な計画等●

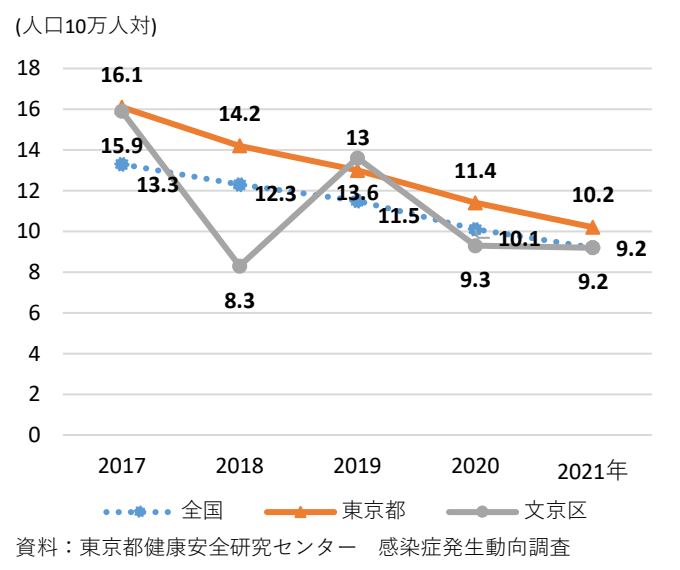
- ・ 文京区新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 保健医療計画（令和6年度～令和11年度）
- ・ 予防計画（令和5年度策定予定）
- ・ 健康危機対処計画（令和5年度策定予定）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民が正しい知識を持って感染症を予防できるよう、あらゆる年代に向けた正確かつ迅速で効果的な方法により、日常の衛生管理意識や予防行動について、啓発する必要があります。
- ・ 庁内のほか、国や都、医療機関等との連携やICTの効果的な活用等を平時から推進し、新興・再興感染症発生リスク増加への備えを強化していく必要があります。

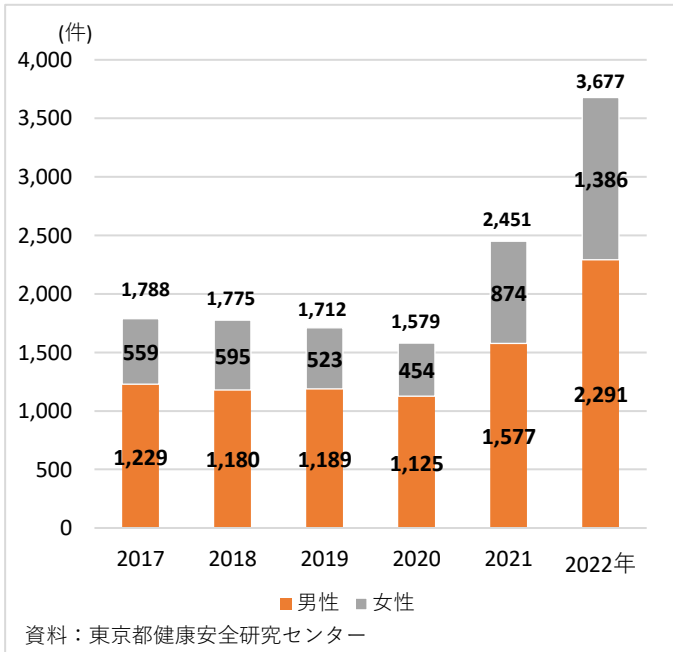
●関連データ●

① 結核り患率（国、都、区）



全国の結核罹患率は減少傾向にあり、令和3年（2021年）に初めて10を切りました。本区においては、令和元年（2019年）に罹患率の増加があったものの、令和3年（2021年）には全国と同じ水準となっています。

② 梅毒患者報告数（東京都）



都内の令和4年（2022年）の梅毒報告数は3,677件で、平成11年（1999年）の調査開始以来、過去最多となりました。

主要課題	No. 29	総合的な自殺対策の推進
-------------	--------	-------------

●現状●

- 全国の自殺者数は、平成10年の3万人を超える状況から高止まり傾向が続き、22年以降は減少に転じていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症等を含め、令和2年以降、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は上昇傾向となり、特に女性は3年連続で増加、小中高生は4年度に過去最多となっています。
- この状況を踏まえ、令和4年10月に改正された国の自殺総合対策大綱、5年4月に改正された都の自殺総合対策計画においては、自殺者数は男性、特に中高年男性が大きな割合を占めることは変わっていないものの、今後対応すべき課題として、子ども・若者の対策の更なる推進や女性に対する支援の強化等が掲げられています。
- 本区における自殺者数は、直近5年で年間18人～26人で推移しています。また、自殺の原因や動機では、健康問題が一番多くなっています。
- 自殺は、健康問題、経済・生活問題、家族問題、勤務問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実現するためには、区の関係各課や既存の様々な分野の関係機関とのネットワークを最大限に活かした上で、様々な分野の人々や組織の密接な連携を促進する必要があります。
- 区では、養成講座等で、自殺対策を推進する上で基盤となるゲートキーパーの育成に取り組むほか、自殺未遂者等のハイリスク者への支援のあり方について検討するため、区内医療機関等と意見交換会を開催するなど、総合的に自殺対策を推進しています。

●関連する主な計画等●

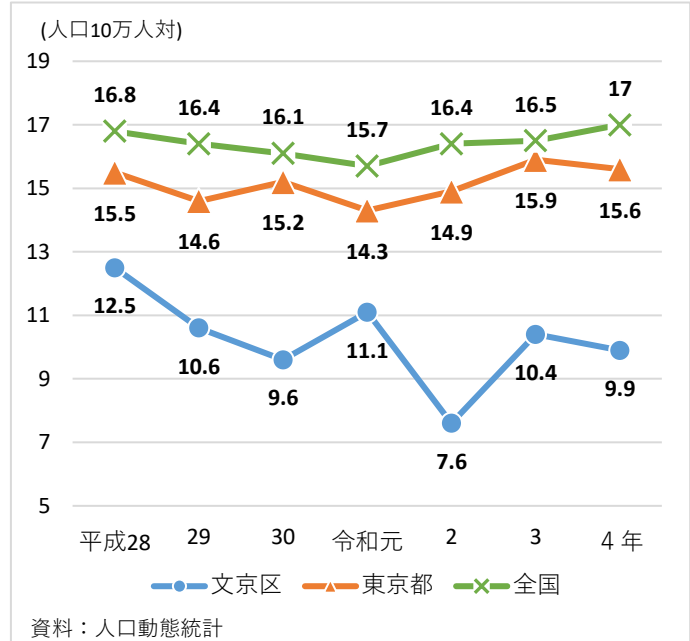
- ・ 文京区自殺対策計画
(令和6年度～令和10年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 自殺の背景・原因には、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しているため、自殺のサインに気づき自殺予防につなげる人材育成や自殺対策の正しい知識の普及啓発、関係機関との連携によるネットワークの強化を行う必要があります。

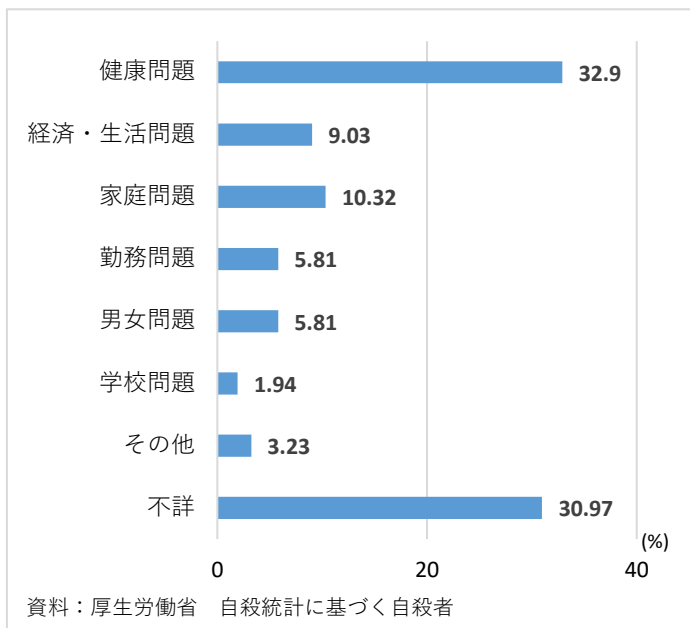
●関連データ●

① 自殺死亡率の推移



全国や都の自殺死亡率はコロナ禍で微増傾向にあります。本区においては、増減を繰り返しながら、減少傾向となっています。

② 自殺の原因・動機別割合 (平成29～令和3年)



遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しています。自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多い状況です。

主要課題	No. 30	中小企業の企業力向上
-------------	--------	------------

●現状●

- 国の経済センサス調査では、本区の中小企業数は減少傾向にあり、令和3年調査における区内事業所数は、13,761所です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により大きな影響を受けた区内中小企業の事業継続を支援するため、特別融資による資金繰りの支援や家賃、雇用継続のための人件費、設備投資、経営相談等の経費に対する補助を行いました。
- コロナ収束後も、物価やエネルギー価格の高騰、国際情勢の変化が相次いだことから、区内中小企業は依然として原材料費の上昇や資金繰りの悪化などの厳しい状況に置かれています。
- 経済産業省の2023年版中小企業白書によると、有効求人倍率等の雇用指標には回復傾向が見られる一方で、中小企業の人手不足感は、景気が持ち直していく中で強くなっている傾向にあり、企業の持続的な発展には人材の確保が深刻な課題となっています。
- 区内中小企業は今後、コロナ収束後を視野に入れ、設備や人への投資による経営力の強化や、環境保全、SDGsの達成に向けた取組等が求められています。
- 国が新しい資本主義実現会議にて決定したスタートアップ育成5か年計画で令和4年を「スタートアップ創出元年」と位置付けるなど、創業への社会的な関心は高まっています。
- 区では、創業に関する支援事業として、創業入門サロンやチャレンジショップ支援事業を実施してきました。継続的な実施により、創業機運の醸成を図っています。

●関連する主な計画等●

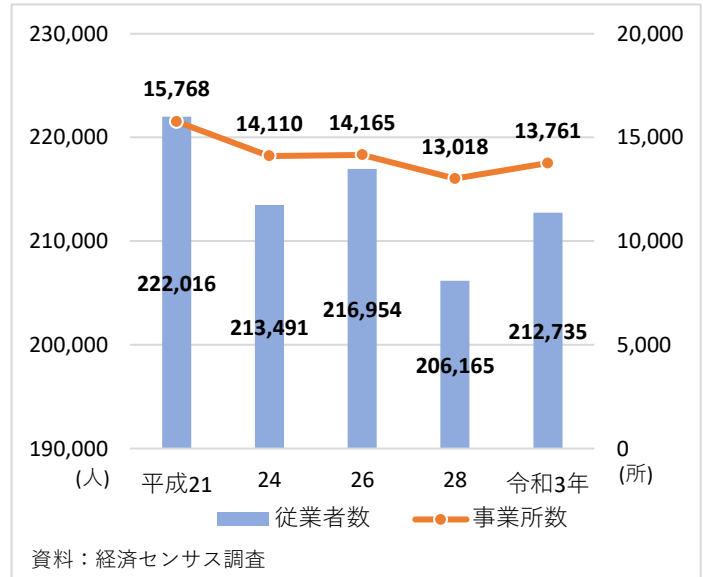
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画
- ・ 文京区創業支援等事業計画（令和5年度～令和7年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区内中小企業が経済情勢や人手不足等の課題を乗り越えることができるよう、経営基盤を強化する必要があります。
- ・ 経済・社会環境の変化の中で、区内中小企業が存続・発展していくための競争力の強化を図るとともに、SDGsの達成に向けた取組やDX、GXへの対応を促進する必要があります。
- ・ 雇用情勢に応じた就労支援及び区内中小企業の人材確保・育成を支援する必要があります。
- ・ 多様な創業を促進するとともに、区内スタートアップ創出に向けた区内大学等との連携や支援策を検討する必要があります。

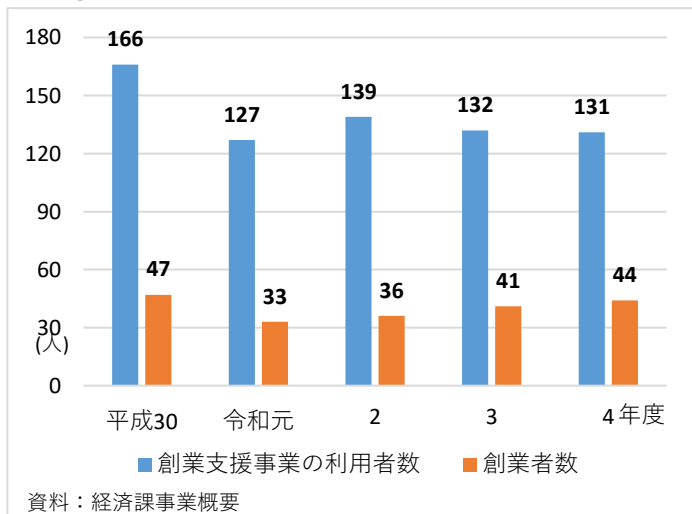
●関連データ●

① 区内事業所数の推移



令和3年の経済センサス調査における産業別上位3分野は、「卸売業・小売業」が21.10%、「不動産業・物品賃貸業」が12.08%「宿泊業・飲食サービス業」が10.81%となっています。

② 創業支援事業の利用者数等の推移



区内の創業者数は横ばい傾向であるものの、創業支援事業はコロナ禍でも継続して利用されており、創業への関心は維持されています。

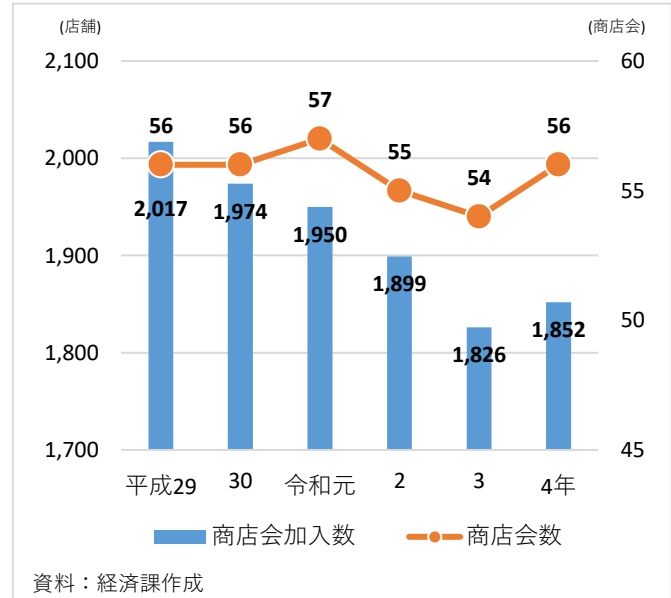
主要課題	No. 31	商店街の活性化
-------------	--------	---------

●現状●

- 商店街は地域経済を支えるとともに、区民の交流の場として地域コミュニティの中核となっています。令和4年12月時点で、区内には商店会が56あり、1,852店舗が商店会に加入しており、商店会加入数は、令和4年は増加しているものの、長期的には減少傾向にあります。
- コロナ禍においては、多くの区内商店が来街者の減少による売上の低下等に直面し、訪日外国人観光客の減少によりインバウンド需要も激減しました。その一方で、「新しい生活様式」として、宅配やテイクアウト、キャッシュレス決済に対する需要が高まりました。
- 区では、「文京ソコデカラ」サイトを立ち上げて区内商店の情報発信と利用促進を図るとともに、区内商店が取り組む宅配・テイクアウトや消費者還元サービスへの支援を実施しました。「文京ソコデカラ」サイトへの登録店舗数は令和5年5月時点で600件となっています。
- また、コロナ禍を契機に、文京区商店街連合会と連携して実施しているキャッシュレス決済ポイント還元事業等により、区内商店においてもキャッシュレス決済の導入が進んでいます。
- 区では、エリアプロデュース事業により、各商店街の地域特性を活かした主体的な取組を支援することで、商店街の活性化及び次世代を担う人材の育成を図ってきました。
- コロナ禍で中止されていた商店街のイベントも今後は再開される見込みであり、地域特性を活かした取組への支援が求められています。

●関連データ●

① 区内商店会と商店会加入店舗数の推移



商店会への加入数及び商店会数は減少傾向にあり、コロナ禍でさらに落ち込みましたが、令和4年は前年から増加しています。

② 商店街エリアプロデュース事業の実績

エリア	支援期間	主な支援内容
根津エリア	28年度から	多言語エリアマップ作成、スタンプラリー実施、SNS発信支援
白山上向丘商店街振興組合	28年度	ホームページの多言語化
音羽護国寺商店会	28年度	新規イベント実施
地藏通り商店街振興組合	29年度	多言語パンフレット作成
小石川エリア	29年・30年度	新規イベント実施
白梅商店会	30年度から令和3年度	スタンプラリー実施
よみせ通り商栄会	30年度	イベントの多言語発信
白山下商店会	令和元年度から	地域の魅力発信ポスター作成、商店会マップ作成、ホームページ作成
本郷エリア	令和元年度から	イベントの情報発信、新規イベント企画
文京区商店街連合会	令和2年度から	新規イベント実施

根津エリア：八重垣謝恩会、根津宮永商盛会、根津銀座通り商睦会
 小石川エリア：福德会、伝通院前通り三盛会、茗荷谷五協会
 本郷エリア：本郷二・三丁目商店会、本郷四・五丁目商店会

資料：経済課作成

平成28年度から、商店街のエリア特性を活かした取組を支援する事業を実施しており、これまで、多くの商店街を支援してきました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 地域の特性を活かした商店会活動の支援と商店街の活性化が必要です。
- ・ 商店街の次世代を担う若手人材を育成する必要があります。
- ・ 経済状況や社会情勢の影響を受けた区内商店を支援するため、区内商店の魅力発信と利用促進を進める必要があります。

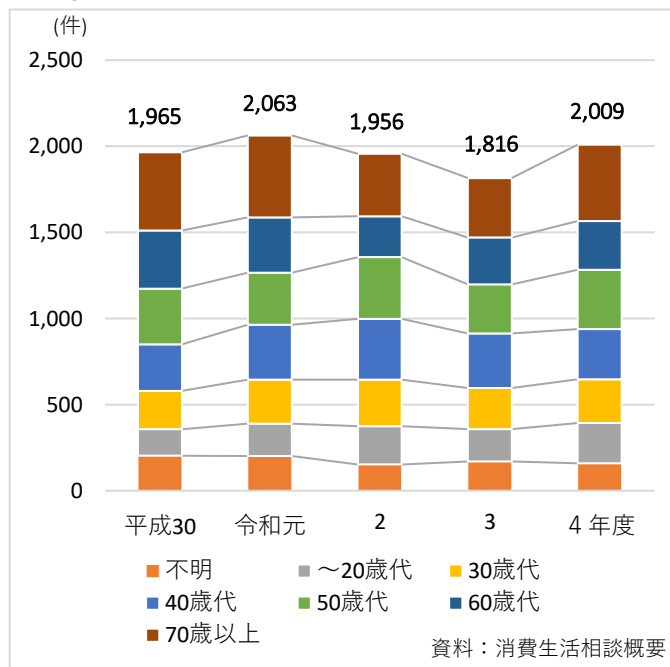
主要課題	No. 32	区民の消費生活の安定と向上
-------------	--------	---------------

●現状●

- 令和4年の全国の消費生活相談件数は約87万件で、デジタル社会の進展に伴う消費行動として、インターネットを中心とした通信販売の需要が伸びており、定期購入等のトラブル相談が増加となっています。
- また、「民法の一部を改正する法律」が施行し、成年年齢が令和4年4月1日より現行の20歳から18歳に引き下げられ、社会経験の未熟な若者の契約トラブルの増加が懸念されています。
- 文京区消費生活センターに寄せられる消費者相談件数は、令和4年度は2,009件で、年齢層は70歳以上が最も多くなっていますが、次いで50歳代、40歳代となっています。定期購入、還付金詐欺、投資・副業トラブルに関する内容の相談が多く、消費者トラブルは幅広い世代にわたる問題となっています。
- 消費者庁は、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」の達成に向けて、地域の活性化や雇用なども含む、人や、社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を推進しています。
- エシカル消費の認知度はいまだ高くありませんが、都はエシカル消費をより多くの消費者へ広めるため、「TOKYOエシカルプロジェクト」により、企業や団体とネットワークを構築し、エシカル消費を実践しやすい環境の整備に取り組んでいます。
- 区では、消費生活展などの事業を登録消費者団体及び消費生活推進員との協働により実施し、消費者トラブル防止の啓発、エシカル消費の推進事業を行っています。

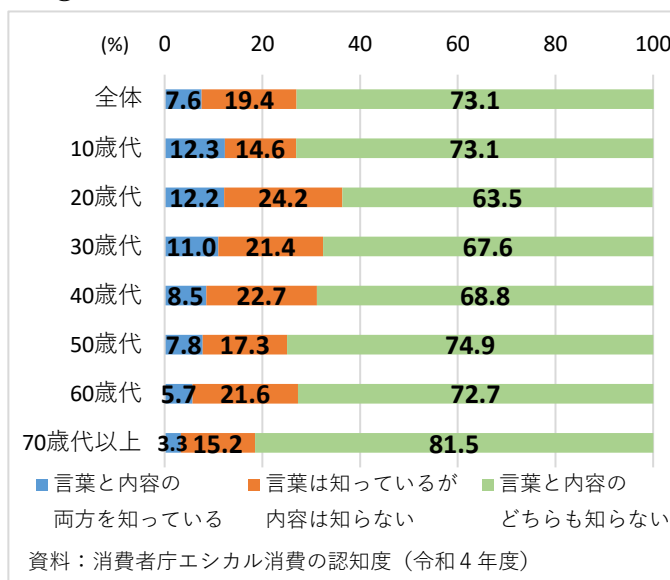
●関連データ●

① 消費生活センターの消費相談件数の推移



消費生活センターの相談件数は、全体として減少傾向にあります。ただし、全体に占める40歳代の相談割合は増加傾向にあります。

② エシカル消費に関連する言葉の認知状況



消費者庁「エシカル消費の認知度（令和4年度）」によるとエシカル消費という言葉の認知度は約3割にとどまっています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民が自立した消費者として被害に遭わないための合理的意思決定ができるよう、時流を捉えた消費者啓発を行う必要があります。
- ・ 公正かつ持続可能な消費者市民社会の形成に向け、人権問題や社会問題等の課題を自分事として捉えることができる消費者の育成が必要です。
- ・ 区民の安全・安心な消費生活を支える消費者相談事業の充実が必要です。

主要課題	No. 33	文化資源を活用した文化芸術の振興
-------------	--------	------------------

●現状●

- 本区には、小石川後樂園や六義園等の江戸の大
名屋敷に由来する庭園や、護国寺や根津神社等
の由緒ある寺社、古くから名のつく坂道等、文
化財や史跡が数多く存在しています。
- 森鷗外や夏目漱石をはじめとした文学者などの
文化人が多く住んだ地であることから、その功
績等を紹介するリーフレットの作成や講演会等
の開催により文化人の顕彰を行っています。さら
に、協定等を締結している自治体と締結の節
目などを捉え、ゆかりのある文化人を取り上げ
るなど、交流都市との連携の中で事業を進めて
います。
- 文京シビックホールは20周年記念事業を実施し
ました。また、特定天井等の改修工事を行い、
利用再開後はリニューアル記念事業などを行
いました。これらの経験を基に、コロナ禍で停滞
していた文化芸術活動の回復に向けて取り組ん
でいます。
- 区の文化資源を活用した事業を展開していま
す。区の文化芸術施設が加入する「文の京
ミュージアムネットワーク」では、文化施設
マップの作成や合同展示などを行っています。
区内発祥の「競技かるた」では話題性のある
トップ選手の大会を主催し、また区内に能楽堂
のある縁から「能楽」に関する事業を実施する
など、各々と連携して裾野を広げる事業を行っ
ています。
- 博物館法の一部改正により、資料のデジタル・
アーカイブ化、他の博物館との連携、地域の多
様な主体との連携・協力による文化観光その他
の活動を図り地域の活力の向上に取り組むこと
が努力義務となりました。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画
(令和4年度～令和8年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 地域活動における文化芸術活動の担い手を育成するため、文化芸術に触れる機会を充実させる必要があります。
- ・ 文化芸術の振興を図るため、区内文化芸術施設や協力団体とのより一層の連携強化が必要です。
- ・ 区にゆかりのある文化資源について、区民が触れる機会を創出するとともに、魅力を発信していく必要があります。

●関連データ●

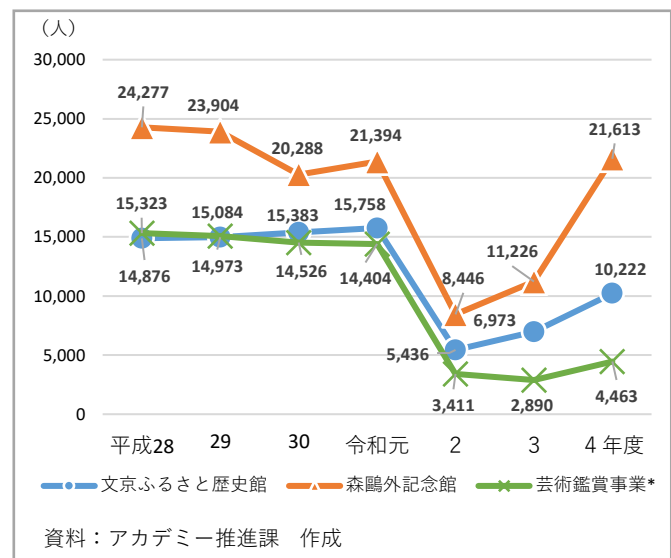
① 文の京ゆかりの文化人顕彰事業の実績

年度	顕彰対象文化人	実施事業	参加人数
H30	横山大観、嘉納治五郎	朗読コンテスト、 史跡めぐり、歴史講演会	758人
R1	徳田秋聲、泉鏡花、 室生犀星、永井荷風	朗読コンテスト、 史跡めぐり、歴史講演会	520人
R2	嘉納治五郎	朗読コンテスト	370人
R3	金田一京助、荻野吟子、 吉岡彌生、徳田秋聲、 岡野貞一	朗読コンテスト、 史跡めぐり、歴史講演会	459人
R4	樋口一葉、森鷗外、 石川啄木	朗読コンテスト、 史跡めぐり、歴史講演会	477人

資料：アカデミー推進課 作成

本区は、様々な分野の文化人のゆかりの地となっ
ています。旧居所、文学碑・墓碑、作品の舞台とな
った地なども、数多く存在します。

② 芸術鑑賞の観覧者数及び区立施設の来場者数の推移



新型コロナウイルス感染拡大の影響による区立施設
の休館等により、施設の来場者数等は大幅に減少しま
したが、その後回復傾向にあります。

主要課題	No. 34	誰もが観光に訪れたいくなるまちの環境整備
-------------	--------	----------------------

●現状●

- 本区には、小石川後樂園、六義園及び肥後細川庭園等の江戸の大名屋敷に由来する庭園や、根津神社や湯島天満宮等の由緒ある寺社仏閣など、数多くの観光資源があります。
- 令和元年度に実施した「アカデミー推進計画に関する実態調査」によると、観光振興に活用するとよいと思う区の資源として、「六義園」、「湯島天満宮」、「東京ドーム」、「森鷗外」、「夏目漱石」、「花の五大まつり」が上位に挙げられており、文化・スポーツ分野等との連携が期待されています。
- また、海外または国内の観光に関する情報の入手方法は、旅行サイト、旅行ガイドブック、家族や友人などの口コミの順に多くっており、WEB媒体が最も身近なことがうかがえます。
- 令和2年度に文京区観光協会が実施した「文京区マーケティング実態調査」によると、東京を訪れる外国人の文京区非来訪理由は、「知らなかった」が最も多くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた観光ガイドによるまち歩きツアーを、令和3年度から段階的に再開し、令和4年度は39回実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、令和2年以降、国内外の旅行者数が激減しましたが、令和4年10月より入国者総数の上限が撤廃され、回復傾向にあります。

●関連する主な計画等●

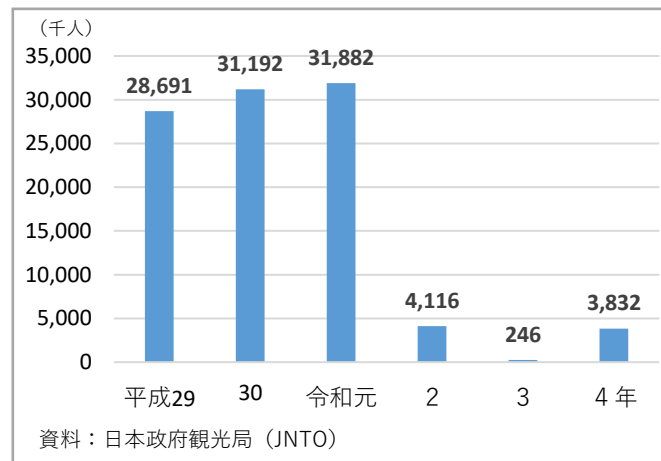
- ・ 文京区アカデミー推進計画
(令和4年度～令和8年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 国内外からの観光客の多様なニーズに対応するため、本区の観光資源の活用による新たな魅力の創出を図るとともに、持続可能な観光を推進する必要があります。
- ・ だれもが、いつでも、どこでも安心して区内の観光を楽しむことができるよう、観光客のニーズを踏まえた効果的な情報発信を推進し、一層の認知度向上を図る必要があります。

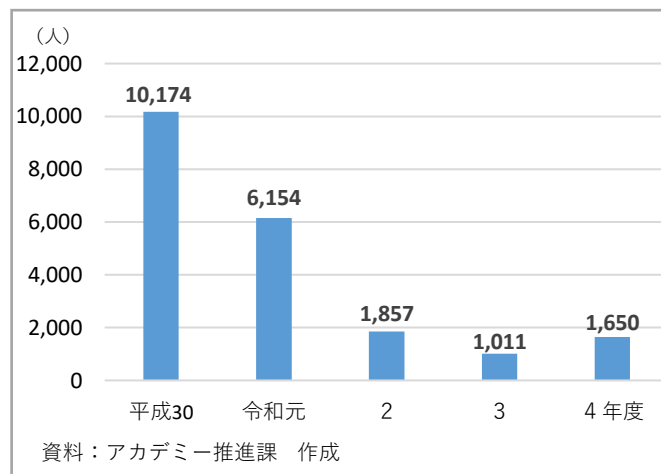
●関連データ●

① 日本を訪れる外国人旅行者数の推移



日本を訪れる外国人旅行者数は、令和4年10月以降回復傾向にあります。令和5年4月の外国人旅行者数は約195万人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成31年4月比で66.6%となっています。

② 観光インフォメーションの案内件数



令和4年度の案内件数は1,650件であり、観光インフォメーションの一層の活用が求められています。

主要課題	No. 35	都市交流の促進
-------------	--------	----------------

●現状●

- 区では、国際交流として、ドイツ・カイザースラウテルン市をはじめとする姉妹都市等の協定締結自治体3都市及び区内所在の大使館1国、国内交流として、区ゆかりの文人との繋がりなどから、協定締結自治体13都市との交流を図っています。
- 令和元年度に実施した「アカデミー推進計画に関する実態調査」によると、提携都市認知度（カイザースラウテルン市及びバイオウル区に限る。）は26.1%にとどまっています。
- また、国内協定締結自治体認知度は、18.5%であり、海外協定締結自治体以上に認知度が高いとは言い難い状況です。
- 国際交流においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流が困難になり、訪問団の派遣・受入れ等は中止となりましたが、カイザースラウテルン市の生徒とのオンラインでの交流や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした交流都市に係る文化講座等を実施しました。今後は、国際理解を促進するため、対面を含む積極的な交流を行うことが求められています。
- 令和4年度には、文化交流等を目的とした国際交流フェスタに、国内交流分野を含めて、4年振りに対面で実施した。来場者は約1,300人であり、前回対面実施した平成30年度に比して、約200人の増でした。
- 国内の交流事業数については、花の五大まつりや文京博覧会等での物産展をはじめとする各種事業が再開し、令和4年度から大幅に増加しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画（令和4年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 文化・観光振興等を通じた交流機会の創出や情報発信等により、区民の交流自治体への関心を高める必要があります。また、オンラインの活用等対面によらない自治体間交流のあり方を検討する必要があります。
- ・ 区民の国際理解を一層促進するため、姉妹都市等の交流を促進するとともに、海外都市との新たな国際交流の可能性を検討する必要があります。
- ・ 住民レベルの国内交流を推進するため、区民の自発的な取組を一層促進していく必要があります。また、有事の際の相互協力に向け、交流都市との強固な関係性の構築が必要です。

●関連データ●

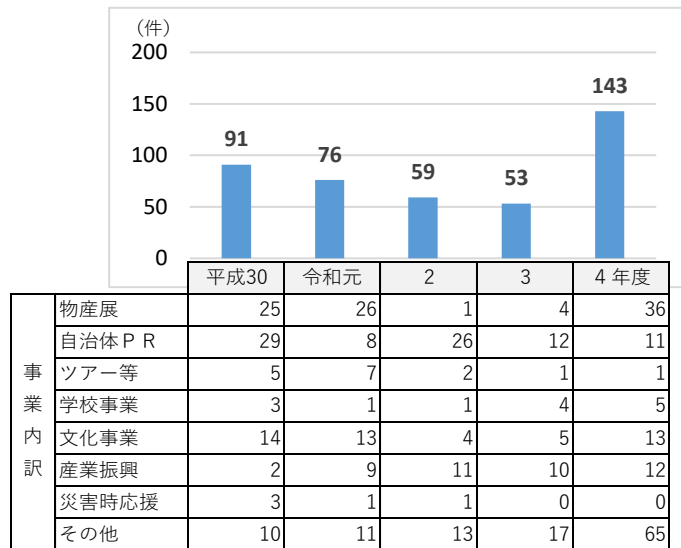
① 国際交流都市等・国内交流自治体先

国外	ドイツ・カイザースラウテルン市	
	トルコ・イスタンブール市バイオウル区	
	中国・北京市通州区	
	駐日ベナン大使館	
国内	岩手県盛岡市	茨城県石岡市
	東京都新宿区	新潟県魚沼市
	石川県金沢市	山梨県甲州市
	島根県津和野町	広島県福山市
	福岡県北九州市	熊本県
	熊本県熊本市	熊本県玉名市
	熊本県上天草市	

資料：アカデミー推進課 作成

国外の3都市、国内の13自治体と協定等を締結しており、区内には、ベナン共和国大使館があります。国内の協定締結自治体とは、様々な場面での相互応援、協力、連携等を約束しています。

② 全国自治体との交流事業件数



資料：アカデミー推進課 作成

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時事業が中止となっていましたが、令和4年度からは再開し、物産展や自治体PRをはじめ、様々な事業で連携を行っています。

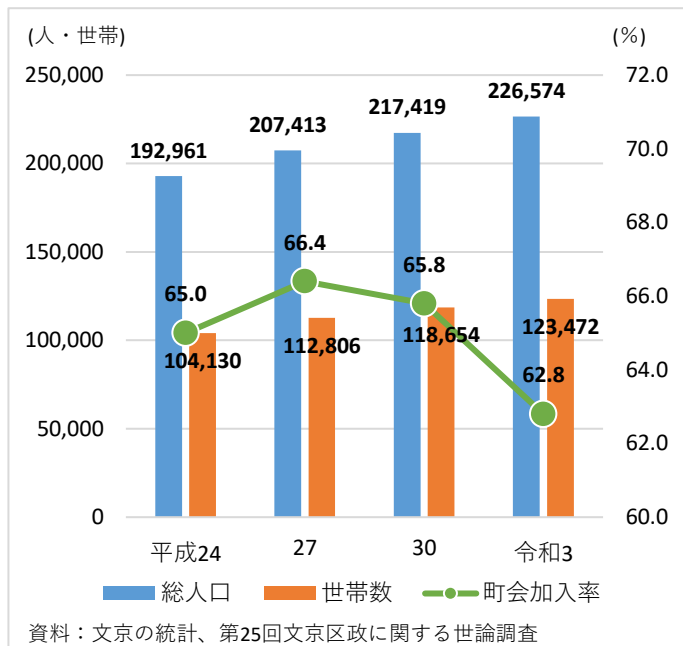
主要課題	No. 36	地域コミュニティの活性化
-------------	--------	--------------

●現状●

- 新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、地域コミュニティの核となる町会・自治会活動が、休止や規模の縮小など停滞していました。区では、町会・自治会へのコミュニティ活動助成金の交付やSNS活用講座等の実施により、地域活動の再開を支援してきました。
- 町会・自治会役員の高齢化や、担い手が不足していることに加え、町会加入率は減少傾向にあり、今後の地域コミュニティの存続には、更なる取組を図る必要があります。
- 区では、社会福祉協議会・中間支援組織「ファミコム」との連携による、文京区の課題解決や活性化を目指す提案公募型協働事業「Bチャレ」等を実施することにより、地域の担い手の創出や、地域団体の育成支援等を行っています。
- また、地域活動センターでは、地域コミュニティの活動拠点として、「ふれあいサロン事業」等の事業により、多様な団体や地域住民によるコミュニティ形成の場を提供しています。

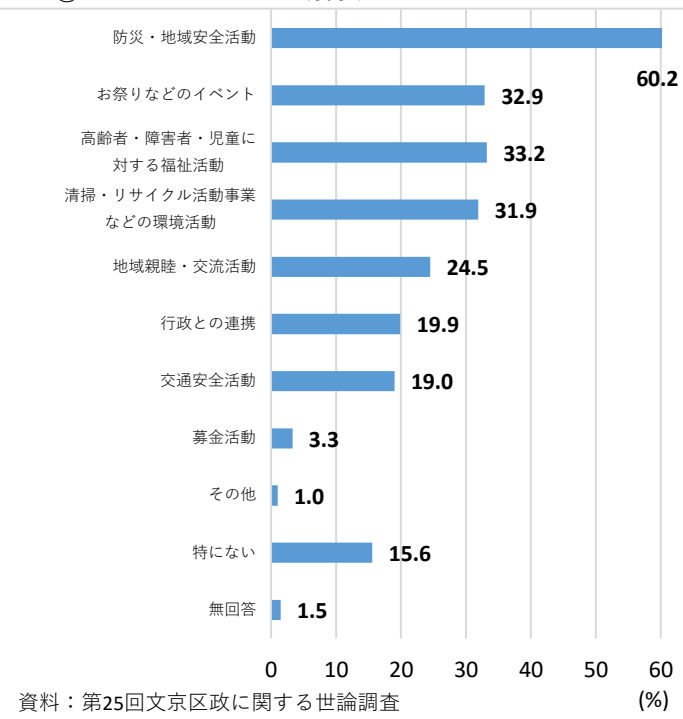
●関連データ●

① 人口・世帯数と町会加入率の推移



町会加入率は平成27年に一時的に増加したものの、減少傾向が続いており、加入率の低さが課題となっています。

② 町会・自治会に期待すること



町会・自治会の役割として最も期待されていることは防災・地域安全活動であり、前回調査と概ね変化していません。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 地域コミュニティの核となる町会・自治会に対して、活動の活性化及び組織体制の強化につながる支援が必要です。
- ・ 町会・自治会などが行う地域コミュニティ活動の担い手の発掘及び育成が必要です。
- ・ 区民や地域活動団体との地域課題の共有及び課題解決への取組に対する支援が必要です。

主要課題	No. 38	誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり
-------------	--------	-------------------------------

●現状●

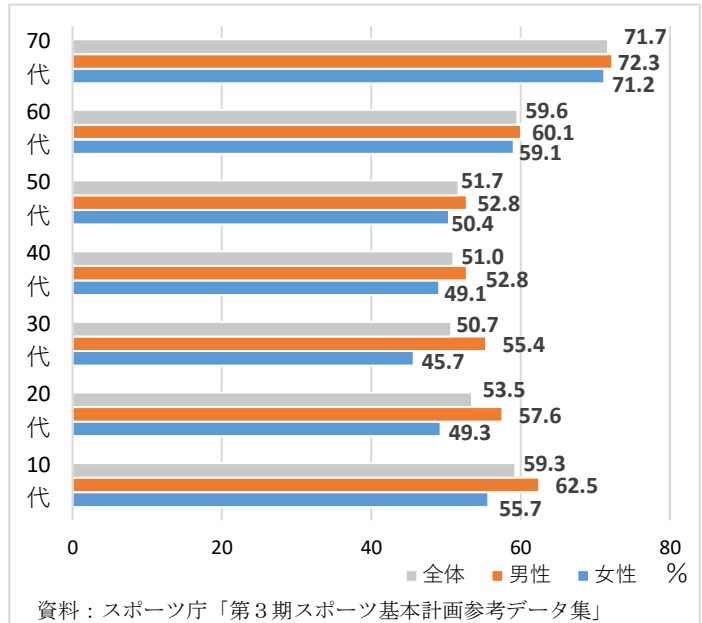
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、大会レガシーと位置付けたスポーツへの気運が高まり、パラスポーツへの理解が深まりました。大会が終了し、時間が経過したことと、コロナ禍によって区民の障害者スポーツ事業などに参加する機会が減ったことで、スポーツに向けた気運が停滞し、またパラスポーツへの興味と関心が徐々に薄れつつあります。
- また、社会状況の変化とともに、仕事や子育て等により、普段スポーツに触れる機会の少ない区民が一定数存在します。
- 近年では、パラスポーツに加え、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが参加できるインクルーシブスポーツへの関心が高まっています。
- 区では、花の五大まつりでのボッチャ体験やユニバーサルスポーツフェスタ等の体験イベントなど、パラスポーツへの理解促進と、インクルーシブスポーツの普及啓発に取り組んでいます。
- また、これまで、区内に多くあるスポーツ関係団体との連携・協働による事業を継続的に実施しています。区と、これらスポーツ資源となる関係団体との連携について、区民への認知を一層広めるため、発信の強化や連携方法を工夫する余地があります。
- スポーツ施設の老朽化への対応や、多様化する区民ニーズに応えるため、計画的な施設改修が必要です。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画 (令和4年度～令和8年度)

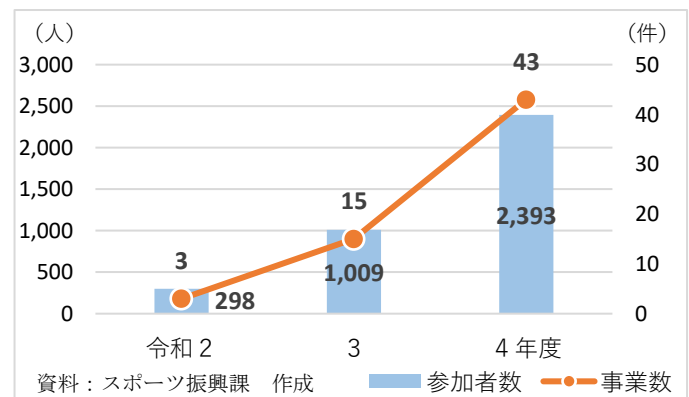
●関連データ●

① 年代別のスポーツ実施率



スポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向にあります。

② スポーツ団体等との連携事業の実績



新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2・3年度は中止となる事業が多くありましたが、4年度には43事業でスポーツ団体等と連携して事業を行い、2,393人が参加しました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民のパラスポーツ及びインクルーシブスポーツへの理解を促進するとともに、誰もがスポーツに取り組める機会を提供する必要があります。
- ・ 社会の変化や状況に応じて、新たにスポーツに触れる機会を創出し、スポーツの気運醸成を図る必要があります。
- ・ 関係団体との連携を深めるとともに、新たな協働手法を検討していく必要があります。
- ・ 区民の誰もが快適かつ気軽にスポーツを楽しむための環境整備に取り組む必要があります。

主要課題	No. 39	男女平等参画社会の実現
-------------	--------	--------------------

●現状●

- 2023年の日本のジェンダーギャップ指数は、146か国中125位で主要先進国の中の最下位であり、特に政治分野（138位）と経済分野（123位）が低迷していることから、家庭や職場における固定的性別役割意識が今なお根強く残っていることがうかがえます。
- 令和元年6月に改正された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が4年4月1日に全面施行され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できるよう、ワークライフバランスの推進及び就業環境の整備が求められています。
- 区では、ジェンダー平等意識の形成に向け、男女平等センターを中心として男女平等参画に関するセミナー等を行うほか、様々な周知・啓発事業等に取り組んでいます。
- 社会経済状況の変化とともに、女性が抱えている問題も複雑・多様化かつ複合的になっています。また、国においては、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される予定です。人権や男女平等を図ることの重要性から、様々な困難な問題を抱える女性に対して、包括的な支援が必要です。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や親しい者同士の問題であるために、潜在化、深刻化しやすい状況があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、家族からの暴力も増加しています。
- 区では、配偶者暴力相談支援センターや男女平等センター等で、配偶者等暴力に関する相談支援事業を実施しており、増加するDV等被害者の個々の状況に応じた相談に対応するため、相談体制の充実を図っています。

●関連する主な計画等●

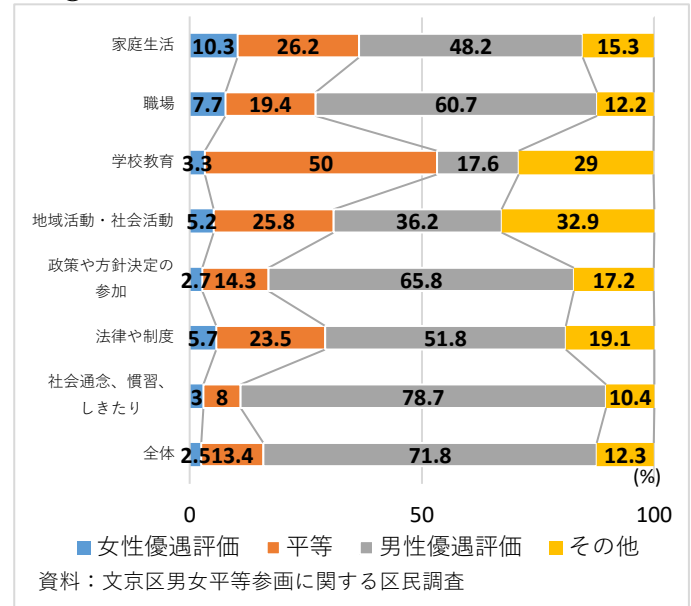
- ・ 文京区男女平等参画推進計画（令和4年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ あらゆる場面において、ジェンダー平等意識を向上させる必要があります。
- ・ 家庭生活における女性の家事負担の緩和や、性別に関わらず働きやすい職場環境の整備が必要です。
- ・ 配偶者、パートナー等からの暴力の防止と根絶に向け、加害者にも被害者にもならないために、あらゆる世代へ幅広く周知していくことが必要です。
- ・ 配偶者等暴力などの困難な問題を抱える女性に対して、相談体制の充実や関係機関や民間団体等との連携・協働による自立に向けた切れ目ない支援が求められています。

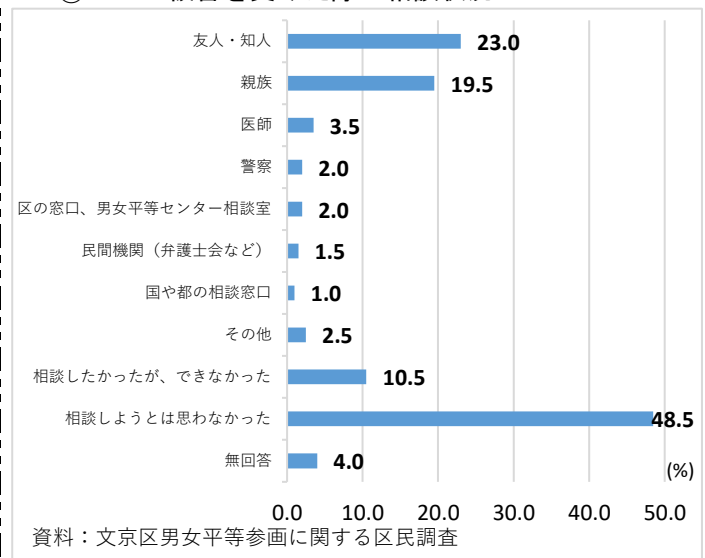
●関連データ●

① 男女平等参画を支える意識



男女の地位が最も平等と考えられているのは、「学校教育」（50.0%）となっていますが、いまだ多くの項目で男性優遇意識が強く、「社会通念、慣習、しきたり」では78.7%と特に高い割合となっています。

② DV被害を受けた際の相談状況



配偶者等からの暴力を受けた場合の相談先としては、「友人・知人」が23.0%、次いで「親族」が19.5%となっています。一方、「相談しようと思わなかった」が48.5%と最も高くなっています。

主要課題	No. 40	人権と多様性を尊重する社会の実現
-------------	--------	------------------

●現状●

- 世界人権宣言が採択されて75年を経過した今もなお、人種、宗教、性別等による差別は存在し、紛争や迫害により避難を余儀なくされた難民は世界で1億人を超えるなど、世界にはさまざまな人権問題が存在しています。
- 国内でも女性・子ども・高齢者・障害者への虐待や様々なハラスメント、インターネット上の誹謗・中傷、性自認・性的指向による差別等、人権問題の多様化が進んでおり、これらの問題への支援や防止対策が求められています。
- 区では、人権課題や難民支援等の理解促進に向け、多様な視点から周知啓発事業を実施しています。
- 誰もが性別にかかわらず、いきいきと安心して暮らすことができる社会の実現に向け、多様な性への理解を促す取組の一つとして、区では、性別（自認する性別を含む。）を同じくする二人のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領証を交付しています。
- 全国でパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増加し、令和5年3月には人口カバー率65%を超えており、利用可能なサービスの周知等が求められています。
- コロナ禍で一度減少した区内の在住外国人人口は令和4年11月に12,000人を超え、その後も増加傾向にあることから、区として、外国人住民との相互理解や共生に向けた取組を推進する必要があります。
- 区では、性自認及び性的指向に関して悩みがある人など、生きづらさや困難を抱えている人を支援するため、男女平等センター及びSNSでの相談事業を実施しています。

●関連する主な計画等●

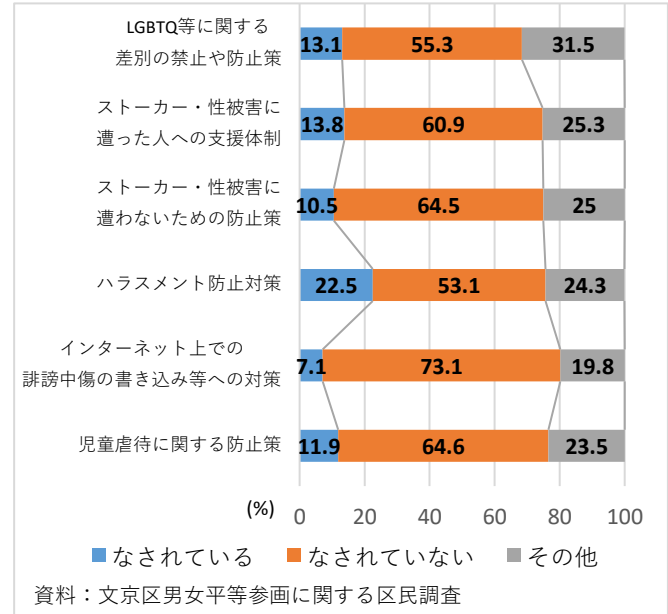
- ・ 文京区男女平等参画推進計画（令和4年度～令和8年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ あらゆる人の人権が尊重され、多様性が受け入れられる社会にするため、無意識の偏見や理解不足による差別の解消に向けた普及・啓発を進めることが必要です。
- ・ 誰もがいきいきと暮らしていくための、相談・支援体制の整備が必要です。

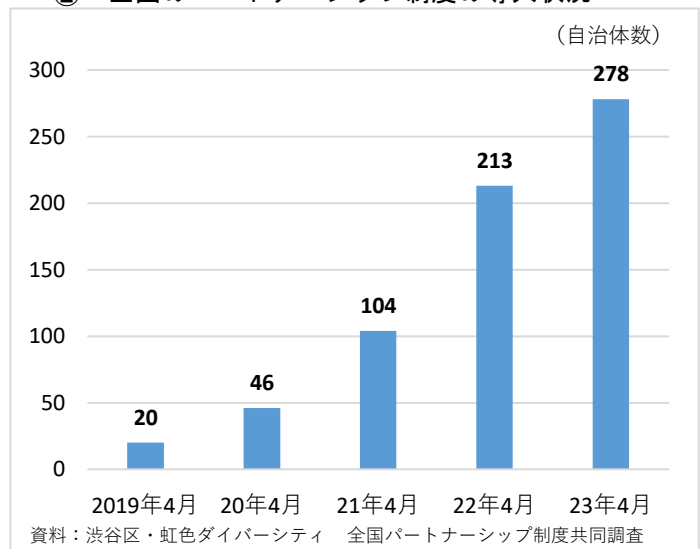
●関連データ●

① 人権問題の対応状況についての考え



ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策、インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策、児童虐待に関する防止策はいずれも高い割合となっており、社会における人権問題の支援や防止対策がなされていないと認識されています。

② 全国のパートナーシップ制度の導入状況



パートナーシップ制度を導入している自治体の割合は、この4～5年間で大幅に増加しており、全1,759自治体中278自治体が導入しています。

主要課題	No. 41	誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進
-------------	--------	-------------------------------

●現状●

- 本区では、関連法令に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性を図ることが必要です。
- 平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会・公園管理者・建築物管理者等の各事業者が共通の方針に基づき、主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していくこととしています。
- 「文京区バリアフリー基本構想」の方針に基づき、平成28・29年度に「文京区都市マスタープラン」に示す5地区（都心地域・下町隣接地域・山の手地域東部・山の手地域中央・山の手地域西部）ごとに地区別計画を策定し、特性に応じた特定事業（公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化に関する事業）を実施しています。
- 令和4年度に行った中間評価では、推進協議会を中心に、特定事業の進捗状況の確認や、完了した主な特定事業の現地確認等を行い、事業種ごとの評価や区全体のソフト施策等について評価しました。また、その結果を踏まえて、今後の基本構想の推進に関する留意点をとりまとめました。
- 「文京区バリアフリー基本構想」の地区別計画で位置づけた683の特定事業のうち、完了した事業は213件で、継続的な取組や何らかの検討を始めた事業も含めると500件（令和3年度末時点）となっており、特定事業の着手・完了事業は、年々増加傾向にあります。
- 生活関連経路に指定された区道（一次経路及び歩道のある二次経路）の整備は、計画通りの進捗率（350m/年）を確保しています。
- また、ソフト対策として、助け合いの意識を喚起する標識の設置や、バリアフリーマップを作成し、バリアフリー設備の情報発信を行っています。

●関連する主な計画等●

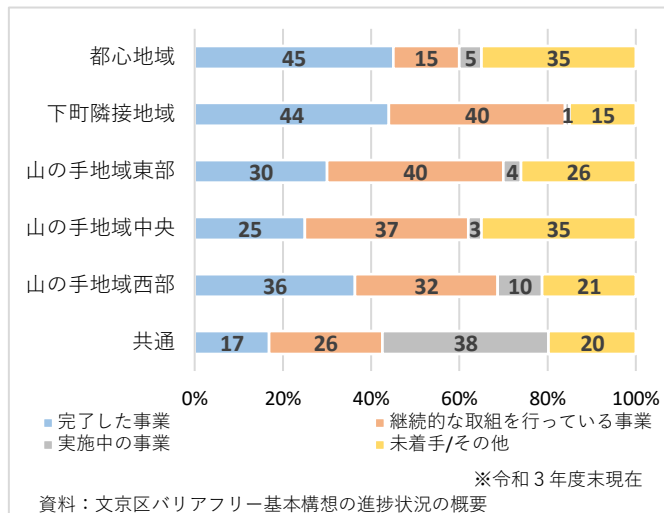
- ・ 文京区都市マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- ・ 文京区バリアフリー基本構想（平成28年度～令和7年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 「文京区バリアフリー基本構想」の地区別計画に基づく特定事業の進捗管理を行うとともに、状況の変化により新たに生じた課題については、特定事業に位置付け、事業を推進していく必要があります。
- ・ 生活関連経路における計画的な整備を推進していく必要があります。

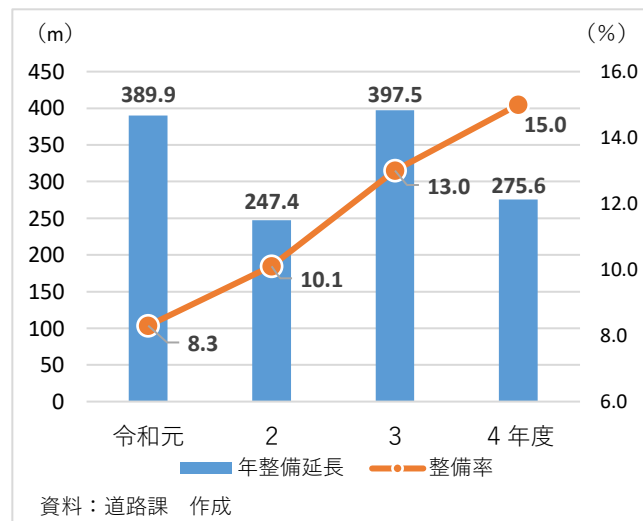
●関連データ●

① 文京区バリアフリー基本構想の進捗状況の概要



特定事業683件のうち、令和3年度までに実施し、完了した事業は213件ありました。また、継続的な取組を行っている事業と実施中の事業を合わせると、500件あります。

② 生活関連経路*に指定された区道（一次経路及び歩道のある二次経路）のバリアフリー整備



平成29年度から、生活関連経路に指定された区道のうち、一次経路7.0km、歩道のある二次経路6.7kmの計13.7km（バリアフリー基本構想策定時点）に対し、バリアフリー基本構想の観点から踏まえた整備を進めています。令和4年度末時点で、15%まで整備しています。

主要課題	No. 42	安全・安心で快適な公園等の整備
-------------	--------	------------------------

●現状●

- 公園は、良好な都市環境の提供のほか、子どもの遊び場や地域の交流・連携の拠点、都市の防災性の向上等、様々な役割を担っており、現在見直しを進めている「文京区都市マスタープラン」においても、公園などの緑と水のまちづくりの推進が求められています。
- 公園は、様々な世代が利用する地域の身近な公共施設です。子どもをはじめとする多様な利用者の誰もが安全に公園を利用できる環境整備や、ボール遊び等のびのび遊ぶことのできる環境整備へのニーズが高まっている等、特色ある公園づくりが求められています。
- 令和5年4月現在、区内には、公園46園、児童遊園66園あります。このほかに都立公園等含めた区民一人当たりの公共的緑地の面積は、2.48㎡となっています。
- 区内の公園の約5割以上が、開設または大規模改修後、30年以上経過しています。特に昭和40～50年代に開設された公園が多く、利用者の安全確保の観点から適切な維持管理を行っていますが、開設又は大規模修繕年数が経過している公園等では、老朽化している施設も多く、利用者ニーズに対応するためには施設の更新や、公園のリニューアルが求められています。そのため「文京区公園再整備基本計画」に基づき、区民参画による計画的な公園の再整備等を行うほか、公園等の状況により、部分改修にも取り組んでいます。
- また、区では、公衆・公園等トイレの整備について、地域の意向等も踏まえながら対応しており、今後とも公園等の再整備とあわせて、計画的に整備を進めていきます。
- 元町公園について、旧元町小学校との一体的活用を見据えた再整備を進めているほか、今後は、竹早公園について、小石川図書館等との一体的な整備を進めていきます。

●関連する主な計画等●

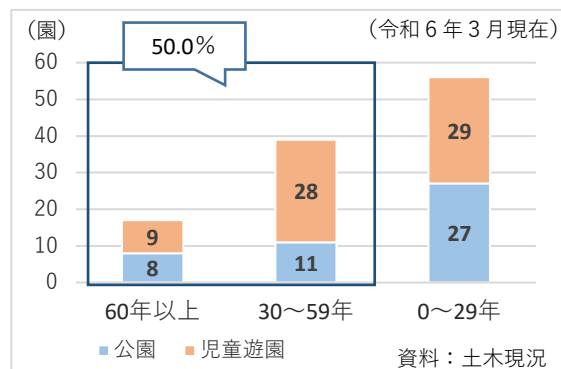
- ・ 文京区みどりの基本計画
(令和2年度～令和10年度)
- ・ 文京区公園再整備基本計画
(令和3年度～令和12年度)
- ・ 文京区都市マスタープラン
(平成23年度～令和12年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区立公園等が今後も多くの人に親しまれるよう、区民参画により計画的に再整備等を実施するほか、利用者が施設を安全に利用できる環境を整備する必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した遊び場の整備等、新しい時代のニーズに合わせ、利用者にとって魅力があり、都市においての機能を最大限に発揮出来る公園づくりを推進する必要があります。

●関連データ●

① 開園または再整備等から経過した年数



区立公園等112園のうち、開園又は再整備等から30～59年経過する園は39園(34.8%)、60年以上経過する園は17園(15.2%)あり、全体の2分の1(50.0%)が開園又は再整備等から30年以上経過しています。なお、平成25年度から再整備等に取り組んでいるため、開園又は再整備から10年未満の区立公園等も増加しています。

② 再整備等を実施した区立公園等一覧

令和元年度	六義公園、大観音児童遊園
令和2年度	お茶の水公園、小石川一丁目児童遊園、西片二丁目児童遊園、根津二丁目第二児童遊園
令和3年度	西片公園、小石川四丁目児童遊園、本駒込一丁目第二児童遊園、森川町児童遊園、白山四丁目児童遊園、本駒込二丁目児童遊園
令和4年度	神明都電車庫跡公園、久堅公園、水道一丁目児童遊園、千駄木三丁目第二児童遊園
令和5年度	白山四丁目第二児童遊園、文京宮下公園
令和5年度発注予定	窪町東公園、向丘一丁目児童遊園、本駒込一丁目児童遊園
令和5年度設計中	切通公園、関口三丁目公園

資料：みどり公園課 作成

公園再整備基本計画等に基づき、平成25年度からこれまでに再整備等を実施した区立公園等は37園あり、そのうち令和元年度以降の整備実績は18園です。また、現在再整備に向けて設計を行っている公園等は2園あります。

主要課題	No. 43	地域の特性を生かしたまちづくり
-------------	--------	-----------------

●現状●

- 区では、平成22年度に改定した「文京区都市マスタープラン」に基づき、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を目標に、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。
- 令和5年度から、区の現況や社会・経済情勢の変化を踏まえて、文京区の魅力の継承や人口構造変化への対応、脱炭素社会に向けた対応、大規模災害への対応の視点で、「文京区都市マスタープラン」の見直しを進めています。
- 区内4地区でまちづくり基本計画、1地区でまちづくり整備指針を策定し、3地区で地区計画を定め、各地区のまちづくりに取り組んでいます。また、まちづくり支援制度を用意し、住民主体のまちづくりを進めています。
- 安全で快適な生活環境を新たにつくることを目的として、「春日・後楽園駅前地区」において、市街地再開発事業を進めています。また、後楽二丁目地区においては、市街地再開発事業などを進め、東京大学においては、機能更新に合わせて、地区計画を検討するなど、各地区で様々な計画が予定されています。
- 建築紛争に関する相談数は、ほぼ例年横ばい傾向ですが、紛争物件の件数は減少傾向にあります。
- 平成25年度、区は、景観法に基づく景観行政団体（景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体）への移行とともに、「文京区景観計画」を策定し、区民や建築行為等を行う事業者と区が協働することで、「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくりのために、景観事前協議や届出制度を運用し、指導・誘導を行っています。
- 区民等の景観形成に対する意識の向上を図るため、景観形成に貢献した建築物や地域活動などの表彰や、まち歩きを通して特色ある景観の再発見など、普及啓発事業を実施しています。

●関連する主な計画等●

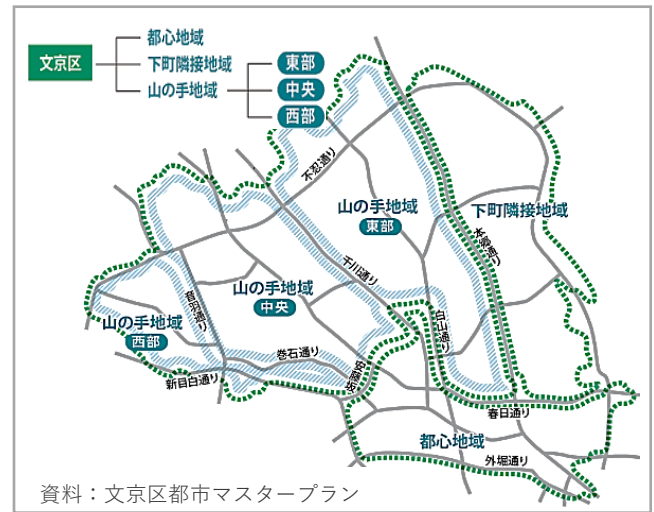
- ・ 文京区都市マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- ・ 文京区景観計画

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民等が地域への愛着や誇りを持てる、住民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 地震・水害等の防災上課題のある地域、土地の利用状況が不健全な市街地、風情あるまち並みを保全する地域等、地域課題を解決するため、都市計画手法を用いたまちづくりに取り組む必要があります。
- ・ 秩序あるまちづくりを推進するため、関係条例等を総合的に活用し、紛争の予防と対応に取り組んでいく必要があります。
- ・ 区や区民、事業者等が、景観づくりの主体として、地域の魅力を生かした良好な景観形成を図ります。

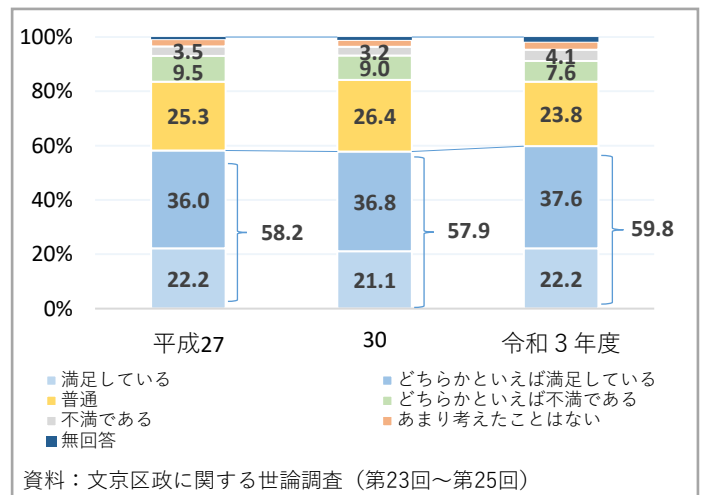
●関連データ●

① 文京区都市マスタープラン 地域区分図



都市マスタープランにおいて、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、それぞれのまちづくりの目標や地域別の方針を定め、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

② 周辺地域のまち並み・景観に関する満足度



周辺地域のまち並み・景観に対し、満足（満足している・どちらかといえば満足している）と回答した区民の割合は約6割で、横ばいとなっています。

主要課題	No. 44	地球温暖化対策の総合的な取組
-------------	--------	----------------

●現状●

- 国は、令和3年（2021年）10月に改訂した、地球温暖化対策計画において、2030年度までに温室効果ガスの46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。
- 都は、3年（2021年）1月、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減（2000年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。また、新築住宅等への太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度を、7年（2025年）4月に実施します。
- 区は、4年2月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、脱炭素に向けた取組を推進していくこととしました。
- 区の二酸化炭素排出量削減目標は2年3月に定めた28%削減（2013年度比）ですが、6年度の地球温暖化対策地域推進計画の中間見直しにおいて、削減目標の見直しを行う予定です。
- 区では、これまで、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の設置費助成事業やカーボンオフセットの導入のほか、文京シビックセンターにおける再生可能エネルギー電力の導入、区内事業者を主な対象とした文京区脱炭素プラットフォーム事業等を実施しています。
- 本区には、台地や崖線に残る緑等、地形と歴史に育まれた豊かな緑が存在しており、植物の光合成により二酸化炭素が吸収されることから、これらの緑は脱炭素に一定寄与するものと考えられます。

●関連する主な計画等●

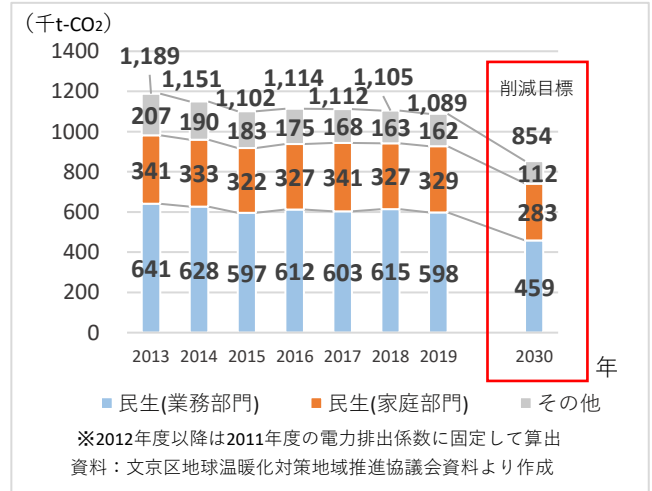
- ・ 文京区環境基本計画（平成29年度～令和8年度）
- ・ 文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和2年度～令和12年度）
- ・ 文京区役所地球温暖化対策実行計画（令和2年度～令和6年度）
- ・ 文京区都市マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- ・ 文京区公共施設等総合管理計画（令和5年度見直し予定）
- ・ 文京区生物多様性地域戦略（平成31年度～令和10年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 国や都との連携による対策をはじめ、区民・団体に向けて省エネルギーや再生可能エネルギーの実践・導入を促す取組や、事業者に対するプラットフォームを活用した普及啓発を行うなど、二酸化炭素排出量の更なる削減に向けた取組を推進する必要があります。

●関連データ●

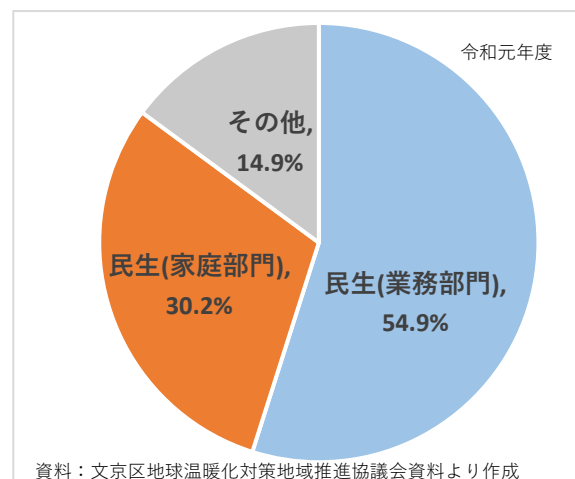
① 文京区におけるCO2排出量の推移



本区における二酸化炭素排出量は2016年を除き2013年から2019年まで毎年減少しています。

地球温暖化対策地域推進計画では、2030（令和12）年度には基準年度（2013（平成25）年度）からみて28%の削減を目指します。

② 文京区における部門別CO2排出量



本区における二酸化炭素排出量を部門別で見ると民生（業務）部門が全体の5割以上、民生（家庭）部門が全体の約3割を占めています。

主要課題	No. 45	循環型社会の形成
-------------	--------	----------

●現状●

- 私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を受けていない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。
- 国は、循環型社会形成推進基本法において、「廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された」循環型社会の形成を目標としています。その中で、3 R〔リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）〕のうち、2 R（リデュース・リユース）を優先する考えが示されています。
- 令和元年10月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」、4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、地方公共団体等の責務が明記されました。また、2050年カーボンニュートラルに向けて、廃棄物・資源循環分野においても、脱炭素の視点に基づいた資源循環が求められており、リサイクルの観点から、今後、プラスチックの分別回収を進めていきます。
- 区では、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合が定める関係計画と整合を図りながら、「文京区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現に向けて、区民や地域活動団体、NPO等の様々な主体と協働しながら、2 Rの推進をはじめ、資源回収事業など、各種リサイクル清掃事業に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い一時的に増えた区収集ごみ量は、4年度には発生前の水準まで戻りましたが、区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、「モノ・プラン文京」の数値目標（337g/人日）を上回る水準にあります。
- さらに、家庭ごみの対応に加えて、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図るため、事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対し、ごみの減量及び適正処理の促進、リサイクル率の向上に向けた指導を行っています。

●関連する主な計画等●

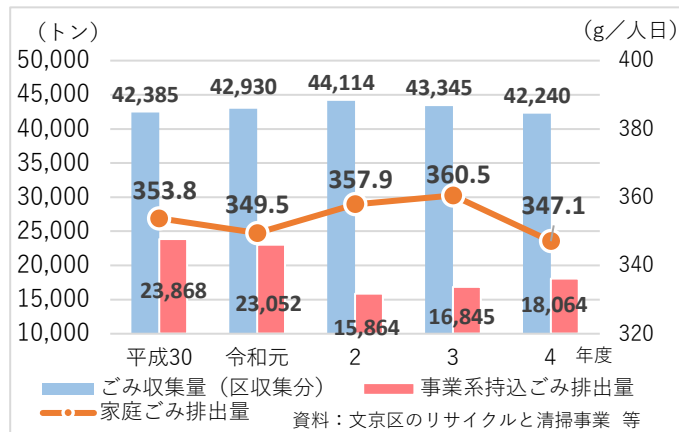
- ・ 文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）【令和3年度～令和12年度】

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ リデュース・リユースの推進とともに、リサイクルを促進する行動が環境問題の解決やSDGsと密接に繋がっていることを区民等に周知し、循環型社会への意識醸成を進めていく必要があります。とりわけ「食品ロスの削減」と「プラスチックごみの削減」は、重点的に取り組んで行くことが求められています。
- ・ 特別区全体でごみ減量・リサイクル推進のための取組を進めていますが、ごみの焼却を他区の清掃工場に委託している本区は、より一層のごみ減量を図っていく必要があります。
- ・ 事業系ごみについては、事業者が主体的に排出削減に取り組むことが重要であるため、排出削減を推進する支援策を講じる必要があります。

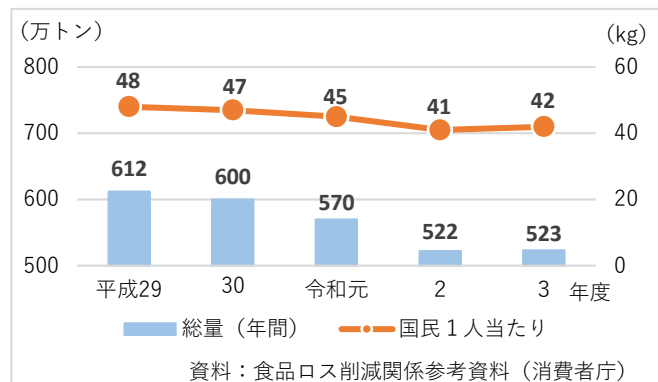
●関連データ●

① 年間ごみ収集量と区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量等



区が収集した年間ごみ量は令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度は42,240トンです。また、家庭から排出されるごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算した区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、3年度をピークに減少し、4年度は347.1g/人日となっています。

② 国内の食品ロス（推計）



国内の食品廃棄物等は、減少傾向にあり、令和3年度で年間2,402万トン、このうち食品ロスは523万トンにもなります。これは、世界全体の食糧援助量（約440万トン/令和3年実績）の約1.2倍の量に当たり、毎日10トントラックで約1,433台分を廃棄していることに相当します。

主要課題	No. 46	地域防災力の向上
-------------	--------	-----------------

●現状●

- 防災対策は、自らの身の安全は自らが守ること（自助）が基本であり、区民は日頃から自然災害に関する正しい知識を持ち、自主的に災害に対する備えを心がけることが重要です。また、災害時には、自らの身の安全を守るとともに、避難所の運営や救援活動など（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら、災害対策活動に努めることが求められています。
- 令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、本区の避難所生活者は26,107人（都心南部地震）であり、区の人口の約11%に当たります。
- 避難所は、自宅が倒壊するなどの被害を受けた方が避難する場所としており、区では、自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合は、避難行動として「在宅避難」を働きかけています。「在宅避難」は、災害時に慣れ親しんだ自宅で安心して生活でき、避難所等への避難者を最小限にとどめることで、避難所の不足や避難所での感染症リスクを軽減できます。「在宅避難」の推進に当たっては、家具類の転倒・落下防止対策や家庭内での備蓄等を推進しています。
- 地域においては、町会・自治会等の区民防災組織や避難所運営協議会により、防災訓練や避難所運営訓練が行われています。区としても、防災訓練等に対する助成を行うほか、避難所総合訓練を実施するなど、住民主体の防災活動を推進しています。
- 避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動する人材が必要です。区では、避難所運営協議会及び区民防災組織等を対象に、防災士の資格取得を支援しています。
- 本区の住宅の建て方別割合（平成30年）は、中高層共同住宅（3階以上）が約75%となっており、今後も増えていくことが予想されています。また、新たな都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると想定されています。そのような状況を踏まえ、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有のリスクに対する対策の強化が求められます。

●関連する主な計画等●

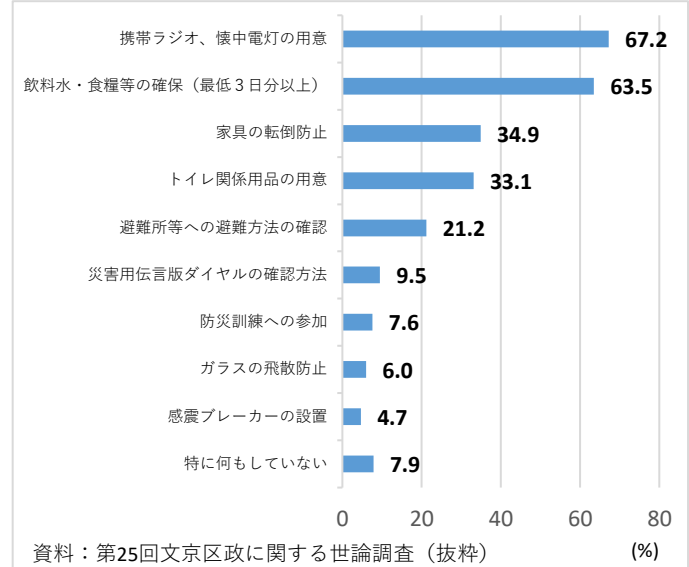
- ・ 文京区地域防災計画（平成30年度修正）
- ・ 文京区国土強靱化地域計画

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 災害時に自宅で安心して生活でき、避難所への避難者を最小限にとどめるため、引き続き、在宅避難を推進する必要があります。
- ・ 区民防災組織や避難所運営協議会等による防災活動の活性化を図るとともに、災害時に地域において中心的な役割を果たす人材の育成が必要です。
- ・ 多くの区民が居住する中高層共同住宅（マンション）特有の災害リスクを捉え、実情に応じた支援を行う必要があります。

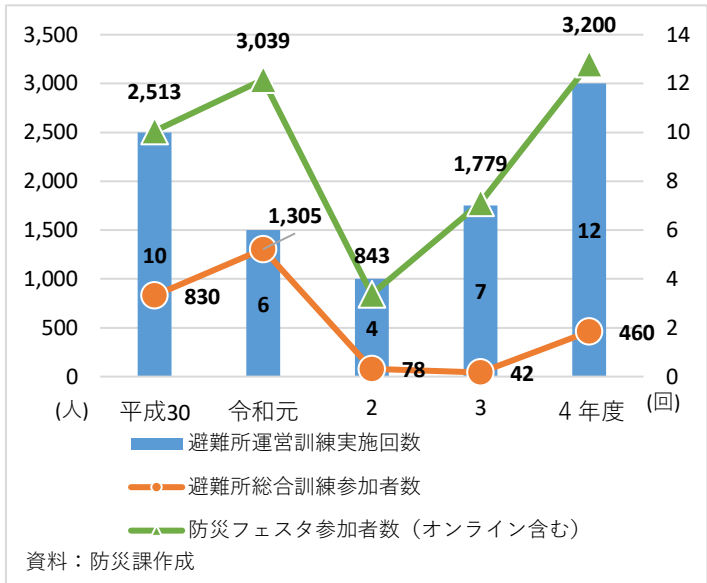
●関連データ●

① 災害に対する区民の備え



「携帯ラジオ、懐中電灯の用意」「飲料水・食糧の確保（3日分以上）」をしている区民は前回調査から増加しているものの、6割から7割にとどまり、在宅避難の推進に向けては、防災意識の更なる普及が必要です。

② 避難所総合訓練等の参加者数と避難所運営訓練実施回数



防災フェスタの参加者数および避難所運営訓練の実施回数は、コロナ禍で大幅に減少したものの、コロナ前と同水準まで回復しています。一方で、避難所総合訓練の参加者数は、平成30年度の半分程度にとどまっています。

主要課題	No. 47	防災機能の強化
-------------	--------	----------------

●現状●

- 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力をしなければなりません。
- 災害時又はそのおそれのある時には、区は、迅速かつ的確に情報を収集・分析するとともに、地域における被害を的確に把握した上で、区民等にその情報を速やかに発信することが重要となります。
- 区では、頻発化・激甚化する自然災害に備え、災害情報の収集・分析及び発信等の一連の業務を迅速かつ効率的に行うことができるよう、令和4年4月から新たな災害情報システムを導入しました。
- また、防災ポータルや防災アプリに加え、防災行政無線やSNS等を活用し、区民等への災害情報を発信しています。これらの情報基盤を有効に活用するためには、災害情報システムの認知向上及び職員のシステム操作等対応力の向上に取り組む必要があります。
- 避難所は、災害時に自宅が倒壊等の被害を受け、または、そのおそれがある場合の被災者の生活場所になるとともに、在宅避難者等の避難所外避難者の支援拠点にもなります。
- これまで区では、備蓄物資の整備や感染症対策等、避難所としての機能の充実や環境の改善に努めてきました。
- また、災害時における支援物資の確保や医療救護活動に当たっては、民間事業者や医療関係機関等との連携が不可欠であり、平時からの体制強化を図る必要があります。

●関連する主な計画等●

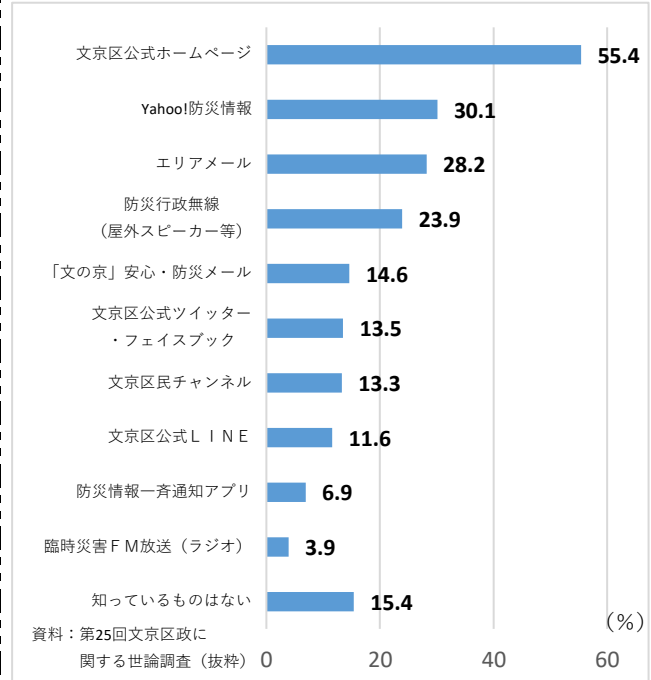
- ・ 文京区地域防災計画（平成30年度修正）
- ・ 文京区国土強靱化地域計画

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 災害時に、正確かつ迅速に情報を収集・分析し、的確な災害対応を行うため、関係機関等との連携の下、区としての災害対応力の強化に取り組む必要があります。
- ・ 避難所において、避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう、避難所の環境を整備するとともに、在宅避難者等に対する支援が求められています。

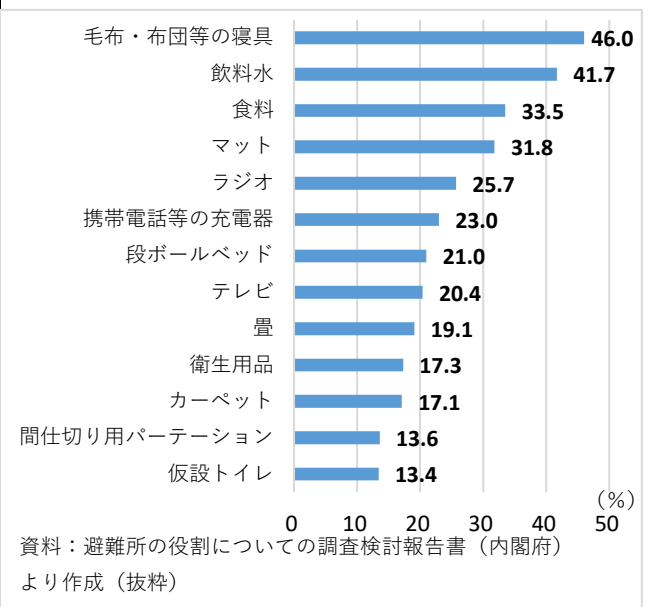
●関連データ●

① 区からの災害情報の提供方法の認知度



災害情報の提供方法の認知度は、文京区ホームページが55.4%と最も多く、前回調査から微増しています。一方で、知っているものはないと答えた人は15.4%となっており、前回調査からほとんど変わらない割合となっています。

② 避難所に滞在中に役に立ったもの



平成30年度に内閣府が実施した調査によると、実際に避難所を利用した方が役に立ったものは、「毛布・布団等の寝具」が最も多く、次いで「飲料水」、「食料」、「マット」の順となっています。

主要課題	No. 48	災害時の要配慮者への支援
-------------	--------	--------------

●現状●

- 災害時、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等にとって、避難のための情報把握や生活手段の確保等、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではなく、災害時における安否確認手段や必要なサービスを提供できる体制整備が求められています。
- 令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となりました。区では、これまでも避難行動要支援者名簿の作成を進めてきましたが、同時に個別避難計画の作成についても制度の理解促進や勧奨に取り組み、同意方式名簿（平時から区民防災組織等に情報提供することに同意した人の名簿）のうち個別避難計画を作成している人は7割を超えています。
- また、区民防災組織や民生委員・児童委員等の地域の支援者の協力の下、避難行動要支援者を対象とした安否確認訓練等を実施するなど、避難支援体制の強化を図っています。
- 区では、避難所で生活することが著しく困難な高齢者や障害者等が避難する施設を確保するため、福祉避難所を25か所、妊産婦・乳児救護所を4か所設置し、必要な物資を備蓄しています。特に、感染症対策として衛生資材及びパーテーション、簡易ベッドを備蓄するとともに、避難所開設キット（行動手順書）を配備しています。
- 国は、令和3年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、福祉避難所の受入対象者を特定する制度を創設するとともに、個別避難計画等の作成プロセスを通じて、福祉避難所への直接避難を促進しています。
- 近年増加する外国人居住者に対しては、言語や生活習慣が異なるほか、災害の経験や知識にばらつきがあるため、円滑な避難行動等をとることが困難な場合があります。

●関連する主な計画等●

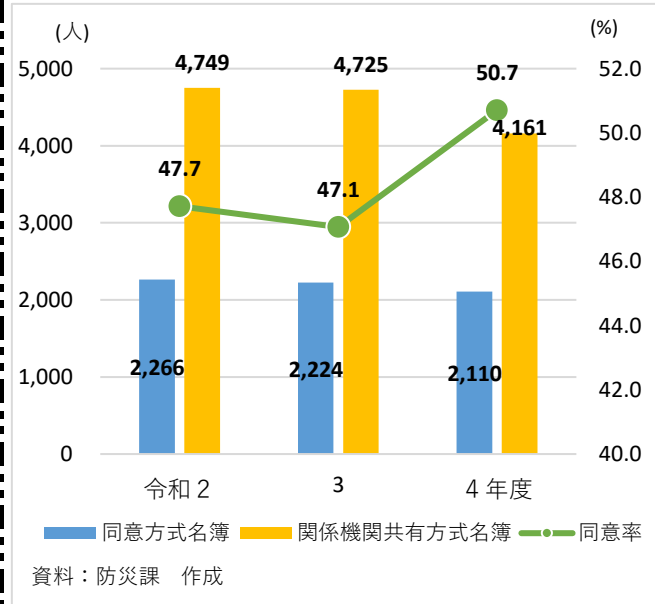
- ・ 文京区地域防災計画（平成30年度修正）
- ・ 文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を強化するとともに、平時から、避難行動要支援者と地域の支援者との顔の見える関係づくりが必要です。
- ・ 福祉避難所の拡充を図るとともに、福祉避難所への直接避難に向け、対象者の特定や受入体制の調整等、円滑な避難につながる対応が求められます。また、要支援者の実情にあった物資の備蓄等、福祉避難所等の環境整備が必要です。
- ・ 外国人居住者に対し、平常時から必要な情報を提供することで、災害時に適切な避難行動へつなげるなどの対応が求められています。

●関連データ●

① 避難行動要支援者名簿の登録状況



令和4年12月末現在、関係機関共有方式名簿の登録者数は4,161人で、このうち、同意方式名簿の登録者数は、2,110人です。同意率は増加傾向にあり、5割を超えています。

② 福祉避難所、妊産婦・乳児救護所一覧

【福祉避難所（25か所）】

特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	介護老人保健施設音羽えびすの郷
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	介護老人保健施設ひかわした
特別養護老人ホーム文京白山の郷	龍岡介護老人保健施設
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	グッドライフケアセンター向丘
特別養護老人ホームゆしまの郷	グループホーム白山みやびの郷
特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	有料老人ホーム杜の癒しハウス文京関口
特別養護老人ホーム小石川ヒルサイドテラス	文京区立大塚福祉作業所
特別養護老人ホーム文京小日向の家	文京区立小石川福祉作業所
文京向丘高齢者在宅サービスセンター	障害者支援施設リアン文京
文京湯島高齢者在宅サービスセンター	本郷福祉センター若駒の里
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	ふる里学舎本郷
文京本郷高齢者在宅サービスセンター	東京都立文京盲学校
福寿ふんきょう小石川あけぼし・花物語ふんきょういつつ星	

【妊産婦・乳児救護所（4か所）】

跡見学園女子大学	東洋学園大学
貞静学園短期大学	日本女子大学（新泉山館）

資料：福祉政策課、防災課 作成

福祉避難所については、区内の福祉施設の運営事業者と連携・協力し、設置個所数の拡大に取り組んでいます。

主要課題	No. 49	災害に強い都市基盤の整備
-------------	--------	---------------------

●現状●

- 首都直下地震発生の際、都の被害想定によると、木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や地震火災の被害が発生するとされています。
- 区内には、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月施行）以前建設の建物が多数あり、また、十分な安全性が確保されていないブロック塀等は、大地震の際に倒壊の恐れがあることから、これらの耐震化等を進める必要があります。
- また、「燃えない・燃え広がらないまち」を目指し、大塚五・六丁目では不燃化特区を指定し、建築物の不燃化を推進しています。
- 近年は、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動の影響が各地で現れています。区では都市型水害に強いまちづくりを進めるため、透水性舗装や雨水浸透枳の整備などを行っています。
- また、土砂災害防止法に基づき、これまでに都が区内107か所を土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域として指定しています。区では、崖等整備資金助成事業により所有者による適切な維持管理を支援を行うほか、崖改修が困難な場合でも崖下建築物の安全性を高める支援を行っています。
- 区内には、道幅が4 mに満たない道路（細街路）が多く、災害時に緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げになる恐れがあります。狭い道路を解消するため「細街路拡幅整備事業」を進め建築基準法で定められた4 m道路の整備を行っています。
- また、区内4路線において、電線共同溝整備事業を進めるほか、「橋梁アセットマネジメント基本計画」に基づき、橋梁の補修等を進めています。

●関連する主な計画等●

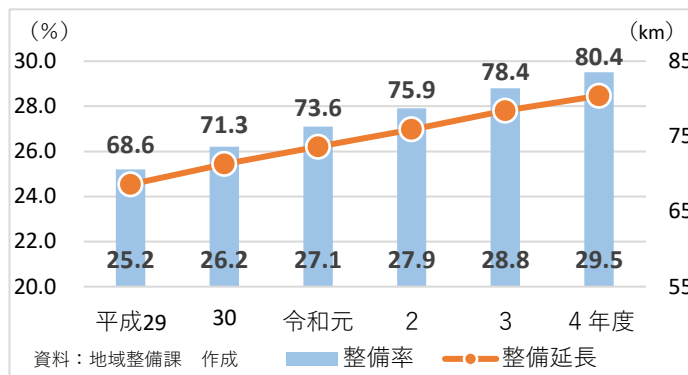
- ・ 文京区耐震改修促進計画（平成20年度～令和7年度）
- ・ 橋梁アセットマネジメント基本計画

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 建物の共同化等と道路や広場等の公的空間の整備を総合的に行い、災害に強い都市基盤の整備を図る必要があります。
- ・ 地震や火災、土砂災害等による被害を抑えるため、建築物の耐震化・不燃化、崖等の整備等を促進する必要があります。
- ・ 震災時等に消防・避難活動の妨げになることを防止するため、経路を確保する必要があります。

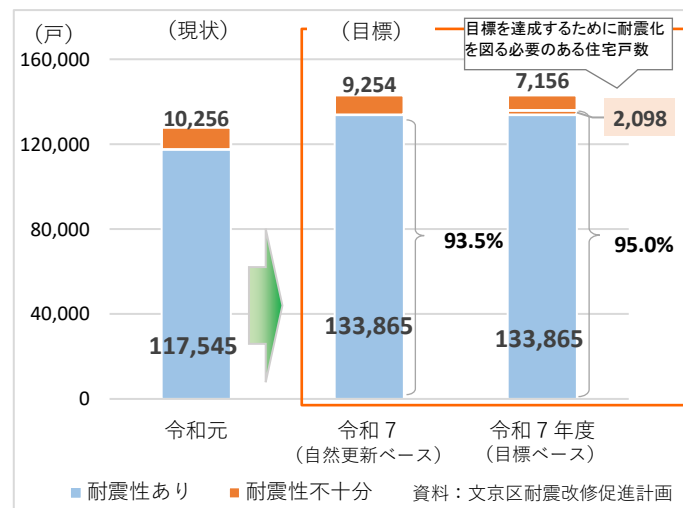
●関連データ●

① 細街路拡幅整備率・整備延長データ



細街路は、建築時等に合わせ、拡幅整備を行っています。平成2年10月の細街路拡幅整備事業開始から、平均約2.1kmの拡幅整備を行っており、令和4年度末現在の整備率は29.5%、整備延長は約80.4kmとなっています。

② 対象建築物の耐震化（現状と目標）



令和元年度末から、施策によらない自然更新で耐震化が進んだ場合、7年度末では93.5%まで耐震化率が上昇すると推計されています。7年度末での耐震化率の目標である95%を達成するためには、自然更新によるものに加えて、積極的な施策展開により、耐震性を満たす住宅を更に2,098戸増加していく必要があります。

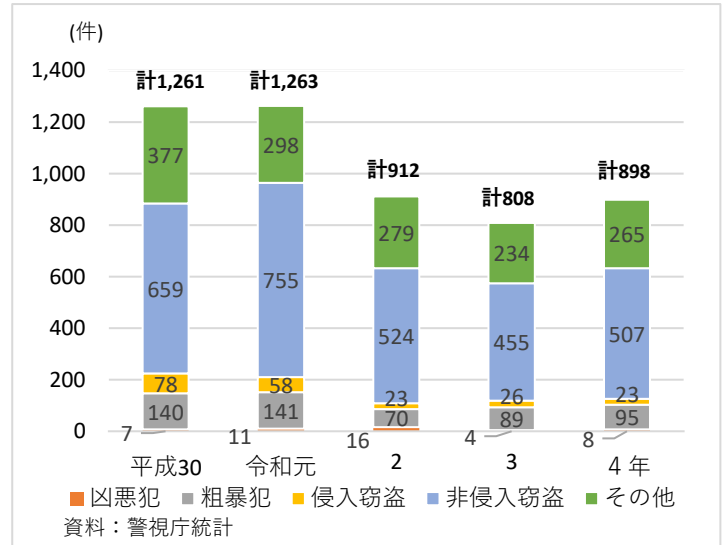
主要課題	No. 50	地域の犯罪抑止
-------------	--------	----------------

●現状●

- 警察白書（令和4年）によると、全国の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万件をピークに減少傾向にあり、令和3年は約57万件にまで減少しました。
一方で、特殊詐欺については、被害額は平成26年から減少傾向にあったものの、認知件数は令和3年から増加傾向にあり、深刻な情勢が続いています。
- 本区においては、令和4年の刑法犯認知件数は前年に比べ増加し、898件となりましたが、23区内の中で最も少ない件数となっています。しかしながら、令和4年の区内の特殊詐欺認知件数及び被害総額は前年に比べどちらも増加し、62件2億10万円となりました。
- 公園等への防犯カメラの設置については、令和5年度までに、再整備予定公園を除き、設置予定の全園に設置しました。
- 防犯カメラの設置等により子どもの安全対策に取り組んでいますが、子どもに対するつきまといや声掛け事案はいまだ発生しており、引き続き、子どもの安全対策が求められています。
- 区では、協働・協治の考え方の下、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指して平成17年4月から「文京区安全・安心まちづくり」条例を施行しています。この条例に基づき、「安全・安心まちづくり推進地区」の活動を支援しています。令和5年3月現在、56地区を指定し、それらを構成する町会が全体の約80%にあたる120町会となりました。
- 平成25年5月に区内4警察署「23区安全・安心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・安心推進のための合意書」を締結し、相互に連携しながら犯罪抑止や交通事故防止等に関する施策を推進しています。

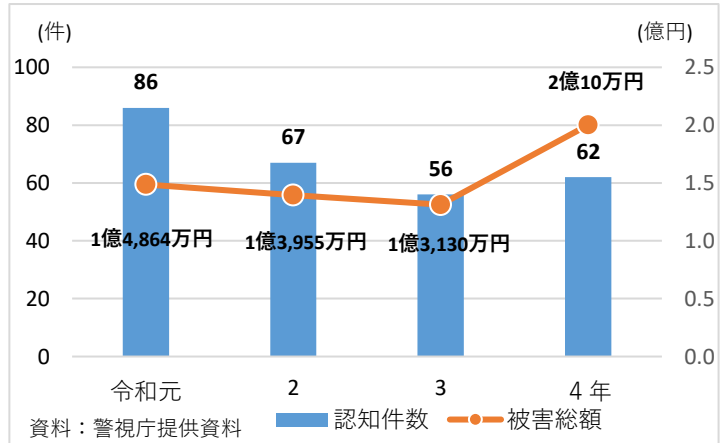
●関連データ●

① 刑法犯認知件数（区内で発生したもの）



被害の届出等により、刑法犯として警視庁がその発生を確認した件数である刑法犯認知件数は、区内における犯罪発生状況の目安となります。総件数は減少傾向にあり、令和4年は898件となっています。

② 特殊詐欺認知件数及び被害総額（区内）



振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の4類型）とそれ以外の振り込め類似詐欺をまとめて、特殊詐欺といいます。特殊詐欺の発生件数は減少傾向にあるものの、被害総額は令和4年に2億円を超えました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 安全で安心して暮らすことのできる地域環境を築いていくため、区民の自主的な防犯活動を更に促進する必要があります。
- ・ 特殊詐欺の犯行手口の傾向が日々巧妙化していることもあり、区民の特殊詐欺被害防止のために対策を更に強化する必要があります。
- ・ 子どもが被害者となる犯罪が後を絶たないことから、子どもを犯罪から守るための取組を更に推進する必要があります。

主要課題	No. 51	管理不全建築物等の対策の推進
-------------	--------	-----------------------

●現状●

- 全国的に、人口減少や既存建築物の老朽化、家族構成の変化等を背景に、空家等の増加が大きな社会問題の一つになっています。
- 特に、適切に管理されない空家等は、倒壊の危険性の増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになります。
- 令和5年6月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、放置すれば特定空家等になるおそれがある空家等を管理不全空家等として指導・勧告できるようになります。
- 区では、平成30年7月に策定した「文京区空家等対策計画」の計画期間満了に伴い、最新の社会情勢や空家等対策に係る各種制度を踏まえた総合的な空家等対策を推進していくことを目的として、令和5年3月に同計画を改定しました。
- また、空家一斉点検現地調査や老朽家屋の実態調査等から、空家等の所在やその状態等の概要を把握しました。令和4年12月末現在、空家等の可能性が高い建築物が区内に185戸あります。
- マンションは主要な居住形態として区内に広く普及しており、地域社会を構成する重要な要素となっています。一方で、今後、建物の高経年化や居住者の高齢化が進行すると、管理不全のマンションが増加し、周辺の環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 区内には30戸以下の小規模マンションが多いことから、維持管理や修繕等の際に区分所有者の負担が課題となってくることが考えられます。
- 令和4年4月の改正マンション管理適正化法の施行を受け、区でも令和5年度にマンション管理適正化推進計画を策定し、管理計画認定制度を開始しました。

●関連する主な計画等●

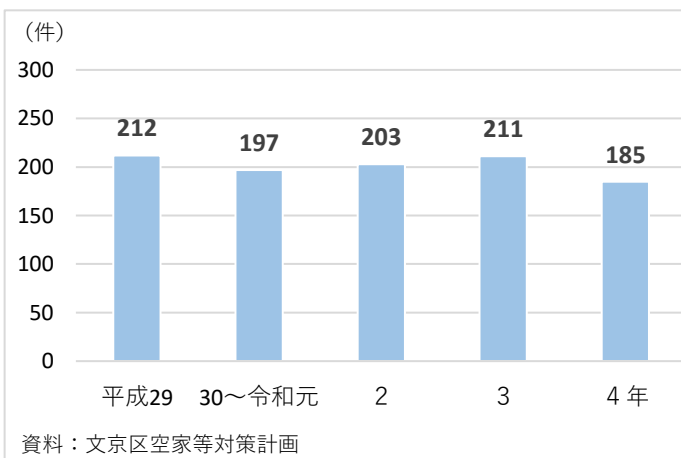
- ・ 文京区空家等対策計画（令和5年～令和14年度）
- ・ 文京区マンション管理適正化推進計画（令和5年7月～令和7年3月）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 管理不全な空家等が周辺環境に与える影響や所有者等の責務について周知し、空家等の発生を予防するとともに、既存する空家の適正管理を促進する必要があります。
- ・ 管理不全空家等及び改善が見られない特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置を講じていく必要があります。
- ・ 管理不全の兆候があるマンションの把握に努め、管理の主体である管理組合への支援を行い、管理計画を認定すること等により、マンションの管理不全を予防し、適正な維持管理を促進していく必要があります。

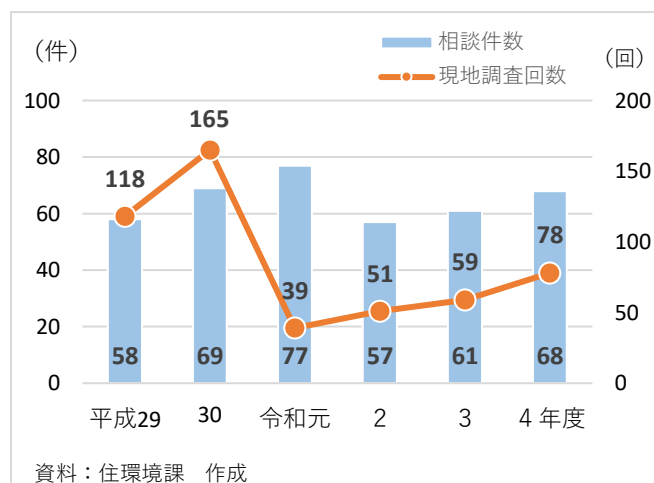
●関連データ●

① 区内の空家等の可能性のある件数



区内で空家等の可能性のある件数は、平成29年度から大きな変化はなく、概ね横ばいの傾向にあります。

② 区民及び空家等所有者からの相談件数、空家等の現地調査



管理不全な空家等に関して、区民及び空家等の所有者から、毎年60～70件の相談を受けています。また、相談のあった空家等の現地調査を行っており、令和4年度では78回実施しました。

主要課題	No. 52	交通安全対策の推進と移動手段の利便性の向上
-------------	--------	------------------------------

●現状●

- 区内の交通事故死傷者数については、令和2年に過去最少となったものの、3年、4年は2年から増加しており、交通安全の確保が求められています。そのため、区では、だれもが安全に通行できるよう、道路環境の整備を行っています。また、自転車に関連する交通事故死傷者数の割合は増加傾向であることから、自転車利用者に対して交通ルール・マナーの周知徹底を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染リスクの低い交通手段としての自転車利用や自転車宅配サービスの利用増加など、交通需要に変化が生じています。
- 4年4月に道路交通法が改正され、5年7月からは一定要件を満たす電動キックボード等が新たな車両区分である「特定小型原動機付自転車」に位置づけられました。
- 拠点間ネットワークの充実と公共交通不便地域の解消等を図るため、平成19年度から運行を開始した文京区コミュニティバス「Bーぐる」は、3年度に本郷・湯島ルートを加え、現在3路線で運行しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりBーぐるの利用者数は減少したものの、現在は、回復傾向にあります。
- 区内には狭隘道路が多く、コミュニティバス車両の通行が困難な公共交通不便地域が存在しています。
- 自転車シェアリングの利用者は増加しており、公共的な交通手段として定着しつつあります。また、更なる利便性の向上に向け複数事業者と協定を締結しています。

●関連する主な計画等●

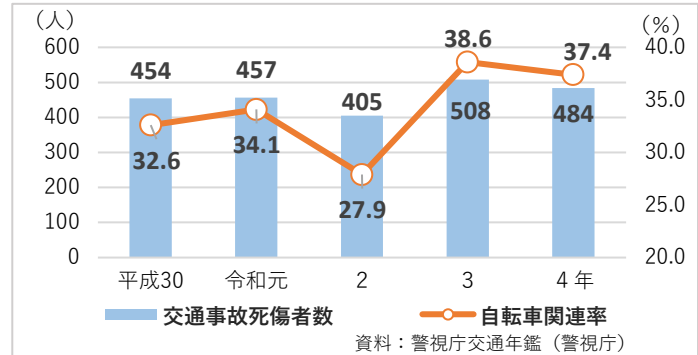
- ・ 第11次文京区交通安全計画
(令和3年度～令和7年度)
- ・ 文京区自転車活用推進計画
(令和4年度～令和13年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 交通事故のない地域社会を目指して交通安全対策を強化する必要があります。特に自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知・啓発に向けた取組を強化するとともに、新たな車両区分である特定小型原動機付自転車に対しても安全な利用に向けた取組を実施する必要があります。
- ・ だれもが安全に通行できる道路環境を確保するため、定期・一時利用の配分の更なる適正化を含めた放置自転車対策を推進するとともに、コミュニティ道路等の道路整備を推進する必要があります。
- ・ Bーぐるについては、利用者の動向に注視しながら、公益性と経済性のバランスや採算性に配慮したサービスの提供が求められており、自転車シェアリングについては、利便性向上が求められています。
- ・ 公共交通不便地域の解消や、福祉的視点・観光的視点での交通課題に対応するため、社会情勢や交通システムの進展等を踏まえた上で、多様な公共交通手段の可能性について研究を行う必要があります。

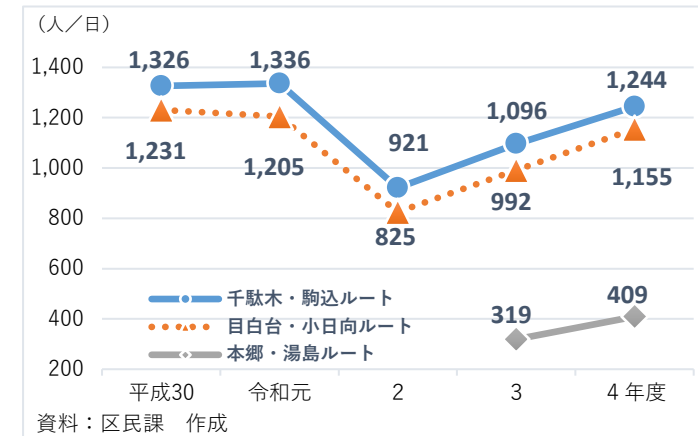
●関連データ●

① 区内の交通事故死傷者数と自転車関連率



近年、区内の交通事故死傷者数は増減を繰り返していますが、令和4年は前年より24人減少しました。中でも、自転車に関連する交通事故死傷者数の割合は、全体の約4割を占めています。

② Bーぐるの1日当たり利用者数



Bーぐるの1日当たりの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じましたが、千駄木・駒込ルートでは1,200人台、目白台・小日向ルートでは1,100人台まで回復しました。また、本郷・湯島ルートの利用者数は、増加傾向にあります。